矯正図書館

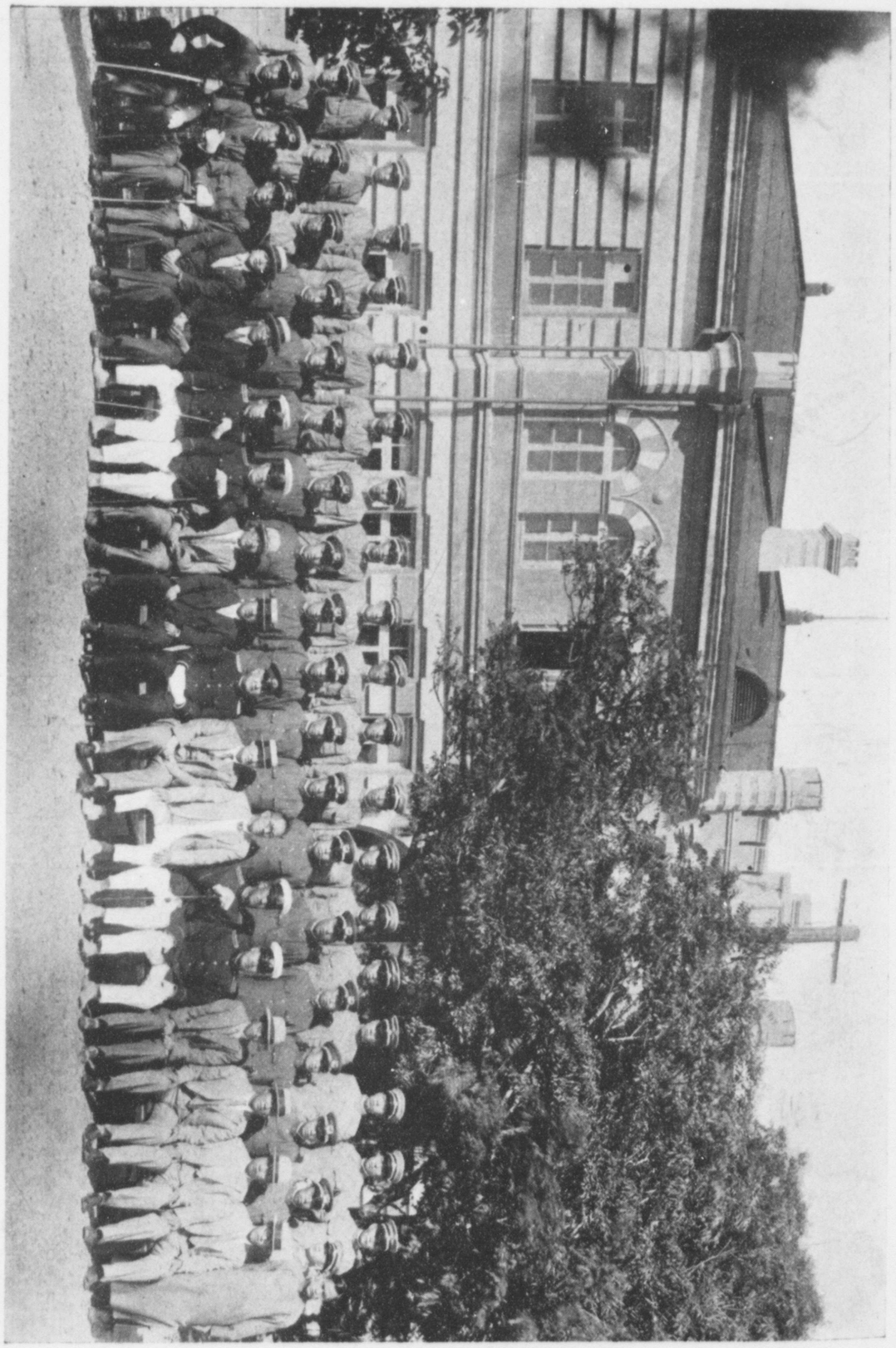
刑政

第四十八卷　八月號　第八號

犯罪外國人に對する追放刑（卷頭言）	正木亮	2
教育學的に觀察したる集團散歩	正木亮	5
刑務官とその性格	青木誠四郎	12
刑事社會學に於ける問題（四）	小川太郎	25
映畫の教化的影響に關する一研究	高瀬安貞 小松友龜	38
海外時報		49
雜報		56

財團法人 刑務協會發行

昭和十年八月二日印刷納本　昭和十年八月六日發行　第四十八卷　第八號



念紀習修務實るけ於に所務刑東關の生習練官務刑國洲滿

舞見御中暑

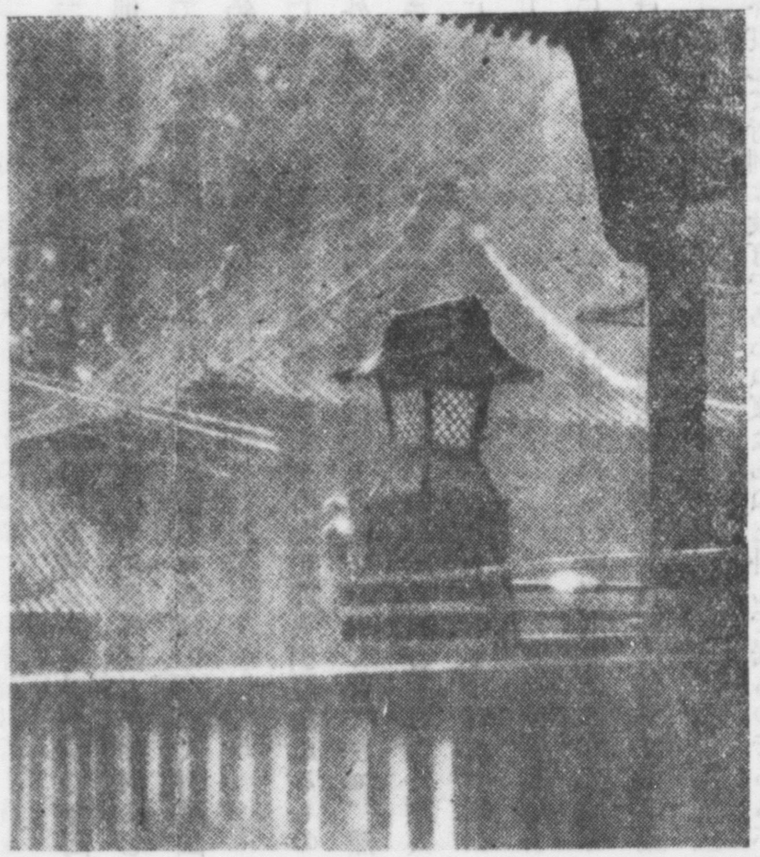
昭和十年八月一日

刑務協會

岩松玄十　伊藤忠次郎
正木亮　大原虎夫
椎名通藏　野尻爻六
吉田律　能勢弘忍
岡部常　大石武
谷内庄太郎　阿部清衛
東邦彦　野口幸喜
芥川信　平野宗一郎
岡朗　大森日榮
中尾文策　平居三郎

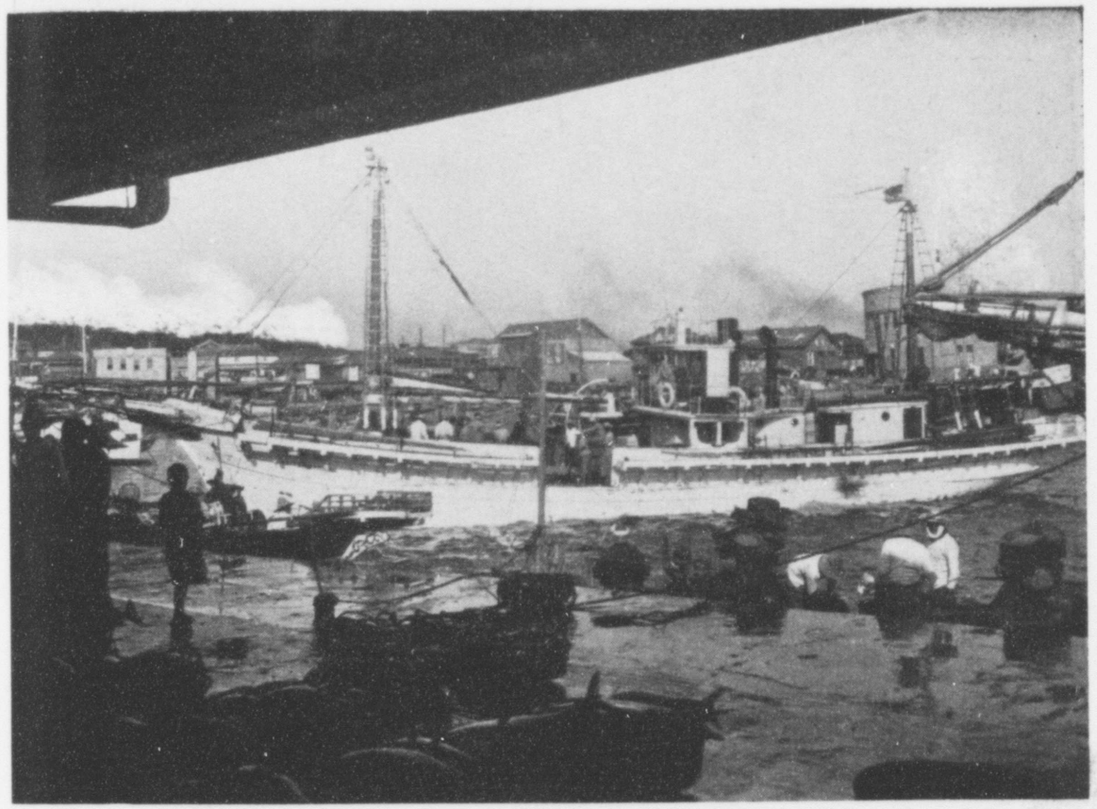
矯正図書館

刑政



第四十八巻

八月號



三崎入港の快天丸（上）と水揚された初漁の鰹（下）　前號「電波に映ずる快天丸の初漁」參照



犯罪外國人に對する追放刑

一九三三年八月二十一日より二十六日までドイツのバーデン・バーデンで今回の國際刑法並監獄會議の準備委員會が開催されたときに多數委員は各國に於ける犯罪外國人が如何にして本國に送還されるか、又送還に際して如何なる保護が加へられるか等に關して各國の犯罪人引渡法を報告して之を世界的に檢討することを約したのである。

幸か不幸か我國に於てはこの委員會で要求されたやうな犯罪人引渡法なるものはないので本國に送還する程度のものは外務當局と警察當局との手で行政上の處分を以て解決され、然らざる者は之を刑務所に拘禁することとされて居るのである。而して、わが刑務所に收容される外國人の數は昭和四年に百三十六人、昭和五年に百二十一人、昭和七年に百人、昭和八年に八十人、五箇年平均百十五人に達して居るのである。

これらの外國人に對して抑も自由刑の執行は如何なる根本原則の上に立てばよいのか。その點に關し、わが法律制度は外國人の拘禁を豫定はして居るが執行の目標に付ては更に關するところがないのである。

われわれは終始一貫して行刑は教育であらねばならぬと叫んで居るのであるが、その行刑の教育的本質は正にこの外國人拘禁に對しては如何に調和すべきものであらうか。過去の教育學者たちが心醉して居たやうに個人的教育が行刑の本質と結びついて居るならば外國人に對する行刑教化もあながちに無意

味なものではない。又更に高次なる教育概念であると認めらるべきかの人格的教育學の下に於ても外國人の教化といふことは決して不可解なものではないのであるが、しかし、今日の教育學はかやうな一個人を對象とする教育に滿足を持ち得なくなつて居ることは何人も認めるところ。

所謂非常時局がもたらしたわけではないが、近代教育學は個人を對象とする進化陶冶の方法より遷つて國家社會の善良なる一員に仕上げることが眞の教育であり教育の極地であるといふ認識をもたしめることと國家の一員に仕上げること、この二つの概念によつて構成された行刑教育の下に於て外國の犯罪人を教育するといふことは不可能である。よし、之を日本の犯罪者と分離拘禁したとしてもかかる外國人をその本國の國風に融合せしめることは日本刑務官には求めて能はざるところである。この意味よりしてかの教育刑といふ觀念の一貫せざることを論議するものがありとすれば、それは現行刑法制定當時に於て外國人犯罪に付て刑事政策的考慮を拂はれなかつたその罪を責められるべきであると思ふ。

次にわたくしと全然反對の立場より刑罰を觀察され、刑罰は應報であるといふ考へを維持される人、刑罰はその威嚇力によつて社會全般を警戒すべきであるといふ一般豫防の價値を是認される人人にとつても外國人たる犯罪者を處罰し拘禁することが如何に不合理であるかを理解せらるべきであると思ふ。

刑罰の應報を發揮するが是か、多額の國費を支出して此等異國人を拘禁するの愚を避けるが是かは苟くも法律制度を國家的見地に於て理解せんとするものの敢てその判斷に苦しむところはない筈である。

何れにしても、外國人を拘禁して之に自由刑を科すること位不經濟にして且非教育的な制度は之を見出すことが出來ないと思ふ。思ふても見よ、アメリカ人を拘禁して之をアメリカの立派な國民に誘導す

る義務が日本の刑務官に負擔させられるといふ理窟は如何なる點よりも見出すことが出來ないのである。

わたくしはかやうな觀點より今日の自由刑制度を眺めて強く主張し度い。卽ち、外國人に對しては追放刑を設けて自由刑を避けよといふのである。外國より追放された自國人を受領すること、而して之を自國の刑罰に服せしめることこそ、又眞に刑罰の特別豫防作用を發揮せしめることこそ各國家の義務でなければならぬのである。

わたくしは今日拘禁されて居る外國人の行刑に對して直ちに我國人と差別待遇せよと叫ぶのではないが、少くとも之に對して我國人と同じ教育作用の適用さるべきでないことだけは之を認識して置かねばならぬのである。而して、刑務官はその實踐上の要求として外國人に對する自由刑制度の不合理なる所以を強調して然るべきものだと思ふ。

昭和十年七月二十四日夜

正木亮

教育學的に觀察したる集團散歩

正木亮

一

行刑累進處遇令第五十九條に「第一級ノ受刑者ニハ適當ナル場所ニ集團散歩ヲ爲サシムルコトヲ得」と規定されて居る。この規定は條文をそのままに解釋すれば行刑成績がよくなつた受刑者に御褒美として集團散歩を許すことが出來るといふ優遇規定に過ぎないやうに見える。事實この規定が實施されて以來刑務所長の中にはさやうに優遇的の意味に於てのみ之を利用された向があるやうである。例へば或る刑務所に於ては花爛漫の時節に囚人に花見をさせたとか、又或る刑務所に於ては囚人を海水浴に連れて行つたとか、又或る刑務所では囚人を學生と同じやうに見學に引張り廻したとかいろいろな報告を受けたものであつた。

わたくしは自由剝奪を受けて居る者が突如としてかやうな處遇を受けることはそれ自體非常に廣い意味の教化的價値のあることは認める。例へば、それによつて國家の恩寵に泣き、或は自己の思はざる幸福に涕泣することなぞはたしかに教化的價値のあるものであることは否定することが出來ない。

しかし、さやうな教化的價値のあるものは之を遠慮なく實施することが出來るものである。しかしたら行刑教化も決して困難なものではないのである。或時は社會感情を考慮し、或時は囚人の感激が一時的であるか恒久的であるかを考へ又或時は處遇に對する感受性の濃度を檢討せねばならぬこと等行刑教化の運用ほど右顧左眄せねばならぬものはないのである。

さやうな立場より行刑累進處遇令第五十九條を觀察すればこの條文ほどむつかしいものはないのである。わたくしは行刑累進處遇令の起草者として玆に起草當時に於けるわたくしの所信を披瀝して今日動もすれば異つて利用されつつあるこの條文の眞意を明かにして置き度いと思ふ。

二

わが行刑累進處遇令に於て第一級の受刑者を適當なる場所に集團散歩せしめようと考へたのは勿論かのウオーター・クロフトンの半自由拘禁の思想に共鳴したからであつた。ウオーター・クロフトンはかのラスク監獄とスミスフキールド監獄とを建設するときに考へて曰く「囚人は監獄といふ絶壁の上から平地に飛び下ろして足をくじかせるべきものではない、そこには緩急妥當な途こそ即ち半自由監獄であつたのであるが、わが處遇令もせめてクロフトンのこの思想を容れて玆に集團散歩といふ形式を作つたのであつた。

しかし、回顧すれば現代の我國刑事思想は決して急進的なものではないのである。行刑によつて犯人を改善しようとする目的こそ是認せられ、その方法として行刑をサナトリウム化し或は學校化することに付ては社會は極めて神經を昂ぶらせるものが多分に認められて居るのである。

社會人は常に曰く「刑務所を立派にすれば刑務所志願者があらはれるであらう」と。社會人のこの言葉に對してわたくしは決して權威を認めない。何となれば、刑務所がいかに立派でもそれが人類の自由に勝り得ぬ限りそれは杞憂であることを斷言することは出來るが、しかし、社會人のその叫びは權衡を欲求する人類の叫びであることを忘れてはならないのである。而して、その叫びの集るところに所謂社會感情なるものが形成されこの社會感情に敵對するとき、さし當り行刑上にはさして不利益を蒙ることがなくとも釋放され行く人人はそこに思はぬ强敵を見出さねばならぬことを忘れてはならぬのである。

三

ウオーター・クロフトンは半自由を監獄と社會との渡し船か懸橋のやうに考へて居たが、もし監獄が社會感情と抗敵すれば監獄と社會とにどうして連絡がとれよう。行刑教化は竟に水泡に歸して了ふであらうことは何人も否定することが出來ないのである。

わたくしはこの社會感情といふものが素樸的であるといふことは毎々指摘して居る。そしてかかる素樸的社會感情の下に形成される刑罰思想は之を排擊しつづけて來たのである。し

かし、それは論理の上のことであつて實際問題としてでであるにせよ今日直ちに社會感情を超越することとはわれわれの採るべき態度ではないのである。

殊にわれわれは今日の行刑教育の基本を人格的教育學と社會學的教育學との統合であると考へて居るのである。而して、人格的教育學といふのはかのゲルハルド・ヅツデの主張した「人を倫理的人格にまで到達させることを理想とする」ものであつて、他人の貧苦・困憊を馬耳東風と感ずるが如きはこの人格的教育學には全く乖反する觀念なのである。彼は感覺的個性を目的とするところの所謂個人的教育學を排斥して居る。最近に於てはかのウイリイ・モーリが個人主義と實證主義との結合よりなることの感情・氣分教育學を極力排斥して居るが、この集團散歩の如きは利用する者の心境によつては感情と氣分の教育學に墮するの虞れが決して尠くないのである。社會人の貧苦・困憊に對比して自己の受ける恩寵をむしろ心苦しく思ふところに人格的教育學の精神がわきこそすれそれなくして只叙上の恩寵を當然視するが如きは正しく個人主義的教育學として人を善に導かんとする行刑教育學の基礎とすべきものではないのである。

今日まで行はれて居る集團散歩の實施方法の中には正にこの教育學上の根本思想を誤解して居るものがあるのではなからうか。累進處遇の採點に際して囚人に迎合するが爲めに採點の安賣りをしたり、或はいたづらに慰安方法を擴大して所内の靜謐を希ふものがありとすれば

その人は累進處遇を個人主義化し利己主義化して最も重要なるこの人格的教育の使命を忘れたものといはねばならぬのである。

四

集團散歩は行刑學上の意味に於ては前述したやうに監獄と社會との渡し船であるが、教育學的に觀察すれば囚人を社會生活に適合せしめる唯一の方法である。行刑學の上に於ては社會復歸といふことが高調される。殊にかのナチスの行刑に於てすらこの社會復歸が自由刑の目的とされて居る位であるが、しかし、社會復歸の目的は高い壁の中で達せられるものではない。嘗てモツト・オスボーンは行刑學上に獅子吼して「自由に出すには自由を以てせよ」といふグラツドストーンの言葉のうけ賣りをしたものであつた。さうしてその言葉を竟に囚人自治制として具體化したことであつたが、丁度それと同じやうに教育學上に於てはかの社會教育學者のデユキーが次のやうに言つて居るのである。即ち「社會生活の準備たるべき唯一の方法は、社會生活に從ふことである」と。

モツト・オスボーンがグラツドストーンのアイルランド自治政治の爲めに叫んだその言葉を行刑上にもち來したのと同じやうに、わたくしはデユキーのこの言葉を行刑の上にとり入れ度い。否、事實行刑の目的はさなきだに社會教育と溶けて一體を爲さねばならぬ以上デユキーのその言葉は同時に行刑教育の基本精神でもあつたのである。

社會生活に從ふことといふのは無爲徒食を避けて職業に精進することである。個人生活を家庭及び社會の生活と連絡させて妥當なる共同生活を爲し得るやうにすることである。

從來の囚人生活に於ては職業教育の點は相當力がそそがれて居た。しかし、その共同生活の點に於ては實施もしなかつたが、又實施することが困難であつたのである。教育學者のよく主張する人の教育は自由と自治とを與へることで成功するといふその教育原理を試みるべく監獄内はあまりに個人の生活を拘束し過ぎて居たのである。處遇令第五十九條は人の教育に關することの原理を是認し而してそれに基いて共同生活を堅實ならしめようとする手段として用ゐられたのであるから、場合によつては集團散歩なぞは行はれないことがその地方的情況に合致するが如きことのあることを考へて貰はねばならぬのである。第五十九條に「爲サシムルコトヲ得」とされたのはその邊に深長なる意味が偶されて居たのである。

冷寒地方の監獄の囚人が町中を列をそろへて宮詣をした。北海道では見學につれて歩いた。中國では海水浴につれて行つて寫眞をうつしたりしたことがある。かやうな集團散歩を以て果してデュキーのいはゆる社會生活に從ふものといひ得るであらうか。此等の點に付てわたくしは刑務官が囚人の處遇をもつと教育學的に觀察される必要があると思ふ。

五

ドイツのグライスワルドの刑務所長をして居るコテ A. Kothe といふ人の論文の中に「教育行刑

といふ言葉は過去長年の濫用によつて不快なる餘味 Beigeschmack を持つに至つた」といつて居る。わたくしはさうは考へない。考へないが、しかしわれわれに對する警告ではあると思ふ。たしかに、刑務官は囚人に對する憐憫のあまりに彼等が入所前又入所後に於て直面した又直面せねばならぬ生活以上の生活を爲さしめる傾向のあることは事實である。教育をするに當つて過剩な資料を提供する。又過當だと思はれるほどの慰安も與へる。それは理想的なことではあるが貧弱な社會に歸り行く者にとつてはかやうな待遇は過去の一場の夢と消え去るところの教育でしかあり得ないのである。かやうな教育方法を用ゐ得る現代行刑は實に有り難いことではあるが、しかしさし當り現實生活に直面せしめることを急務とする現代行刑に於てはもつと囚人の陶冶に現實と妥協出來得るやうな方法を用ゐることが要望されるに至つたのである。

教育學上に於ては國家國民のための責任感犧牲心の養成をなすことが今日の教育の基調であると考へられるやうになつたことに對して行刑教育の上に於ては各人の責任感意志の鞏固を要求されるに至つたが、前者は公民教育、社會教育の基礎觀念、後者は人格的教育學の基礎觀念、その二者の統合されたのが具體化して集團散歩その他の形となつてあらはれて居るのである。からその運用は能ふ限り常に諸々の條件と對照考覈して行はれねばならぬと思ふ。苟くもコテのいふが如き濫用の叫びを受けないやうにすることが累進處遇の教化的大原則であるといふことを刑務官は忘れてはならない。

刑務官とその性格

青木誠四郎

内容

一、行刑機能の社會的性質
二、人格的要素の重要性
三、理想の刑務官
四、實踐上の問題

一

およそ人が、この社會に於て、その文化の進歩を目指して、さま〴〵な企てをする場合、そこには極めて多様な營みの形が區別される。たゞ、これをその直接にその企ての對象として拘るところから眺めて見ると、大體二つの營みの姿が分けられやう。一つは、その營みが物を直接の對象としてなされ、これによつて間接に社會の人々に働きかけようとするもので、他の一つはこれと異つて、人を、殊に人の本質と云ふべき心を、その直接の對象として、人々の上に働きかけるものである。農工の營みの如きは前のもので、人の心の成長に關與しようとする教育、宗教の營みはこの後のものである。

かやうな角度から、人々の營みを眺める場合、物を直接の對象としてゐる企てに於ては、勿論それに携る人々の社會人としての社會性は要求されるけれども、その直接な營みに於ては、物と人とが相關係する形を有つてゐるのであるから、營み自體に於ける社會的關係と云ふべきものはいはば比較的稀薄である。時に物を對象としての營みには、人をも共に對象とするやうな、取引の如き營みがあるけれども、これは人に拘るとは云へ、それに影響する關係は、いはゞ一時的であり、また目的をもつて、心の成長に關與するものではないので、これを全く物だけを對象とするものに比べては、社會的相互關係の色は濃いのではあるが、たゞその營みに於ける社會性、人と人との相互關係の重要性は、しかく著しいとは云はれないのである。

然るに教育に於けるやうな殊に人間生活の本質と云ふべきその心に影響しようとする企劃に於ては、一人の人の示す精神の表現が、他の人の反應をよび、その社會的相互關係によつて、その目的を達しようとしてゐるものであるから、この人と人との關係即ち、社會性が、極めて重要な意味を有つてゐることは、よく理解し得るところであらう。かの人の愛が、他の愛をよび、理解が感謝を生むことゝ共に、威壓が萎縮をよび、また反抗をよぶの事實を見れば、この企てに於て社會的關係が、どのやうに大切な役目を有つてゐるかは、首肯くにも先だつて痛感せられるのである。

教育に於ては、この意味に於て、家庭教育のやうな未分化な形で營まれてゐるものでも、また學校教育に於けるやうに分化した形に於て行はれてゐるものでも、この教育するものとされるものとの社會的な相互作用が、その企ての遂行に、重要な意味を有つてゐると云はねばならぬ。

かやうにして見て來ると、行刑の企てに於ても、亦その本質的な機能から見て、この人と人との關係、卽ち社會的關係が重要な意味を有つてゐるとされなければならぬ。行刑は結局、人と人との問題であると云はれる所以は、實にこゝにその根元があるのである。

勿論、行刑に於て、人々の周圍にある、物の影響は、これを十分に考慮しなくてはならない。換言すれば、種々な物的施設に注意しなくてはならぬ。その點でいはゞ物と人との關係に注意すべきものがあるのである。併し、これをよく考へて見れば行刑の機能の根本は、物と人との關係にあらずして、人と人との關係である。物はこの人の心の一つの表現としての物と、人との關係なのである。結局、人と人との關係、その機能の社會性、これが行刑の根本と見られねばならぬのである。

二

すでに教育に於て、またその一つの形としての行刑に於て、その機能を支配するものは、人と人との關係である。わたくし達は、そこに、云はずして、この人の中心としての人格的要素の重要性を知らなくてはならぬのである。殊にその人と人との關係は、働きかける人と働きかけられる人、應へる人と應へられる人との關係であるから、この「働きかけ」「應へ」の形の定まつて來る人の性格の姿が、極めて大切な意味をもつてゐる事は云ふまでもないのである。モリソン(一)が、教育者として失敗する重大な原因は、その人格に於ける特殊な要素の欠陷に基くものであることを指摘してゐるが如きは、その特殊な要素の何れにありとしても、わたくし達の味ふべきことである。

わたくしは、この意味に於て、教育に於て理想の教師が問題にされるやうに、生活の指導をその本質的なものとする自由刑の執行に卽ち行刑に於ても、これに携る刑務官の人格の形態について、望むべきもの、要求さるべきものを考察しなくてはならぬと信ずるのである。行刑に於ても遇囚よろしきを得なければ、その効果をあげ難い。この遇囚は卽ち人格の現れたる「働きかけ」である。よき人格的要素の欠乏してゐる刑務官に、よき遇囚を望むことは、木によつて魚を求むるものである。ハート(二)が監獄行政を專門化すべしと云つてゐると云ふのも、その一面にこの刑務官としての特別な性格要求のあるのを語つてゐると解することができ、正木學士(三)が、今日の行刑の重點として指導者の養成を重視してゐるのも、或はブランドステッテル(四)が、教育刑は受刑者と接渉する限りのすべての官吏の教育學的知識と能力とを前提として意義があると云つてゐるのも、一にこの人格的要素の重要性を說くものと解さるべきである。

わたくし達は、刑務官の愛が、受刑者の上にいかに響くかを知つてゐる。またこれと共にその憎しみが、受刑者の心にいかに響くかをもまた知つてゐる。これを考へるときわたくし達は、受刑者の改善を目標に、價値ある生活への一歩をまち望むとき、何よりも先にこの刑務官の人格がその問題の俎上に載せられなくてはならぬ事を知るのである。いかに刑務所の設備を向上しようとしても、この人格的要素が欠乏してゐたら、そは結局行刑に何等の關係もないものとならう。いかに規則を詳かにして、その構成に腦漿をしぼらうとも、この人格的要素の貧しい人々の

作つたものであれば、それは眞の行刑に何の關係もないことゝならざるを得ないのである。戒具を以て行刑をなさうとし、施錠をもつて教育することができると思つてゐる刑務官には、この人格的要求こそ、正しく銘記せしめなくてはならないのである。これ等の企てこそ、自己の人間としての人格的働きを無視して、教育を物質化し、器械化してゐるものであるからである。

(一) Morrison, R. H., Factor causing failure in teaching. J. of Educ. Research. Sept. 1927.
(二) 正木亮、監獄學の新思潮と我行刑の基本精神、法學志林第三十五卷、第三號、第六六頁による。
(三) 正木亮、右同、
(四) 正木亮、右同、第六八頁による。

三

人の指導者として、教育者として、受刑者の人格に働きかけようとする刑務官に於ては、威壓に訴へることは許されないことである。鎭壓の方法は、人格に働きかけて、その人格の積極的な發展を結果させない、受刑者はこれによつて畏怖心を喚び起すだらう。そしてそこには反抗を、時には復讐心をさへ喚び起するに至ることに疑はない。從つてわたくし達は、威嚇の態度を以て人に對するやうな性格の形態をまづ避けなくてはなるまい。世には强壓することをもつて從順を養ひ、威嚇することによつて規律を保ち得ると信じ、そこに刑務官の性格への要求を認めんとする人がある。併しかゝる態度によつて、人の性格がよき影響をうけると思ふのは、人の生活

の動きに無關心な鈍感者流の誤りか、もしくは自己滿足を求める非教育的態度かいづれかによるものである。威壓をまづ撤せんとする性格これは刑務官の性格に於ける要求の忌むべき一つの形態である。

然らば、刑務官は、いかなる積極的性格の姿を以て理想とすることができるか。わたくしは、玆に、まづ、理想の教育者に求められる性格上の特性から、考慮を進めて見よう。

人に接して、その精神に働きかけようとする人格上の要求として、最も古く、また最も廣く求められて來たのは、兒童に對する心からの愛である。愛とは卽ち、メッサーの所謂對象の價値を認識して、これを成長せしめようとする心である。聖アウグステイヌスが、教育者の資格として第一に求めたのもこの愛であるし、ケルシエンシタイネルもスプランガーも、また是を以て教育者の第一の資格として說いてゐるのである。

かゝる要求は、單に意見として論理に出發した考想に於て認められると云ふに止まらない。兒童青年について、その理想の教師の像を求めしめた實證的なものにもこれが認められるのである。佐藤學士(一)は、某專門學校の生徒について、その教師についての理想を調査したのであつたが、その最も著しい要求は、親切、理解、親しみ等であつた。これ等は云ふまでもなく行き亘らざるなき愛の心の要求である。

この種の要求に於て刑務官に對するものとして異る特殊のものがあらうか。わたくしは、川越少年刑務所の受刑者四十一名について、理想の教師(擔當看守をさう云つてゐる)について語ら

しめたのであつたが、その最も多く要求される理想の性格は、やはり同情と理解とであつた。たゞこゝでは公平と云ふ要求が特に多いのに特殊なものを見るのではあるが、その根本を考ふれば、さきの學生に於けるものと要求は同一である。彼等に於ては、刑務官たるものは「情ある父親であつて欲しい」のであり、また「われ等の境遇を理解して同情によつて導かれる」ことを要求してゐるのである。親切、同情、理解、親しみ、微笑、愛、溫情、溫和、等は、彼等の要求であるのであるが、いづれとして愛をとりまく性格の現れでないものはないのである。

想ふに、教育とは價値を見出して、これを伸展せしめようとする人の希望に基く企てゞある。この價値を見出して伸さうとする心こそ愛なのである。教育は卽ち愛である。だから教育刑とは、愛の行刑なのである。愛の導きなのである。だから、かゝる少年受刑者の要求を以て、全般受刑者の要求と、簡單には考へられないにせよ、刑務官に對して教育刑の要求する性格は、まさにこゝになくてはならないのである。

かくて刑務官は、愛深く人を眺め、愛深く人を導く性格をその理想として要求される。愛なき刑務官は、受刑者のうちによき生活を見出すことはできない。受刑者によきものを見ずして、よきものを創り出すことは望むべくもないのである。

愛の性格、これが刑務官の理想像である。この愛の性格について、ケルシエンシタイネル(二)がより詳しく教育者の理想像について說くところは、刑務官の理想的性格について示唆するところが多いのである。

理想の教師の人格として、愛の性格の現れとして、第一にあげられるのは、兒童を對象とし、青年を對象として、まづ個々の人々の生活に接觸することを喜ぶ性格である。愛による生活への接觸に喜びを見出すことは、おそらくは人を對象とする生活の營みに於て、まづ第一歩に教へられなくてはならぬところであらう。行刑に於てもこの事は全く同樣である。愛をもつてまづ受刑者に近づかうとする態度、これがなくてはならない。併し、接觸することこそ導きを可能にする第一歩であることは、少しく經驗をもつものゝ何人も知るところであらう。愛なき、接觸なき人々によつて人は導きを得ることはないであらう。受刑者から離れて、その生活の全面的な理解は得難い。人に接し、求めて接し、そこに愉しさを味ふ性格、常にさまざまの生活に於て相接しなければゐられない性格、これは一面には生來的なものであるが、一面には、教育的態度の修養によつて得られるところであるとされるが、これが刑務官にまづ求められる性格である。

喜びをもつて接觸する性格の次に理想の教育者に對する要求としてあげられるものは、兒童青年の個性に則した教育をする態度である。ケルシエンシタイネルの言葉を以てすれば、各人獨自の精神の形成を、その陶冶標準に從つて眞實に導く態度である。教育が個性に則するの要はこゝに云ふの要はないであらう。が、行刑に於てはいかがであらうか。わたくし達はこゝに至つて、行刑に於ける個別處遇の準則を思ひ出さないではゐられないのである。受刑者を個性に應じて處遇することは、行刑の効果をあげる上に忘れてならないことである。こゝにもわた

くしは、刑務官の知的教養に能力にかゝる處遇をなし得るものを要求すると同時に、その根本をなしてゐる、受刑者一人一人に對する價値を見出さうとする努力、即理解を求める愛の努力をその性格のうちに求めなければならないと思ふ。受刑者が「吾々一人一人の境遇なり、犯罪の動機なりについてよく理解して頂いて、その上同情を以て導いて下さつたら、どんなによいことだらう」と考へてゐることは、かゝる要求が、受刑者の心に描かれる理想像の性格にも存してゐることが知られるのである。受刑者の個性には、常人に比して、多くの偏りがあらう。この偏りを無視しての誘導は、結局失敗を導くのであつて、これも多くの經驗が自ら語つてゐるところと云はねばならぬのである。かの一律な形式を以て受刑者に臨まうとする態度は、刑務官として、最も忌まれなくてはならぬ性格傾向の一つと云ふべきである。

以上のやうな、接觸と、理解による誘導の態度と共に、第三にケルシエンシタイネルによつて要求されてゐるのは、兒童が人格理想をもつて發展しつゝあるその姿に、價値的な理解をする態度である。兒童も、また青年も、共に何等かの理想を以て自らの生活を作らうとしてゐるのである。彼等は未熟ではあつても、伸びんとする姿に價値を見出すことは、人の心の成長を待ち望むものにとつては、忘れてならない事である。かういふ兒童の心は、それを認めそれを奬勵することによつて伸びるのだからである。

これを受刑者に見る。受刑者は未熟ではあつても、力強く伸びようとしてゐる青年のみではない。むしろこれはその少數でしかない。そして成年受刑者の伸びんとする心の動きは、青少

年に比べて著しく劣つてゐるだらう。けれども、彼等にも伸びようとする心はある。微かではあつてもそれは潜んでゐる。そこに刑務官はまづこの動きを喚び、それと共にこの伸びる心を認め、これを伸ばさうとする態度をもたなくてはならない。こゝにまた教育者に對して要求される性格は、より一層の強さをもつて、刑務官に求められなくてはならないのである。受刑者のなすことをもつて惡とし、いつもその失行と犯則とを待ち構へるやうな態度は、刑務官にとつて最も禁物とするところである。何程でもよき生活を見んとし、些かの善行をも見逃さない態度こそ、強く要求されるところと云はれよう。そして、この態度の根元もまた愛に歸せらるべきものなのである。

かくて愛の性格は、こゝにより一層具體的にわたくし達の前に展開された。愛の接觸、愛による個々の生活の理解と誘導、愛深くよき生活を把へようとする心、それ等が即ちこれである。換言すれば喜んで受刑者と接し、一人一人の性格と境遇とを理解し、少しの善行をも逃さないやうにとらへて、これを勵まし伸してゆく心が、この愛の性格の姿なのである。そしてこれが刑務官に要求される人格の内容である。併し、ケルシエンシタイネルは、かゝる性格の上に尚一つ重要な性格要求を教育者に對してもつてゐる。そしてこれこそ刑務官に對する性格の要求としても、最も大切なものと見られるのである。それは、教育されるものゝ意欲を統一ある意志に綜合するとする態度である。

教育されるものゝ意欲を統一的意志に綜合するとは何を指すか。それは教育するものゝ高

き意志に、教育されるものゝ動きを統一すること、即ち力を以て教育されるものゝ動きを統べることである。いはゞ教育者のもつ一つの權力に從はしめる事である。教育者のもつ強い意志を強調し、これに統一して誘導することである。教育は愛に於ける力の要求である。併し、それは好き愛ではない。教育者の強き信念に於ける力の誘導を必要とするのである。深き愛、強く成長を念願するものゝ愛の心の現れとしてのかゝる力強き誘導を求めるのである。教育が信念に根ざすの要は、卽ちこゝにあるのである。

これを刑務官に於て見ても、この要求は同樣である。自らの意志弱く、自ら信ずるところの薄く、他を說いて自らの信ずるところに受刑者を導くだけの意力なき人は、よき刑務官とは云はれない。この要求は、わたくし達の深き注意を喚ぶべき事である。世には溫和にして意志の表現に乏しい、善良と云はれる性格であれば、何人でも教育者たり、刑務官たり得るが如く思ふ人があるが、人に影響し、人に働きかける人の企てに就くものは、いつも、この自ら信ずるところに邁進しようとする意欲の旺なことを要する。ヘルマーデン(III)が、一六歲以上の青年の團體に於ける指導者について研究して、そこに使徒的態度を要するとしたのも、つまりは、こゝにその歸するところを求むべきである。

わたくしは、多くの所謂善良ではあつても、意志弱くして、自らの信ずるところを行ふことのできない母親の子供を害ふの事實を知つてゐる。また意志弱くして兒童や青年の要求するまゝに從ふ所謂善良な教師が、生徒を害ふの事實をも知つてゐる。おそらく刑務官に於てもたゞおなじ意志に、決してかゝるものではない。一面に愛を示し、深き愛に基き、高き理想に信ずるところをもつ強き意志である。

人よしと云ふに止つて、強き意志をもたぬ人は、受刑者の好ましからぬ生活の一面を助長させて遇囚を誤るの事實が多く存するであらうと思ふ。

勿論、すでにあげた接觸と、長所の認識と、個性の理解とが一面になくては、これはたゞ我執に囚はれて、無理おしをすると云ふに止つて多くの惡結果を將來するであらうが、こゝに云ふ強き意志は、決してかゝるものではない。一面に愛を示し、深き愛に基き、高き理想に信ずるところをもつ強き意志である。

（一）佐藤幸治、青年學生の見たる理想の教師、應用心理研究、昭和八年、第一卷、第二號第四五頁以下

（II）Kerschensteiner, G., Die seele der Erziehers und des Problem der Lehrerbildung, 1931. ff. 51.

（III）Hermaden, V. W., Psychologie des Jugendführers. 1927.

四

上に說き來つたやうに、わたくしはこゝに刑務官には、行刑が人と人との關係によつて營まれる以上、人格的要素の重要であることを明かにし、更にその人格の姿に於て求められるべきものは、まづ愛の性格であることを知つた。而してこの性格の具體的なものを、ケルシェンシタイネルに求めて、接觸の喜びをもつ性格、個性に則して受刑者を理解し誘導する態度、伸びんとする生活を把えんとする態度と共に、信ずるところに誘導する力強き性格を、刑務官に於て見出し度いと希つたのである。

わたくし達が、もしかゝる理想の刑務官について省みるならば、そこに刑務官の問題について

刑政第48巻第8号
矯正図書館

これが實踐の歩みをふまなくてはならぬものあることが知られる。まづ刑務官の教養についてでは、かゝる性格への訓練、これ等を自覺せる修養の要求、これ等の教育的實踐的な態度についての理解を促進することなどが考へられなくてはならない。更に將來刑務官の任用について、かゝる性格の傾向に注意することも極めて大切な事に屬する。

行刑は、ともかくも人と人との關係である。その人よろしきを得ないならば、到底その實蹟をあげるに難い。そこに人に對する要求を明かにし、これを實踐の上に意識することは欠くべからざることゝ云はれるのである。

刑事社會學に於ける問題 (四)

小川太郎

目次

一 序——問題の必要（以上四月號）
二 業績の若干と問題の若干
一 構成の回顧
二 業績と問題
(一) 犯罪の傾向
(二) 犯罪の分布（以上五月號及七月號）
(三) 社會的制約（以上本號）
三 概念、本質、方法、
四 結 論

(三) 社會的制約 (die soziale Bedingtheit der Kriminalität)

個々の多様な犯行 (Verbrechen) から「犯罪」(Kriminalität) が出來上る。犯罪をその社會的制約の關係に於て考察するためには、特定な具體的な行爲としてではなくて、定型 (Typus) として考へられたところの犯行の社會的制約に思を潜めねばならない、蓋し、嚴密にいつて、例へば一國の一年に於ける犯罪の大さといふものは特定の犯行の有無に依存するものではあるが、しかし同樣に又他の個々の犯行にも依存するからである。從つて、われわれに必要なものは犯行の定型的な條件として考へらるべきところの環境である。こういふやうに、定型としての犯罪に定型としての環境を對照せしめることがヱックスナーの意圖であるらしい。

然らばその定型的な條件とは何であるか。彼は、われわれを取り卷く社會的環境といふものは、自然的環境に於けるが如く等質的なものではない、われわれは尠くとも一見混沌たる多樣な社會關係の中に在る、一つの關係は更に他の關係の蔽ふところとなり、その關係は更により大きな關係に包攝され、かくて個人を中心點として同心的な多樣な圓を描いてゐる、となし、此の意味に於て、

彼は四つの環境を認めてゐる、卽ち、家庭的環境、職業的環境、地方的環境、そして國家的環境と。個人は同時に此の四つの環境のうちに在る、狹い環境はより廣い環境に影響される、そして現在に於ける世界經濟の交流を考へるとき最も廣い環境は世界的環境であるといふ。(一)

以上の如く定型としての犯罪を定型的な條件の下に說明しようとするエックスナーの方法については尙吟味すべき幾多の點を殘すであらう。この問題は暫く後章に留保することとしても、こういふ方法に於てもなほ刑事人類學的思惟、乃至は個人心理學的思惟がつきまとふ結果その犯罪の「說明」は依然として微溫的であることは注意すべきであらう。(二)

ともあれ、此の四つの環境の制約下に犯罪現象を明白ならしめやうとするのが、エックスナーの刑事社會學に於て、「記述」に次いで、第二の任務とされるところである。

(一) Exner, a. a. O. S. 20

(二) 例へばエックスナーに於ては自然的環境といふものは全く思惟の外に置かれてゐる。刑事社會學は犯罪現象を社會的制約の下に解明しようとするものであるといふ彼の見解に於てはこのことは當然のことのやうに考へられるが、しかし私は刑事社會學のさういふ定義付けに疑をもつとともに社會的制約の下にも尙自然的環境は當然に考へられねばならぬ意義をもつてゐることを確信する。彼がそれにも拘らずこれを除外してゐるのは刑事人類學又は犯罪生物學を常に刑事社會學の對蹠物と考へてゐる結果である。

(a) 家庭的境環 (die häusliche Umwelt)

惡い家庭は小供の不良化を齎らす。家庭的環境は個人が其處から脫却し得ないものであり、生れながらにして其處にあるものであることに於て、他の環境とは異る。孤兒、子供の教育の出來ぬ兩親、家庭不和、繼父母との不和、父の飮酒癖、犯罪等々、——こういふ惡い因子の與へられた家庭的環境は少年を不良化し犯罪に陷入らしめる。この事實は大戰に於て極めて明白になつた。尙家庭的環境に於て注目すべきものとして、私生兒の問題、住宅關係の問題がある。(一) 兩者ともに少年の不良化を齎らす。(二) そして犯罪者家族の事實。(三)

惡い家庭と少年の不良化とについては既に多くいはれてゐる。が實證的なものは必ずしも多しとしない。例へば我國の狀況については吉益脩夫氏は昭和二年十月一日より同四年十一月十八日に至る期間に市谷刑務所に於て

刑の確定した受刑者一〇〇一名を調査されてゐるが、それに依ると、(イ) 犯罪少年に於て普通少年に比し孤兒の多いこと、(ロ) 家系の病的負因が犯罪に導き易いこと、殊に殺人放火等危險の大なるものは他の財產犯に比して負因が濃厚であること、(ハ) 親の酒癖が子の犯罪原因として重大な意義のあること、(ニ) 家系に於ける犯罪者の存在も相當程度に推知しなければならぬこと、但し犯罪者家族といふものは見出し得なかつたこと、(ホ) 家庭の貧困のものが多いこと、などをこの家庭的環境については揭げられてゐるのである。(四) なほ、各少年刑務所は少年受刑者の統計を每年出してゐるが、試みに川越少年刑務所「少年受刑者ノ統計及彙報」(五) 昭和八年號に依れば、昭和八年入所者中實父に犯罪系統あるもの六・〇六%、實兄弟に犯罪系統あるもの五・五六%、何等犯罪系統なきもの八一・八三%であり、又一九八名中一五名は私生子、一八名は庶子であり、又同じく一九八名中實父のみに養育されたもの一九名、實母のみに養はれたもの一五名、實父繼母に養はれたもの二二名、親族に養はれたもの一三名、實父母に養はれたものは一〇五名であると報告されて居り、そして家庭の不良と極印されたものは一九八名中三七名である。之と比較さるべき普通人の統計が存在せぬので必ずしも其の多少を論ずることは出來ないが (吉益氏は大平小學校の兒童の狀態と比較されてゐる)、家庭の不良が犯罪少年を作り出すといふことは我國に於ても常識となつてゐる。

が、眞實の意味に於て家庭が不良 (ungünstig) であるといふのは一體どういふ意味か。孤兒であるとか、家系の負因とか、親の無能力とかが數へ上げられるのであるが、其處になほ割り切れないものがあるらしい。結局は常態的でない生育環境を指示するのであらうが、然らば常態的な生育環境とは何であるかの疑問が殘される。「犯罪者家族」といふ概念は結局こういふ「不良」を無批判的につきつめて行つたところに生じたものであらう。若しもわれわれが家庭の不良を家系の犯罪とか不道德とかに求めるとすればわれわれは犯罪とは何であるかといふ問題については結局問題をたゞ移行しただけのことであらう。わたくしは家庭的環境の刑事學的な見方についてなほ殘された問題のあることを感ずる。

エックスナーはこの家庭的環境のうちになほ學校と結婚とを揭げる。近時、教育のことが兩親より學校に移されるに從つて學校が環境としての重大な意義をもつて來

た、大戰時に於て此のことは極めて明白となつた、ロンブローゾは教育は犯罪性を助長するとしたが、現在に於ては學校はたゞに智育を爲すばかりでなく訓練を爲す場所である、この點については學校時代の怠惰、不成績が後の犯罪に關係あるか、それとも後の犯罪も怠惰不成績も共に個人的素質に依るのであるかが問題であるとしてゐる。(六) 又成年の家庭的環境に於て重點となるのは結婚である、エッチンゲンは「家族生活の道德化的な力」(Sittigende Macht des Familienlebens) に付いて語つてゐるが、實際獨身者に犯罪者が多い、たゞ、早婚であるところの二十五歳迄を例外として。女に於ては事情が異る、數に於ては寧ろ既婚者の方が各年齡級に多い、しかし罪質をみると其の多いのは主に微罪か特別の犯罪であつて、重罪は未婚者と同樣か又はこれより少ないと述べてゐる。(七)

(一) エックスナーは近親相姦の增加は住居問題に基くこと多しとし (a. a. O)、又レスナーは大戰後の墮胎の增加の一因として住宅難を揭げる。尙彼に依れば Peters, Wessel などが此の問題を研究してゐる (Roesner, Einfluss. S. 54) 更に島保氏「刑事政策學大綱」一五〇頁參照

(二) 以上 Exner, a. a. O. S. 21 に據る、以下エックスナーに關する引用は總て同書同頁以下に據る。

(三) 寺田精一氏「犯罪心理學」八七頁以下參照

(四) 吉益脩夫氏「青少年犯罪者の一研究」(都市問題昭和五年十月十二月號別刷) 六頁以下

(五) 同書九一頁、一一七頁、一二五頁

(六) 犯罪と教育との關係については、なほ、寺田氏前揭一三八頁以下、山岡博士前揭三六六頁、島氏前揭九八頁。が、何れも特に學校といふ環境からは論ぜられてゐないやうである。「犯罪と教育」といふ課題は我國に於ては多く新刑法制定前のいはゆる刑事學史の前期に於て論ぜられたものらしい、これに付前揭犯罪學研究所載拙稿

(七) 山岡博士は賭博罪を除き、殺人、强盜、窃盜に付いて無配偶者が多きことを語られてゐる (前揭四二八頁以下)

(b) 職業的環境 (die berufliche Umwelt)

エックスナーは次に職業的環境を揭げる。職業に就くに及んで個人は新しい環境に入る、其處に新しい危險が待ちうけてゐると共に確乎たる處生の方法が要求される、職業は個人的な日常の交際といふ點ばかりでなく收入の基礎となる點に於て犯罪と關係する、職業の環境から見た犯罪の姿は多樣である、商業に橫領多く、農業に

放火が多い、犯罪の手段に機會を與へる點から見て、產婆に墮胎、錠前屋に忍込竊盜、銅版師に銀行券の僞造が多いとされる、更に職業はその必要上或ひは都市に、或ひは農村に居住することを强制する、從つて其處に地域的な意義を帶びて來る、と。(一)

が、畢竟、職業が多種多樣であり犯罪も亦職業とされる今日 (職業犯人を見よ)、職業統計と犯罪統計とに依りて導き出される結論は極めて大ザッパならざるを得ない。此處に職業と犯罪とを單に數字の上に於て對照するだけでは足りないものがある。刑事社會學の要求から爲された職業の規定、分類が先づ肝要であり、もつと本質的には職業の環境が社會的交流に於て占めてゐる地位、範圍を定めることが必要である。

なほ職業關係に於て考察すべき重要なものに、無職業と失業とがある。レスナーは犯罪への「第一の階梯」(die erste Etappe) であるところの乞食とこの失業とが英、佛に於て平行の曲線を描いてゐることを表示してゐるし、又レーヴェは勞働力の供給過剩に依つて惹き起された絶對的な又は相對的な失業が竊盜其他の犯罪を增加せしめたことを注目してゐる。なほ泉二博士は無職業が犯罪人のうち高率を占むることを推測されて經濟的無

活動が犯罪の著しい原因となることを說かれてゐる。

(一) 我國に付いては職業別に依る犯罪數は工業者二五%、僕婢及日傭者二〇%、農漁業者一七%、商業交通業者一六%公務及自由業者三%、無職業一五%であるとされ (山岡博士前揭四三二頁) 又農業者に失火、住居侵入、放火、殺人多く、工業者に傷害、殺人、賭博、强盜多く、商業交通業者に橫領、賭博、傷害、詐欺及恐喝、放火、過失傷害多く無職業者に窃盜、强盜、詐欺恐喝、橫領多しとされてゐる (島氏前揭一一二頁)

(二) Roesner, a. a. O. S. 37 ff

(三) Adolf Löwe, Arbeitslosigkeit und Kriminalität. 1914. S. 42

(四) 泉二博士刑事學研究所載「無職業と犯罪」一二六頁、一四二頁、なほ犯罪者中無職業者が漸次增加の傾向あることにつき島氏前揭一一〇頁

(c) 場所的環境 (die örtliche Umwelt)

エックスナーはこれについて次の如く述べてゐる。それは主として都市と田舍の問題である、兩者は生活する方法を異にする點に於て其處に生ずる犯罪も各々異なるべきである、都市のうちでも大都市と小都市とは又趣き

を異にする、なほ世界都市として特異なるべき數個の都市もある、フオン・マイヤーの掲ぐるところに依れば一八八三年――一八九七年の間に於て有責人口十萬人に對し都市の方が犯罪が多いこと、そして都市が大なればなる程犯罪（總犯罪及竊盜）も亦多いこと、たゞ傷害は反對に都市が大なれば寧ろ減少することなどが示されてゐる、田舍では飲食店の喧嘩多く、都市は竊盜と詐欺の好場所である、のみならず、犯罪傾向を多分にもち勞働を嫌惡する賤民の存在は都市を殊更に特徴付けてゐる、しかし、場所的環境の有する刑事社會學上の意義は決してこれにとゞまらぬ、其の場所の有する慣習とか諸種の文化的な又は反文化的な制度とかがなほ重要である、例へば學校、新聞紙、活動寫眞、市場、まつり、港町、賣淫飲酒などが顧みられねばならぬ、と。(一)

なほ彼は飲酒について、これは犯罪の個人的原因ではあるが、しかし、ドイツに於て、酒害の多くは三つのアルコール中心地で犯されてゐるのは、普通いはれてゐるごとくそれが多數な地方人の寄合世帶であるといふことに基く以上になほ、酒の安價なこととか從つて過度な飲用の風習とかの社會的要素に基くものであるといつてゐる。

アルコール消費と犯罪の關係についてはレスナーは一つには動態的觀察としてアルコールの消費量と傷害等の人身犯の數との平行關係を實證しようとし、二つには靜態的觀察として重傷害の發生地域とアルコール生産地方とを比較しようとしてゐるが、それに依れば一人當りのビール消費量の增加するに從つて犯罪は增加し、又重傷害はアルコール生産地方、殊に、火酒生産の優勢なドイツ東部地方、廉價で優秀な葡萄酒を生産する沿岸地方、ドイツビールの生産の中心地であるバイエルンに於て最も多いとしてゐる。勿論それを以て直ちにその總てを飲酒に歸してゐるのではないが、彼はアルコールの消費が犯罪的要素の重要なるものなることを實證してゐるのである。(二)

主として都市と田舍とに着目されるこの場所的環境は個人の集合の單位として、家族の集合が村となり、町となり、都會となつたといふやうな單純な觀點からのみ眺め得るほど單純なものではない。このことは近代都市の出現が決してそのやうな「單位一の擴大といふところにあるのではなく、もつと根據を異にした社會經濟の性質的な變化から來てゐることに徴しても明白である。勿論都市と田舍とは犯罪の說明に於て決して缺き得ないもの

である。けれども、如何に犯罪を都市に關說せしめるかといふことは未だ充分には判つてゐない問題である。都市のいろいろな出來事に統一なく關說しても刑事社會學に占めてゐる都市の意義如何とか、もつと本源的に犯罪とは何かといふ質問に答ふることは尠いのではなからうか。アルコールの消費が犯罪に及ぼす影響についても亦同樣であつて、其の飲用に依る生理的心理的變化は勿論個人的な現象ではあるが、アルコールの生産、消費、共に全く社會的事象であるのであつて、此の意味に於てヱックスナーがそれに社會的要素を認めることは正當であるし、のみならず、それを都市とか農村とかの現代人の主なる生活環境を基礎として其の上にあらはれる現象として理解すべく、此の場所的環境の題下にそれを論ずることは正鵠を得たものであらう。

（一）　島氏前揭書に依れば第一審刑法犯被告人十萬人に對し樺太五四四、東京三九六、大阪三二四、橫濱三〇八、和歌山二九九人で之に次くのは旭川、岡山、神戸、奈良、甲府なりとされ、市街地と村落とを對比すると市街六九人四分、村落三〇人六分であるとされる（一三〇頁）なほ山岡博士前揭四〇七頁以下參照

(d)　國家的環境（die staatliche Umwelt）

現代に於ては、個人的な狀態、家庭の狀態、職業の狀態、地方の狀態は國家社會の總體と密接に關係付けられる、殊に最近の傾向として然り。この國家への强い依存關係が犯罪に對しても重要な意味を有するものであることは、一國の犯罪史を繙くものの容易に想像し得るところである。のみならず、犯罪そのものは尠くともその法律的意味に着眼する限り、國家の法律的活動なくしては存在し得ない。國家的環境はヱックスナーに於て四つに分說される。卽ち文化的、政治的、經濟的、法律的狀態に就て。

(i)　文化的・政治的狀態（die kulturen und politischen Verhältnisse）

一國の精神文化の發展、國民の敎養の增進は犯罪を減少すべきである。尠くとも犯罪の內容を變質せしめる。ヱックスナーは一八八〇年代より戰前まで殺人の減少したことを國民の文化の發展に歸してゐる。人はこの減少

(二)　Roesner, a. a. O. S. 60——65

を死刑の脅威に由るとする、が、死刑を知らなかつた伊太利に於ても亦減少してゐることに徴してこの説明は當らない、ドイツに於ては又それは小學校教師の功績でもある、と。そして戰後の事情の變化は、卽ち謀殺の著しい增加といふ事實は戰爭が及ぼした心理的影響、政治的混亂の結果である。政治的犯罪その他の暴力犯罪の增加も亦政治的出來事と關係してゐること極めて明白である、と。

社會心理がどういふところから生れて來るかは別の問題としても、直接には社會心理が犯罪に強い影響を齎らすことを否み得ない。犯罪の社會心理的原因として開拓されてゐるところである。そのうち模倣と群集とが主なるものとされる。(一)

(一) 木村龜二氏「模倣と犯罪」刑政第四八卷第四號六頁。なほ寺田氏前揭二九九頁——三五八頁參照

(ii) 經濟的狀態 (die wirtschaftlichen Verhältnisse)

刑事社會學の最も重要な問題の一つである。(一)其の端初に於ては「貧故の盜み」といふ常識が問題を發展せしめてゐる、が、現在に於ては問題はその端初に於けるものを遙かに超越してゐる。卽ち犯人の資產狀態、個人の經濟狀態ではなくて廣く國民經濟が對象である。

夫の常識はフオン・マイヤーの「穀物の價格が一ゼキサー騰貴すればバイエルン王國に於て十萬人が一つの竊盜におびやかされる。一方一ゼキサー下落すれば十萬人が一つの竊盜をまぬがれる」といふ言葉に依つて典型化されてゐる。が問題はもつと複雜でありもつと廣汎である。

犯人の經濟狀態——國民全部の經濟狀態を一元的に示し得る指數は何であるかが從來の此の方面の主たる課題であつた。

その指數は原始的農業國に於ては「豐作」であつた。貿易の開始と共に「穀價」が採られた。しかし、農業國から工業國に移行するに從つて「農業生產物の價格」から「工業生產物の價格」へ(二)そして又賃銀、勞働市場、生產狀態へ移された。此の間の事情についてレースナーはいつてゐる。(三)「世界經濟に介入すると共に此等の事精は變つて來た。低き穀價はそれ以來、最早、內國の豐作の特徵ではなくて、遞增する世界農業生產の徵候となつた、それは誠に穀物の消費には都合がよいけれども、一方廣き範圍の土地經濟界を害するであらう。加ふるに、

工業化の進步並に大衆の一般的生活狀態の向上と共にパンの値段、殊に穀價は大衆の家計に意義を失ひ、一方收入の多い仕事口の問題が現はれて來た。それ故農業經濟から工業經濟にうつるとともに刑事社會學的・犯罪形態學的研究は穀價と竊盜の相關關係に代ふるに、竊盜と生產狀態例へば外國貿易に於ける輸出高、原料指數によつてあらはせるものとの間の平行關係、又は竊盜指數と賃銀、若くは勞働市場との關係を對象とせねばならぬ」と。

この分野に於ける研究方法にも一つの直接に犯人の資產狀態を見ようといふ端初に於て與へられたものの直系の方法がある。勿論經濟的狀態に關するものではあるが、それは國家的環境としてのそれに屬するものではないから（私見を以てすればそれは寧ろ前述の家庭的環境に於て論ぜらるべき事項であらう）それ自體價值ある研究ではあるとしても、決して現在に於ける前揭の如き總汎的な研究と混同さるべきではない。從來の學者が經濟狀態と犯罪と關係ありやといふ點について或ひはありとし、或ひはなしとしたりした論爭は多くこの混同にあるらしいし又必ずしも此點は從來明瞭ではなかつたらしい。經濟的制約の下に犯罪を理解しようといふことと犯罪の原因は貧困にあるか否かといふこととは嚴に區別さるべきであらう。(四)

ともあれ、繁榮時には暴力犯罪、並びに若干の交通經濟に基く犯罪（詐欺、文書僞造、等）が增加し不況時には財產犯罪が增加するといふのが今日の常識となつてゐるのであるが、研究の若干を例示しよう。

レースナーは一八八二年——一九一三年間のドイツに於ける犯罪と價格とを比較して次の如くいつてゐる。一八八六年までは生活必需品並びに原料品の價格が低減するにしたがつて、竊盜は減少してゐる、一八九一年（此の年には有名な凶作があつた）迄生活必需品の價格が騰貴するにしたがひ、竊盜も亦增加してゐる。その後の經過は特殊の運動を示してゐる。一八九八年に於ける竊盜犯罪の頂點は同年に於ける生活必需品の價格に對應する、これに反して原料品の價格とは對象して居らぬ。一九〇一年並びに一九〇二年に於ける竊盜の增加は一九〇〇年に於ける原料品の價格の著しい高騰を前提とするが、生活必需品の價格の變化を前提としてはゐない。一九〇七年の兩者の價格の頂點に次いで一九〇八年に犯罪の頂點が來てゐる、そしてまたその後の年も同樣な關係に在る。この事實は卽ち前世紀の末期に於ては少くとも

收穫に依存する穀價の變動は最早犯罪の要素とはならぬといふことを示し、むしろこのときから原料の價格の變動に依つて代表されてゐるところの景氣の變動が犯罪の增加に益々影響を與へるものとなつたといふことを示すものである、と。(五)

我國の狀態については明治十五年より明治三十五年の間につき高野博士は次の如く說かれる。財產犯の波動と米價の高低と比較するとき、米價は明治十五年以降十七年まで下落し、財產に對する犯罪は之と反對に增加してゐるがこれは十五年、十六年の犯罪の數字が必ずしも信を措き得ないから別問題として、明治十七年以降につき對比すると、明治二十七八年に至るまでは兩者の數字は誠に能く相伴つて上下してゐる、たゞ明治二十三年から二十四年に於て米價が一石八圓臺から六圓臺に大下落をしたにも拘はらず犯罪側は增加してゐるが、これは二十二年から二十三年に於て米價が五圓臺から八圓臺に激騰した影響が尙ほ引續いてゐるものと見得る、明治二十八年以後に於ては概ね兩者の波動は一致してゐない、しかし、これは我國の二十八年以後の狀態が大に普佛戰爭後の獨逸と類似してゐるのであつて、「我國ニ於ケル數字モ要スルニ米價ト財產ニ對スル犯罪トノ並行的關係ヲ證明スルモノト謂フベシ」とされる。しかし身體に對する犯罪については米價との間に「從來唱ヘラレタルカ如キ反行的關係アルヲ發見スルコト能ハス寧ロ二十一年以後ノ數字ニ於テハ其昇降ノ狀ハ却ツテ對財產罪ノ高低ト概ネ相均シキヲ見ル」とされる。(六)

又山岡博士は其の刑事政策學第一版に明治三十四年より明治四十三年まで、第二版に大正元年より大正九年までの盜難數、竊盜犯、と米價とを比較されてゐる。それに依れば、明治三十四年乃至大正九年については微罪不檢擧其他の事由に基き竊盜有罪者と米價とは大體の類似に止るが、盜難數と米價とは殆んど一致してゐる、例へば明治三十六年の米價騰貴に對して明治三十六、七年に盜難數が增加して居り、明治三十七、八年の米價下落に對應して三十七年以後減少して居り、三十九年の米價騰貴は同年の盜難數の增加となつて表はれ、四十一年の米價下落は同樣盜難數に影響して減少を齎らしてゐる、たゞ大正六、七年のみは米價騰貴したるに拘はらず盜難數は却つて減少してゐるが、これは同年が我國に於ける經濟的勃興時代で就職の容易は米價騰貴に影響せらるゝことなく盜難數の減少を來したものである、と。かくて明治三十四年より大正九年に至る統計に於ては大體に於て兩者の並行關係を證明せられたのである。(七)

大正十年以後昭和五年までの間については松原重美氏の研究がある、しかし、氏は所期の結果を見ることが出來なかつたとし、「之は偶々以て我國犯罪統計の不完全さを暴露したものであるが然し又一面我國經濟界は大正末期に至り其の發展の最高段階に達し其の以後漸次失業群の激增、不況の刻深は年を逐ふて甚だしく殊に最近十年は我國經濟界未曾有のアブノーマルな道程を辿り來つた時代である……斯くて物價の變動は最早彼等の生活の難易に左程の影響を及ぼさなくなりそれ以外の他の幾多强力な社會的條件が犯罪現象に影響を及ぼすに至つた爲めであらう」とされてゐる。(八)

結局此の方面の研究の現在に於ては犯罪に對する經濟的制約の問題は未だ個人の犯行と資產狀態とに關する問題と必ずしも判然と區別されてゐないで、前者はたゞ今日第一步が印せられたのみである、そしてヴオイチンスキーのいふ如く「經濟生活が複雜になればなるほど、一國の困窮の程度を適確に示すことの出來る數字を經濟統計の無限の海から拾ひ出すことは益ゝ困難になる」のである。此のことに關し、エックスナーはあらゆる統計上の「法則」なるものはたゞ「他の條件が同一なる場合に」(Ceteris paribus) に於てのみ妥當するものであるから、個々の經濟上の數字と犯罪の數字を比較するだけでは足りない、寧ろ一般に經濟への依存關係といふものを前提として、犯罪の數字に關係のある各種の獨立の要素が經濟の側に於て問題となるのであるといつてゐる。(九)

しかし、こういふ狀態に於ても既にわれわれは犯罪と經濟の關聯の上に見出された貴重な合言葉を得てゐる。十九世紀の半頃デユクペシオが「經濟的」犯罪を發見したと同樣な意味に於て、現在に於ては「戰爭犯罪」「インフレーション犯罪」(一〇)「景氣火災」(一一) (Konjunkturbrände) が見出されてゐる。

(一) Exner, a. a. O. S. 24. 及 Meggar, Kriminalpolitik S. 143

(二) なほ「生活困難の時期に人をして窃盜に向はしめる原因は又人をして海を渡らせる」として犯罪と移住を對照するものがある (マイヤー)

(三) Roesner, a. a. O. S. 13.

(四) 我國に於ける犯罪者の資產狀態については小野博士及堀內信之助氏「犯罪者の資產狀態に就て」(法學志林第二十八卷第二號) 五四頁以下參照

(五) Roesner, a. a. O. S. 21. なほ彼は人身犯についてはアシヤツフエンブルクと共にアルコール消費がその變動に對應するといふ。(S. 45.)

(六) 高野博士前掲五八三頁以下

(七) 山岡博士前掲四二三頁以下

(八) 松原重美氏「經濟狀態の犯罪に及ぼす影響に就て」(司法研究第十七輯) 二八五頁

(九) 戰爭犯罪の特徴として (イ)婦女及青少年犯罪の增加、(ロ)窃盜の增加 (特異なる窃盜) (ハ)故買犯の增加、(ニ)横領の減少、(ホ)詐欺の減少 (戰爭詐欺の出現) (ヘ)性的犯罪の減少、(ト)墮胎の增加等が數へ上げられてゐる。勿論これは戰爭犯罪を戰爭熱の時代、義務履行の時代、困憊の時代、崩壞の時代、再建の時代といふ五段階に於て典型的に經驗したところのドイツ的、オーストリー的經驗である。

(一〇) 其の特徴は放火、窃盜、横領、通貨僞造、外國人の犯罪、等にあらはれてゐる。要するに一九二三年の極度なインフレーション、一九二四の通貨安定の開始を中心としてゐるドイツの經驗である。

(一一) 初め農業に於ける穀價と火災損害の對比に於ていはれて居つたのであるが、商工業にもこれは認められるとされる。インフレーションを契機として一層進展した。インフレーションが火災防衛の役割を爲すとともに、放火は「デフレーションに對する犯罪の適應」の極めて明白な例證であるといはれる。

あるといはれる。

(iii) 司法關係 (die Justizverhältnisse)

國家は立法、檢察、裁判、行刑、の手段に依つて犯罪と鬪爭する。それは勿論犯罪の動きに影響する筈である。則ち國家の刑事政策的活動の上に現實の犯罪を理解する必要がある。

しかし、エツクスナーは此等の犯罪に及ぼす影響を論ずるに際して普通行はれがちな過重評價並に過少評價に付て注意を與へてゐる。卽ち累犯の頻發といふ如き現象を立法乃至行刑の不完全に求めるといふやうな過重評價又は刑事社會學的な研究に於て此等の司法關係に關して何も述べるところがないといふやうな過少評價について。之に對して彼は「刑法に於ける法律的安全」(die strafrechtliche Rechtssicherheit) の重要なことについて語つてゐる。それは犯行あれば刑罰が直に之に續くといふ確率の程度をいふのであるが、此の意味に於ては、警察並に訴訟手續が實定刑法よりも重要であるとなす。政治的混亂の時代には、警察、裁判ともに重大な事件にのみ力をとられて、普通の事件に對しては力が及ばず、執行猶豫が濫用されて、犯罪者に無罪を豫想させると共に國民の法律感情を害して、犯罪を增大せしめる、又普通の時代でも、警察の無教養、無力は犯罪を增大するといふ意味を述べてゐる。しかし、これが爲めに刑法並に行刑の刑事社會學上の意義が減ずるといふことを決していつてゐるのではない、理性的な行刑の重要性については今日既に普く知れ渡つて居るのであるとなしてゐるのである。

要するに此處に於ける課題は國家の犯罪に對する意識的な方策、卽ち刑事政策的な活動が犯罪に如何な變化を與へるかといふことである。逆にいへば、犯罪はその意識的な對策にあつて如何に反應するかが問題なのである。

刑政第48巻第8号
矯正図書館

映畫の敎化的影響に關する一研究

府中刑務所心理考査室
高瀬安貞
小松友龜

一 序　提題、研究方法
二 結　果　1 累犯者の思想傾向
2 映畫觀覽前後に於ける意見の變移
3 適應點の變化
4 感動の方面に就て
5 年齡による差異
6 累犯性による差異
三 要　約

一

「提題」　受刑者の敎化を目的とする巡回映畫が彼等の思想又は意見に如何に敎化的影響を與へるものであるか。從來一定の映畫が觀覽者に如何に理解せられ、又受容せられたか。或は精神機能の疲勞其他に如何に影響するものであるか等の研究は既に屢々行はれた。然るに映畫が思想又は意見を直接如何に變動せしめるものであるかの研究は極めて稀である。(註一)　我々は此の方面の研究に一つの試みを提供せんとして行つたものである。

「映畫の題目」「地上の歡喜」　東方映畫社製作
刑務協會改編

「映畫の梗概」　或富豪の令孃が夏の銀座で、母と姉とが飾窓に心奪はれてゐる間に迷子となり、悪者に拐かされた。偶然街の浮浪兒哲公に救はれ、二人で大東京を流轉する中、街頭飲食店の食物から疫痢に罹り、危く生命を失はふとしたが情ある一船頭の應急處置で漸く生命を取止め、哲公は急を捜索に心を痛めてゐた兩親に報らせることが出來た。そして哲公は可愛い富豪の令孃に面會しても恥しくない様に、今迄の浮浪生活を清算して勇ましく街頭の生活戰線に立つといふ物語。

第一表　檢査用紙

1. 今ノ世ノ中ハ努力次第デ成功スル。
2. 世ノ中ノ人ノ心ハ段々ニ濁清ニナツテユク。
3. 子供ガ悪クナツテ行クノハ、親ニソノ責任ガアルノダ。
4. 下層社會ノドン底生活ハミジメナ不愉快ナ事件バカリダ。
5. 醫者ト云フ者ガアル以上我々ニハ病氣ヤ衞生ノ知識ハナクトモカマハヌ。
6. 人ノ善行ハ結局何等カノ報酬ヲ目當ニシテヰルモノダ。
7. 成功スルタメニハ義理ヤ人情ハ考ヘナイコトダ。
8. 子供ニハ苦勞ヲナメサス方ガ身ノタメニナル。
9. 政府ガイクラ金ヲ出シテ保護事業ヲヤツテモ浮浪少年ハ益々多クナル一方ダ。
10. 丈夫デサヘアレバ、食物ノ衞生ナドハ考ヘナクトモヨイ。
11. 一度浮浪生活ニ落込ムト眞面目ニ働クコトガ出來ナクナル。
12. 他人ノ爲メニ一肌ヌグト云フコトハ要スルニ虚榮心ヲ滿足サセルタメダ。
13. 親子ノ間柄デモ別レテヰルト情愛ガ薄クナルモノダ。
14. 警察ハ民衆ノ大切ナ保護機關デアル。
15. 街上ノ露天飲食店ハ國民ノ衞生上危險デアルカラ禁止シナケレバナラヌ。
16. 犯罪ノ原因ハ本人ノ性質ヨリモ寧ロ境遇ノセイダ。
17. 陰作ラデモ善イコトヲシテヰケバ、何時カ良イ報イガ來ルモノダ。
18. 金持ノ社會デハ却ツテ親子ノ情愛ガ薄イモノダ。
19. 活動寫眞ハ人ノ心ニ好イ影響ヲ與ヘルヨリモ、寧ロ悪イ影響ヲ與ヘルモノダ。
20. 醫者ハドンナ場合デモ献身的ニ病人ノ味方トナル。

「研究方法」　第一表檢査用紙の問題の様に此の映畫の内容に多かれ少かれ關係のある意見二〇題——分類すれば個人問題、隣人愛、親子愛、社會問題、衞生問題各四題宛——を作り、彼等の經驗や平素の意見によつて贊否及び疑問の記號を附せしめた。(註二)　第一回の檢査は映畫觀覽豫定日の三日前の夜、收容者が工場を引揚げて獨居房へ歸つた時、檢査用紙を配布し、「平素の意見通り有りの儘を記入」する様指示し、それ以外の此の檢査の目的や映畫觀覽に關する豫備知識の與へられなかつたことは勿論である。そして翌朝出房時に記入したる用

紙を提出せしめた。第一回檢査後三日目に映畫を觀覽せしめ、その夜第二回目の檢査を前回同樣の檢査用紙により同一の條件の下に施行した。尙對照組として映畫を見せない受刑者の一群に對しても、同樣の日時を隔てて前後二回、同一の檢査を施行した。

被驗者、映畫組は府中刑務所收容受刑者で尋常小學卒業程度以上の一二級者二三五名。對照組は同樣尋常小學卒業以上の新入受刑者五〇名(註三)であつた。第一回檢査は昭和十年五月十八日夜、第二回檢査は同二十一日夜施行したものである。

(註一) 此の方面の研究として L. L. Thurston and R. Peterson, Motion Pictures and the social attitudes of children. 1933. 唯一つ擧げられる。

(註二) かゝる檢査によつて人の思想又は意見が研究出來るかどうかの方法論的考察は此處では省略する。たゞお斷りして置かなければならないのは此の映畫の性質上、或一定の主題——サーストンの研究の場合「命を賭ける男」に於ける犯罪主題、或は「西部戰線異常なし」に於ける反戰主題の如きが明瞭でなかつたために近時盛に研究されつゝある一定の問題に對する態度(意見)測定法を採ることが出來ず、結局從來の思想又は常識檢査法との折衷の如き形式となつたこと。更に問題作製に急を要したため、問題の洗練に不滿の點の多いことである。

次にかゝる檢査には被驗者の心構へが最も重用視されなければならないのであるが、「此の應答は成績や處遇に關係なき故思ふまゝの率直なる意見を記入すべきこと、但し明瞭に不眞面目なる應答と認められる場合はこの限りでないこと」を訓示することにより阿諛的な又は出鱈目な心構へを出來るだけ抑なからしめた。更に他囚の影響を受けない樣にするため夜間獨居者卽ち一二級者が選ばれたことも此の問題に對して好條件を與へる。

(註三) 被驗者映畫組、對照組は本來は全然同種集團から選定されなければならないのであるが、既に收容されてゐる受刑者は全部映畫を觀覽する故、映畫を見ざる(對照)組は新入受刑者を採らねばならず、從つて人員も少數で此の點で被驗者に稍條件の相異があるけれども、これは不可避の事狀故、止むを得なかつたことをお斷りして置く。

二

1 「累犯者の思想傾向」

第二表により累犯者の思想又は意見の大體を窺ふことが出來る。今各意見の合致の度合を見るために肯定と否定との%の差の平均(四四・五)及平均錯差(二六・〇)を求め、差をその平均を中心として一平均錯差の範圍に

第二表　受刑者285名ノ意見

	問題	肯定	否定	疑問	肯否差	合致度
個人	(1) 努力次第デ成功スル	83.7	5.0	10.3	78.7	○ 3
	(6) 善行ハ報酬目當ダ	33.1	47.4	19.5	14.3	× 1
問題	(11) 浮浪生活ハ勤勞ヲ不可能ナラシム	19.0	70.4	10.7	51.4	× 2
	(16) 犯罪ノ原因ハ性質ヨリモ環境ニヨル	62.7	13.5	23.8	49.2	○ 2
隣人	(2) 人心ハ薄情	54.1	21.5	24.4	22.6	○ 1
	(7) 成功ニハ義理人情ハ不要	10.1	81.9	8.0	71.8	× 3
愛問題	(12) 他人ノタメニ一肌ヌグコトハ虛榮ニスギヌ	31.5	49.1	31.4	17.6	× 1
	(17) 陰德アレバ陽報アリ	93.8	1.1	5.1	92.7	○ 4
親子愛問題	(3) 子供ノ不良化ハ親ノ責任ダ	55.9	16.9	27.2	39.0	○ 2
	(8) 子供ノ苦勞ハ身ノタメニナル	73.5	7.2	19.3	66.3	○ 3
	(13) 離別ハ親子愛ヲモ滅ボスル	44.9	46.1	9.0	1.2	= 0
	(18) 金持ノ親子ハ愛情薄シ	49.7	20.2	30.1	29.5	○ 1
社會問題	(4) 下層社會ハ不愉快ナコトバカリダ	47.1	31.1	21.8	16.0	○ 1
	(9) 浮浪少年ハ益々フエル	52.9	18.3	28.8	34.6	○ 2
	(14) 警察ハ民衆ノ保護機關ダ	84.7	5.2	10.1	79.5	○ 3
	(19) 活動寫眞ハ惡影響多シ	30.2	26.7	43.1	3.5	= 0
衞生問題	(5) 醫者ガアルカギリ衞生知識不要	5.1	88.1	6.8	83.0	× 3
	(10) 丈夫デアレバ食物ノ衞生ハ不要	7.7	88.9	4.1	80.5	× 3
	(15) 露店飮食店ハ禁止スベシ	36.9	29.9	33.1	7.0	○ 1
	(20) 醫者ハ常ニ献身的ダ	64.9	13.0	11.1	51.9	○ 2

區切つた五段階に分ち、差の小なる段階よりそれぞれ0・1・2・3・4の點數を付ければ第二表合致度欄となる。此場合點數の多い意見程この集團の意見がより多く合致してゐることを表はす。

（六）「**人の善行は結局報酬を目當にしてゐるものだ**」。（十二）「**他人のために一肌ぬぐといふことは要するに虚榮心を滿足させるためだ**」。（十三）「**親子の間柄でも別れてゐると愛情が薄くなるものだ**」などを肯定するものが可成多いのは注意すべき傾向であらう。又（二）「**世の中の人の心は段々に薄情になつて行く**」。（四）「**下層社會のどん底生活は慘めな不愉快な事件ばかりだ**」などの肯定により多く傾くのは社會的に虐げられることの多く、暗い方面のみを見るやう習慣づけられた彼等の意見として當然であらう。更に（十六）「**犯罪の原因は本人の性質よりも寧ろ境遇のせいだ**」。（三）「**子供が惡くなつて行くのは親にその責任があるのだ**」。では否定するもの極めて少く、肯定か或は疑問視するものの多いのは彼等が反省にヒしく犯罪行爲の責任を社會や親などに轉嫁するものの多いことを示してゐる。

尙新入受刑者と舊入受刑者との間に意見の稍相違する傾向のあるのを暗示するものがあるが詳しくは第三、第四表を參照せられたい。

2 「映畫觀覽前後に於ける意見の變移」

今各意見の肯定及否定の映畫觀覽前に於ける%と觀覽後に於ける%との變移差の總平均を算出すると第五表の様に肯定及否定に於て五・三となり、疑問に於ては二・五となる。

第五表

	肯否變移差		疑問變移差	
	平均	均差平錯	平均	均差平錯
映畫組	5.3	3.3	2.5	1.9
對照組	2.4	1.7	2.4	1.4

併し之のみでは映畫の影響による變移であるか、或は偶然の變移であるか明瞭でない。今對照集團として前述した様に映畫を見せないといふ條件以外には略々同様の施行條件に於て行つた前後二回の同一檢査の結果によると、その變移差平均は肯定及否定に於ても、疑問に於ても二・四であつた。

尤も被驗者の條件としては映畫組は少くとも約一年以上刑務所生活をした人々であり、對照組は前述の様に都合上新入者を採らなければならなかつたのであるが、新入者は少くとも生活の變化と今後の刑務所生活に對する危懼の念からかかる意見發表に對しても精神的不安と動搖とを

第三表　映畫組235名ノ意見變移

	問題	肯定	否定	疑問	適意見應差
個人	(1) 努力次第デ成功スル	83.4 86.8	6.0 5.2	10.6 8.0	○ + 3.4
	(6) 善行ハ報酬目當ダ	28.1 23.8	52.8 56.6	19.1 19.6	× + 3.8
問題	(11) 浮浪生活ハ勤勞ヲ不可能ナラシム	23.4 20.0	62.6 64.7	14.0 15.3	× + 2.1
	(16) 犯罪ノ原因ハ性質ヨリ環境ニヨル	65.5 61.3	14.9 16.6	19.6 22.1	× + 1.7
隣人	(2) 人心ハ薄情	58.2 50.6	20.9 30.6	20.9 18.7	× + 9.7
	(7) 成功ニハ義理人情ハ不要	10.2 7.7	81.7 83.4	8.1 8.9	× + 1.7
愛問題	(12) 他人ノタメニ一肌ヌグコトハ虚榮ニスギヌ	20.9 14.9	58.2 61.3	20.9 23.8	× + 3.1
	(17) 陰德アレバ陽報アリ	93.6 93.6	2.1 0.9	4.3 5.5	○ ± 0.0
親子	(3) 子供ノ不良化ハ親ノ責任ダ	55.7 50.2	17.9 25.5	26.4 24.3	× + 7.6
愛問題	(8) 子供ノ苦勞ハ身ノ爲メニナル	74.9 74.5	8.5 9.8	16.6 15.7	○ − 0.4
	(13) 離別ハ親子愛ヲモ滯ラスル	43.8 41.3	48.1 47.6	8.1 11.5	× − 0.9
	(18) 金持ノ親子愛ハ情淸シ	49.4 42.1	20.4 25.6	30.2 31.6	× + 5.5
社會問題	(4) 下層社會ハ不愉快ナコトバカリダ	41.3 37.0	36.2 28.9	19.6 34.4	× − 7.3
	(9) 浮浪少年ハ益々フエル	49.8 43.4	22.6 25.9	27.7 30.6	× + 3.3
	(14) 警察ハ民衆ノ保護機關ダ	81.3 82.1	8.5 6.4	10.2 11.5	○ + 0.8
	(19) 活動寫眞ハ惡影響多シ	24.3 15.7	37.4 47.2	38.3 37.0	× + 9.8
衞生知識問題	(5) 隣者アルカギリ衞生知識ハ不要	10.2 4.7	82.1 90.2	7.7 5.1	× + 8.1
	(10) 丈夫デアレバ食物ノ衞生ハ不要	9.4 7.2	86.4 89.4	4.3 3.4	× + 3.0
	(15) 露店飮食店ハ禁止スベシ	45.9 44.7	25.9 24.3	28.1 31.1	○ − 1.2
隣人問題	(20) 隣者ハ常ニ献身的ダ	57.9 61.3	20.0 15.7	22.1 22.9	○ + 3.4

第四表　對照組（新入受刑者）50名ノ意見變移

	問題	肯定	否定	疑問	適意見應差
個人問題	(1)(5) 努力次第デ成功スル	84.0 84.0	6.0 8.0	10.0 8.0	○ ± 0.0
	(6)(6) 善行ハ報酬目當ダ	38.0 40.0	42.0 38.0	20.0 22.0	× − 4.0
	(11)(11) 浮浪生活ハ勤勞ヲ不可能ナラシム	18.0 18.0	74.0 76.0	8.0 6.0	× + 2.0
	(16)(16) 犯罪ノ原因ハ性質ヨリ環境ニヨル	60.0 62.0	12.0 10.0	28.0 28.0	× − 2.0
隣人愛問題	(2)(2) 人心ハ薄情	50.0 52.0	22.0 22.0	28.0 26.0	× ± 0.0
	(7)(7) 成功ニハ義理人情ハ不要	10.0 10.0	82.0 84.0	8.0 6.0	× + 2.0
	(12)(12) 他人ノタメニ一肌ヌグコトハ虚榮ニスギヌ	42.0 46.0	40.0 33.0	18.0 16.0	× − 2.0
	(17)(17) 陰德アレバ陽報アリ	94.0 96.0	0.0 0.0	6.0 4.0	○ + 2.0
親子愛問題	(3)(3) 子供ノ不良化ハ親ノ責任ダ	50.0 46.0	16.0 22.0	28.0 32.0	× + 6.0
	(8)(8) 子供ノ苦勞ハ身ノタメニナル	72.0 76.0	6.0 4.0	22.0 20.0	○ + 4.0
	(13)(13) 離別ハ親子愛ヲモ薄クスル	46.0 48.0	44.0 44.0	10.0 8.0	× ± 0.0
	(18)(18) 金持ノ親子ハ愛情薄シ	50.0 44.0	20.0 24.0	30.0 32.0	× + 4.0
社會問題	(4)(4) 下層社會ハ不愉快ナコトバカリダ	50.0 54.0	26.0 28.0	24.0 18.0	× + 2.0
	(9)(9) 浮浪少年ハ益々フエル	56.0 58.0	14.0 12.0	30.0 30.0	× − 2.0
	(14)(14) 警察ハ民衆ノ保護機關ダ	88.0 86.0	2.0 4.0	10.0 10.0	○ − 2.0
	(19)(19) 活動寫眞ハ惡影響多シ	36.0 26.0	16.0 16.0	48.0 58.0	× ± 0.0
衞生問題	(5)(5) 醫者アルカギリ衞生知識ハ不要	0.0 4.0	94.0 92.0	6.0 4.0	× − 2.0
	(10)(10) 丈夫デアレバ食物ノ衞生ハ不要	6.0 4.0	90.0 96.0	4.0 0.0	× + 6.0
	(15)(15) 露店飮食店ハ禁止スベシ	28.0 30.0	34.0 30.0	38.0 40.0	○ + 2.0
	(20)(20) 醫者ハ常ニ献身的ダ	72.0 72.0	6.0 8.0	22.0 20.0	○ ± 0.0

感じることは刑務所生活に慣れたものよりも幾分とも大きいと見なければならない。從つて意見に對する變移の度も對照組に於ては稍大きくされてゐると見なければならない。更に又映畫組の人數は二三五名に對し對照組の人數は五〇名であり、從つて對照組では少人數の變移も%には大きく響くものである。從つて對照組の員數を映畫組と同樣增加すればその變移差平均はヨリ小さくなることが豫想し得られる。

かく考ふれば映畫組と對照組との意見の變移差はヨリ大きいと見做してよい。それ故に映畫組の殊にその肯定及否定に於ける大きな變移差は兩組の檢査施行上の最も大きな條件の相異點である映畫觀覽による影響と見なければならない。

3　適應點の變化

映畫觀覽により明瞭なる意見の變移を見たのであるがその變移は敎化的意味を有つものであるかどうか。今各意見を社會的に、道德的に、又敎化的に見てヨリ妥當なヨリ適應な考へ方を「適應意見」と定めると第三表適應意見差關の符號（○は肯定、×は否定）の應答が各問題の適應意見となる。

今各意見に於ける適應意見の%が第二回檢査に於て第一回檢査より如何に增減したか、その差の總和を求めると對照組に於ては僅か一六・〇%增加したに過ぎなかつたが、映畫組に於ては五七・二%の增加を示した。映畫組に於けるかかる決定的の變化は到底對照組に於けると同樣、單なる偶然の變化或は誤差と考へることは出來ない。

次に各人の應答中に何個の適應意見が存するか、その總和を適應點とし、——從つて此の點數は零より二〇點に亘り、高い點程ヨリ適應的な意見の持主であることになる。——映畫組の映畫觀覽前に於ける各個人の適應點の平均を求めると第六表の樣に一〇・九となり、觀覽後に於ては一一・五となり、〇・六點だけ適應點の上昇を見たのである。之に對し對照組は第一回檢査の平均適應點は九・九であり第二回目は一〇・〇點、從つて〇・一だけ極めて僅少の變化を示すに止まるのである。從つて前述の映畫による意見の變移は適應的意見への敎化的意味を有

第六表

	平均適應點	差
映畫組	10.9	+ 0.6
對照組	9.9	+ 0.1

刑政第48巻第8号
矯正図書館

つた變移であると言ひ得る。

4 感動の方面に就て

次に映畫の如何なる點に最も感動を受けたであらうか。前述した様に（六）「**人の善行は結局何等かの報酬を目當にしてゐるものだ**」（十二）「**他人のために一肌ぬぐといふことは要するに虚榮心を滿足させるためだ**」などの肯定が比較的多かつたのであるが、映畫組のものは對照組のものに比して明瞭に肯定が減じ否定（適應意見）が增加してゐる。更に（二）「**世の中の人の心は段々と薄情になつて行く**」は最も大きく適應意見への變移を示してゐる。之は此の映畫が浮浪少年と少女との純情、船頭の獻身的な親切と人情美を最も強く表現してゐるからであらう。之に對し、親子愛の問題に對してはあまり著しい變移は見られなかつた。（三）及び（十八）は稍變移を示す様ではあるが對照組に於ても同様の變移がある故に何とも斷定し難い。此の映畫に於ては迷子になつた親達の心配や船頭の亡兒に對する愛情が可成り表現されてゐるのであるが犯罪者達は親に對する心情の乏しいものが多いためにその點にあまり感動を受けなかつたのかも知れないし、或は又、映畫の主人公である子供二人共が親に離れながらあまり親に對する心情を表現しなかつたためであるかも知れない。衞生問題に於ては（五）「**醫者といふものがある以上我々には病氣や衞生の知識はなくてもかまはぬ**」の様な抽象的な問題に於ては比較的明瞭に適應意見への變移を示してゐるのであるが（十五）「**街上の露店飲食店は國民の衞生上危險であるから禁止しなければならぬ**」の様な具體的な問題ではあまり變移は見られない。映畫に於ては少女が不潔な露店飲食店の食物を買喰したために疫痢にかかつたことを表現してゐるのであるが、彼等の生活環境に於てはかかる買喰が極めて普通のことであり、それが不衞生であること、又それが病氣の原因であることなどを深く感じないのかも知れない。或は彼等にはかかる露店飲食店を生業とするもの多き故に否定と疑問が相當多いのかも知れない。

映畫の最後の場面の浮浪兒が今迄の生活を淸算して勇ましく街頭の生活戰線に立つ所に相當大きな敎化的影響を豫想したのであるが（十一）「**一度浮浪生活に落込むと眞面目に働くことが出來なくなる**」に於て殆ど變移を見なかつた。此の點で此の映畫の構成技術上に相當の無理と缺陷があつたためでもあらう。

5 年齡による差異

年齡別によつて一般適應點の變移を見ると第七表となる。映畫組に於て二十歳代〇・五、三十歳代〇・九、四十歳以上〇・三の上昇を見た。二十歳代は三十歳代に比して上昇の度が比較的少ないのであるが二十歳代に於ては最初より既に適應點が高いこと、更に對照組との關係を考慮すれば寧ろ感應度が高かつたと言ひ得られるであらう。四十歳以上の對照組の數は極めて少數であるから除外して考へる方が適當であらう。

第七表　適應點ノ變形

年齡別	映畫集團 實數	映畫集團 平均適應點	映畫集團 差	對照集團 實數	對照集團 平均適應點	對照集團 差
20歳——29歳	41	11.9 12.4	+0.5	23	11.6 10.7	−0.8
30歳——39歳	119	10.8 11.7	+0.9	18	9.7 10.1	+0.4
40歳以上	75	10.2 10.5	+0.3	9	8.3 9.1	+0.8
合計	235	10.9 11.5	+0.6	50	9.9 10.0	+0.1

又年齡別に各意見の%を比較するとその間に可成りの相違が見られること、更に映畫から受ける影響の方面及度合が年齡によつて異ることが明かである。（表は煩雜を避けるため省略する）例へば（十一）「**一度浮浪生活に落込むと眞面目に働くことが出來なくなる**」に於ては年齡が增加する程肯定意見が多くなり、從つて適應意見（否定）が少くなるのであるが、——二十歳代六五・九、三十歳代六四・七、四十歳以上五七・三——映畫觀覽によつて此の傾向は益々强まる。——二十歳代七五・六、三十歳代六八・九、四十歳以上五二・〇——卽ち若い者程勤勞生活に對する志向强く、映畫による感應も强いといふことが出來る。

6 累犯性による差異

累犯性との關係を見るために三十歳代の者を五犯以上と五犯以下とに分つて平均適應點の變移を見ると第八表の如くなる。之によると犯數の多寡と映畫による敎化的影響の相違は殆ど見られない。

第八表

	人員	映畫前	映畫後
5犯以下	53	10.7	11.6
5犯以上	66	10.8	11.7

更に各意見個々の場合を見ても兩者間に著しい差違は認められなかつた。（表は省略）

三

以上を要約すれば

一、映畫組は映畫を見ざる對照組に比して遙かに大なる意見の變移を示した。而も此の變移はヨリ適應なる考へ方への變移であるから、映畫による敎化的影響を認めることが出來る。

二、年齡の增加に伴つて適應點が低くなり、同時に映畫による適應の程度も弱くなる傾向がある。又年齡によつて影響を受ける方面及び度合の相異が見られる。

三、犯數の多寡による影響は認められなかつた。

要之、此の映畫は最初衞生思想宣傳のため製作せられたものを敎化的に改編したものである故、構成技術的に相當の無理があり、映畫全體として比較的迫眞力、印象力に乏しいものであるため、サーストンの研究の如き著明な効果を初めから期待出來なかつたものであるが、而も上述の如き結果を得たことは興味がある。

終りに臨み岡部所長、根田、都兩典獄補の絶えざる御鞭韃と此等の研究に對し常に深き理解と御助力を惜まれざる職員一同に對し厚く感謝申上げます。

——一〇・六・二七——

海外時報

國際犯罪豫防協會

二年前、フランスに於て、科學的に犯罪の原因を討究して由て以て犯罪の豫防に貢獻する所あらんとするの目的で、醫家並びに法律家によつて組織されたフランス犯罪豫防學會（Societe Francaise de Prophylaxie Criminelle—French Society of Crime Prevention）では、世界に於ける犯罪並びに其防止についての研究に興味を有つてゐる團體の國際的團結を企圖し、これが準備のために、去年十二月二十日パリの司法省に國際大會を開催し、當時の司法大臣ペルノー氏司會の下に、犯罪防止の研究を目的とする團體を打つて一丸とする國際的のリーグを創設するの案を滿場一致を以て可決したのである。右の大會には、フランス、イタリー、伯耳義、ドイツ、英國、オーストリア、チエコスロバキア、スエーデン、スウイス、スペーン、ユーゴースラビア、ブラジルより重立つた法律家、精神病學者、犯罪學者が會合したのである。この大會で、新しい國際團體の規約並びに細則を起草し且つ第一回の國際會議の組織を立案するために、ワイガント博士（ドイツ）、ベルベツク博士（伯耳義）、リベイロ敎授（ブラジル）、ツウルーズ博士（フランス）、デイ・チユリオ敎授（イタリー）、及び、ベルソー博士（スウイス）より成る委員が指命されたのである。右の委員は、今年三月の初め伯耳義のブリユツセルに會して、來る一九三五年十月イタリーのローマに國際犯罪豫防協會（Union internationale de Prophylaxie criminelle）の第一回國際會議を開催するに決し、右會議への招待狀をそれ〳〵各國へ宛て發送するの手續をも取り定めたのである。この協會のことについては追つて更らに記する所があらう。

Journal of Criminal Law and Criminology, May, 1935

Revue de Droit penal et de Criminologie, Février 1935

活躍する米國政府司法省の『G・メン』

最近、第二のリンドバーク・ケースとしてアメリカ全

士を驚駭せしめた九歳になるデオージ・ワイエルホイザーのキツドナツピング（誘拐略取）のケースの解決に示したワシントン政府の「G・メン」の迅速な目ざましい手際は、國を擧げて稱讃措かざる所であつた〔「G・メン」はG Men で、"Government Men"（中央政府の役人）を略したもので、この二三年來アンダーウオールド（犯人仲間）から始まつた名稱で、中央政府の司法省捜査部（Division of Investigation）のスペシアル・エーゼント（Special Agent）（特選組の警吏）を指していふのである〕。彼等がいち夙く容疑者二人を逮捕し、ランサム（身代金）の大部分を取戻し得たことは、キツドナツピングがだん〳〵危險で割に合はない商賣になつたといふ事實を證據立ててゐるのである。

報復の神ネメシスは、捜査部のエーゼントとなつて、それからそれと犯人の手掛りをたどつていくので、をまけに社會の人は誰もかも彼等を敵としてゐるので、キツドナツパーは到處身を措く所に苦しめられたのである。捜査方法の解決、逮捕、最後の有罪決定に至る成績を見ても、彼等をして殊に犯人の追捕に巧妙な手腕を揮はしめた訓練と能力とによる其努力を多としなければならないのである。前大統領フーバー時代の彼のリンドバーク幼兒略取事件に刺激せられて可決されたリンドバーク、ローと稱せらるる誘拐略取法で必要な權限が與られて以來彼等G・メンの働いたケースは凡て四十件に及ぶが、少くも其半は已に解決されたのである。

ここで、キツドナツピングが重大な犯罪となつたと共に起つた問題といふのが、道德上の一つのプロブレムとしてであつて、金錢上の利得がなくなつたら自然危險な犯罪を冒してまでキツドナツプするものはなからうからランサム（身代金）の支拂は妨止せらるべきではなからうか、といふのであつて、諸新聞紙は二派に分かれて論爭してゐる。

一派のものは、理想派で、支拂ふなといふのである。「キツドナツピングの防止され得る唯一の道がある。それは、如何なる事情の下に於てでもランサムの支拂を禁ずることである。何人なりとも、子供でも、大人でも、キツドナツプされたなら法律が直ちに干渉して事に當るべきである、法律は兩親、親族又は友人に代りて、先づ第一に、たとへ如何なる事が起らうとも、ランサムは支拂はるることなかるべしとのアナウンスメント（告知）を發すべきである。其時に至り、而して、其時にのみ、初めて、アメリカを通じて兒女はこの危險より救はるべ

く、兩親は安堵することができよう。我々は、今迄に已に、所謂ヒユメーン（人情的）な方法も試みたのである。しかも、尙ほ未だキツドナツピングは止まないのである。恐らく今後も續いて行はれることであらう。現在今日この國にはキツドナツプの犧牲とならうとしてゐる多くのものがゐるのである——其或るものは現にキツドナツプされんとしてゐるのである。恐らくは、キツドナツプされて殺害されるかもしれないのである。我々は、先づ第一に此等のものの安全を考へなければならないのである。今現に貧婪飽くなき人非人の手中に在るもの、安全ばかりを考ふべきではない」、とバーヂニア州リンチバーグの「ニユウス」紙は說いてゐる。

他の一派は人情派で、オレゴン州のポートランドの「オレゴニアン」紙は、ポートランド市の裁判所や警察部にゐる高い位地の人々にして、ランサムを支拂つたものは、ランサムを支拂つたといふかどで共謀の罪であるといふ理由で、犯人と等しく起訴さるる値があるといふ意見を發表したもののあることを報じ、同紙は、理窟なんどに辛抱しきれず、かういふ事情の下に立つた家族のものを有罪にするような陪審員のあらうとも思はれないのは分明かりきつてゐるのに、まつ赤になつて、「恐怖で半分氣違になつてゐる父親や母親に、昔時のローマ人の執つた苛酷な態度をとれといふのは、それはあんまりひどい。若し、そういふ態度をとつたら、彼等は一生涯社會から指彈さるるにきまつてゐるのである」、と說き立ててゐる。

西海岸のワシントン州タコマ市の「デーリー・レツヂヤー」紙は、「たとへギヤングを捕へるために小兒の死をきたすことがあらうとも」、官憲はキツドナツパーを捕ふべきである、と主張した著名な女流作家のゐることを報じて、「かういふ事を書いたり考へたり、言つたりする人は、極めて冷酷な人であるか又は全く人情の何物たるかを解さない人である」、とこの作家にやり返してゐる。

で、「G・メン」の今度の巧妙なやり方を非常にほめて、更らに筆を進めて、同紙は、「此等の冷靜なクリミナル、ハンター（犯人獵手）が人情を有つてゐて、自分達直接の職務の遂行以上に小兒の一身上の安全を考へたことは、穩當な自然の人情を持てる人は誰しも滿足する所である。小さいワイエルホイザーが犯人の手中にありし間は、「G・メン」は行動をさし控へてゐたのであつて、この點で、結果にかまはず假借する所なきめちやな追捕

を強要する人達に勝さつてゐること萬々なるを證明するものである」、と曰つてゐる。

とにかく、「G・メン」の今度の働きは大方の滿足を得たもので、ロード・アイランド州のプロビテンスの「ニユウス・トリビユウン」紙は、G・メンが全國中の州其他地方のポリスの援助を得て、今迄のすばらしい成績をつづけていつたら、キツドナツピングは、たとへどんな向ふ見ずの犯人でも、やつてみるには餘りに危險な仕事だといふようなことになる日が近く來るかもしれない」、とまで曰つてゐる位である。

同じ心持で、シカゴの「クリステイアン・サイエンス・モニター」紙は、「つい先達までは、世間の人は、彼等犯人はどうしてかくも殘忍なのだらうと怪しんでゐたものだが、今は、却つてどうしてかうも馬鹿なのだらうと不思議に思つてゐる位である。それといふのも、近代式の科學的搜査方法で犯人を包圍して、犯跡の搜出が日に日に急速を加へて行くからである」、と所見を述べてゐる。

搜査方法の近代化され、スピード・アップされたのはG・メンの成功の主因であるのは勿論だが、しかし、「G・メンが成功を收めつつある主たる理由は、彼等に對しては贈賄がきかず、且つ、いづれも教育があり、才智があり、強い團體精神で鼓舞されてゐる上に、更らに、立派な一人のゼネラルによつて指揮されてゐるからである」と、ニユーヨークのロチエスターの「タイムス・ユニオン」紙は評してゐる。

この一個のゼネラルこそ司法省搜査部の長たるエドガー・フーバー氏で、それかあらぬか、氏は最近首府のヂオージ・ワシントン大學から法學博士の名譽學位を贈られたのである。

このワイエルホイーザー・ケースの重な容疑者の二人が長いクリミナル、レコード（犯歷）を有つてゐて、且つ、二人共パロール（假釋放）の違犯者だつた事實が明かになつた時、平素から犯罪問題に深い興味と注意とを拂つてゐるブレシデント・ルーズベルトは、直ちにパロール・システムの濫用についての特別調査を當局に命じ其日六月十日、ニユーヨーク市のハイド・パークに於ける私宅からワシントンの司法長官（アトーニー・ゼネラル）カムミングスに宛てて發した電報で、「正しい物のわかつたシテイズンなら誰しも犯人の更生を目的とする情味のあるパロール・システムに興味を有つてゐないものはない。しかし、同時に、パロールの濫用を愼しまなければならない。常習

犯人の場合に於ては特に然りである」、と論達する所があつた。

Literary Digest, June 22, 1935

逝けるヂエーン・アダムス

日本の新聞紙にも報ぜられたが、「世界に於て最も愛せられたる女」（"the best-loved woman in the world"）と呼ばれたシカゴのハル・ハウスの主人ヂエーン・アダムス（Miss Jane Addams）は去る五月二十一日シカゴ近郊の病院で長逝した。

彼女に用ひられたこのタイトルは、つい先頃まで英國政府の總理であつたラムゼー・マクドナルドによつて與へられたものであるが、人生の福利を增進する社會事業の方面に樹てた彼女の功績に照してみても、ヂエーン・アダムスは立派にこの稱號をかち得たものである。しかし、彼女は自分のことを「醜い小鴨」と呼んでゐて、他の女なら氣樂な生活を送つたでもあらうのに、自ら奮つて平和の使徒となり、シカゴのような都市での面倒なセツルメントの城廓たるハル・ハウスの創立者となつたのであつた。一九三一年の冬には、ハーバード大學總長ニコラス・マレー・バツトラー博士と共にノーベル平和賞を得たのである。多くの大學からは學位を授けられ、更らにまた、大膽な社會政策的立法を發議しては、貧しきものの擁護者となつたのである。

彼女のように、自己のためには求むる所極めて少なく他のために謀つて得る所の多かつたものは、一人もないのである。死する數週間前、大統領ルーズベルトから「現に生きてゐる最も偉大なる婦人」（"the greatest living woman"）と稱たえられたが、しかし、自分では女史一流の奇矯で、「ハル・ハウス隣接街路監視人」（"Inspector of streets and alleyways in the neighborhood of Hull House"）といふ市からもらつたタイトルを一番好んでゐたようであつた。

ミス・アダムスは、一八六〇年九月六日イリノイ州のセダーヴイルで生れた。母親は彼女のまだベビーであつた頃に死んでしまつて、父親の手一つで育てられたのであつた。父親のヂオーン・エチ・アダムスは銀行家で、アブラハム・リンカンの友人であつた。この父親に彼女は非常になついてゐたが、「道義的企業の偉大なる世界」（"the great world of moral enterprise"）の建設の最初の示唆を得たのは彼からであつたのである。

「そつとするような穢い小屋」の中に工場の職工達が一緒にごた〳〵と生活してゐるあはれな有様を見せにヂェーンを連れていつたのもこの父親で、彼の女が、成人の曉には、「よその大きなハウスの中に交つてではなく、穢ない小さなハウスの間に、大きなハウスを所有したい」と決心したのは其時であつたのである。

一八八一年に、州のロックホード・カレツヂ（女子神學校）を卒業してから、歐洲を旅行した。其處で見た大都市の中にあるスラム（貧民窟）のみじめさは、この若い彼女の意圖を層一層固めさしたのである。

ハル・ハウスは、彼女の大志を達成せしめんがため、其所有者たるミス・ヘレン・カルヴアーから彼女に贈られたもので、サロン（酒場）と葬儀社との間にはさまつて立つてゐるこのハウスは、その時以來、彼女のホームとなり、社會事業に於て世界的に有名な計畫のセンターとなつたのである。人種の如何を問はず、階級の如何を問はず、信仰の如何を問はず、このハウスへ來たるものは、何人といへども歡んで迎へられたのである。

世界に名高いセツルメントとしてのこのハル・ハウスは、シカゴのスラムの間に在つて、バスルーム（浴場）となり、パーラー（應接室）となり、ガーデン（遊園）となり、デー・ナーゼリー（託兒所）となり、スクール（學校）となり、ヂムナジユウム（體育館）となり、リーガル・エード・ビユウロー（法律扶助相談所）となり、小劇場となり、而して、一般市民の集會所となつて和氣藹々たる一個のコムミユニテイ・センターの役目をつとめてゐたのである。ミス・アダムスは、誰よりも一番よく、スラム・デイストリクト（貧民區）の事情に通じてゐて、其處に住む人達の求むる所のもの、何たるかを熟知してゐたのである。警察官吏を初め、歷代の市長に至るまで、其他、病院並びに社會事業團體等、爭つて彼女の助言を求めたものである。

大きな社會運動にしてハル・ハウスから起つたものが多いのであるが、其主なるものには、先づ、少年に關するもので、少年審判所の設置、無料浴場、小公園及び夏期學校の開設の運動より、更らに進んでは、職業教育の促進、學校に於ける疾病の診査、勞働賃銀及び勞働條件の改良運動、「ホワイト・スレーブ」（娼婦）の賣買、麻醉劑の不正取引の取締等、シカゴに於ける社會改良運動は彼女に負ふ所が多いのである。

ミス・アダムスは熱心な平和論者で、終に爲めに、「レツド」（赤）（過激派）の人名簿中に其名を數へらるるに至り、世界大戰中は、刑事に尾行せられたものである。シカゴの或るアナーキスト（無政府黨）の機關新聞紙の辯護を引受くるに至つて、アナーキストとして告發されたこともある。しかも、過ぐる日の彼女の第七十五回の誕辰に當つては、全世界は彼女に對して擧つて深甚なる敬意を表したのである。恰も此の日は、彼女によつて創立された「平和と自由の婦人國際聯盟」（Women's International League for Peace and Freedom）の創立二十週年の記念日に相當してゐたのである。

Literary Digest, June 1, 1935

第十一回國際かんごく會議

刑法並びに行刑組織に關する第十一回國際會議 Der 11. Internationale Kongress für Strafrecht und Gefängniswesen 1935）は、既報の如く（昭和九年八月號「刑政」時報欄參照）今夏八月十八日より二十四日まで、ドイツ最高法院長ドクトル・ブムケ氏（Reichsgerichtspräsident Dr. Bumke）のチェアマンシップ（議長職）の下にベルリンに於て開催せられる。

Deutsche Juristen-Zeitung, den 1. Juli 1935

協會記事

⊙京阪並北九州地方水害見舞

六月廿七、八、九數日に亙り京阪並北九州地方に大豪雨あり、京都及び久留米兩市を中心として各地に甚大なる被害を與へた。因つて協會は罹災各刑務所に對し、直ちに見舞の電報を發したのであるが、回報に接したる各所の被害は左の如く、極めて僅少に止まつたのは何よりであつた。(順序不同)

岐阜刑務所　何等被害なし。

北區支所　刑務所には何等異狀なく、職員中に數名の床下浸水者ありたるのみ。

神戸刑務所　何等被害なし。

京都刑務所　何等被害なし。

和歌山支所　何等被害なし。

滋賀刑務所　外塀壁土諸處剝落したるのみ。

長崎刑務所　何等被害なし。

熊本刑務所　京町支所敷地崖一ヶ所二十四平方米崩壞し、尚ほ三十平方米位龜裂を生じたるのみ。

久留米少年刑務所　一、刑務所の被害は(イ)外堀增水のため外圍塀に近き土坡約五十三間崩壞又は龜裂す(ロ)耕耘地九段餘浸水のため農作物殆ど流失す。二、職員の被害は浸水家屋十八戸(床上十一、床下七)及土地崩壞その他三件あり、この被害總額約一千三百圓に達す。尚ほ官舍は浸水を免れ別に被害なし。

福岡刑務所　本所及小倉支所は何等被害なし。嚴原支所は外塀崩壞一ヶ所四間、同じく危險に瀕し應急修理を要する箇所七ヶ所、延長約三十間、區劃塀一ヶ所七間。

中京區支所　何等被害なし。

大阪刑務所　昨年の風水害復舊工事未了の箇所あり、そのため建物の雨漏り甚だしかりしも別に被害なし。

樽外耕耘地は附近の長曾根川及び排水溝氾濫のため浸水約二町餘歩に及び、農作物の被害は相當ある見込。職員中には浸水床上に達したるものあり、或は一時避難の準備をなすものなど有りしが、格別の被害なし。

廣島刑務所　何等被害なし。

⊙靜岡地方震災見舞

七月十一日午後五時二十五分頃靜岡、清水兩市を中心

として强震襲來し、全半壞六百三十一戸、死傷者百十一名を出したが、協會は直ちに見舞の電報を發したる處、回報に接したる靜岡刑務所の被害左の通りである。

當日は時恰も收容者夕食時に相當し居たる關係上、食臺及食器類は忽ち轉倒墜落、食事不能の儘即時各工場並に舍房共收容者を樽內空地に集合避難せしめ、折柄退廳中の各職員時を移さず馳けつけ(事務員は大部分未だ執務中なり)、直ちに非常警備に任じ、他面炊場に於ては追襲の上未喫食者には樽內空地に於て喫食せしむる等一時混亂を來したるも、幸ひにして職員並に收容者に死者なく、只鍛冶工場の受刑者一名負傷したるも生命に別條なく、其他は避難の際擦過傷を受けし程度の者數名ありしのみにて、不幸中の幸なりき。

工場及抄紙工機械、倉庫、外塀、事務室、官舍等被害尠からざるも倒壞したるは樽內間仕切塀數ヶ所に過ぎず、一般衆情も至極平穩、七時三十分より順次居房に繰込みたるも激震の結果發電所故障を起し送電不能、懷中電燈、提灯等にて漸く人員點呼を了す。其後九時過ぎ送電點燈を見るに至り、翌日よりは順次應急的施設をなし、抄紙工の一ヶ工場を除くほかは平常通り作業を繼續し得るに至れり。職員の被害は何れも相當あり家屋の全壞したるもの一、半壞八、傾斜その他の被害十有餘の狀態なるも、幸ひ家族中には一名の死傷者もなし。

尚ほ、濱松支所、沼津支所とも、何等被害なき旨の返電に接した。

⊙臺灣震災見舞

去る四月下旬激震に襲はれた臺灣新竹州下に、七月十七日午前零時十九分頃、再び强震あり、死傷二百餘名を出したので、協會は直ちに新竹州少年刑務所に對し見舞の電報を發したる處、何等被害なき旨の返電に接した。

⊙贈與金交付

五月分

一、金百五十九圓也
　成田興一外十四名退職贈與金

一、金參拾參圓也
　阿部善五郎死亡贈與金

◇

七月分

一、金貳百七拾參圓也
　松山憲太郎外四十六名退職贈與金

一、金貳百拾六圓也
　山本伊之助外七名死亡贈與金

第一區聯合刑務所第九回武道會

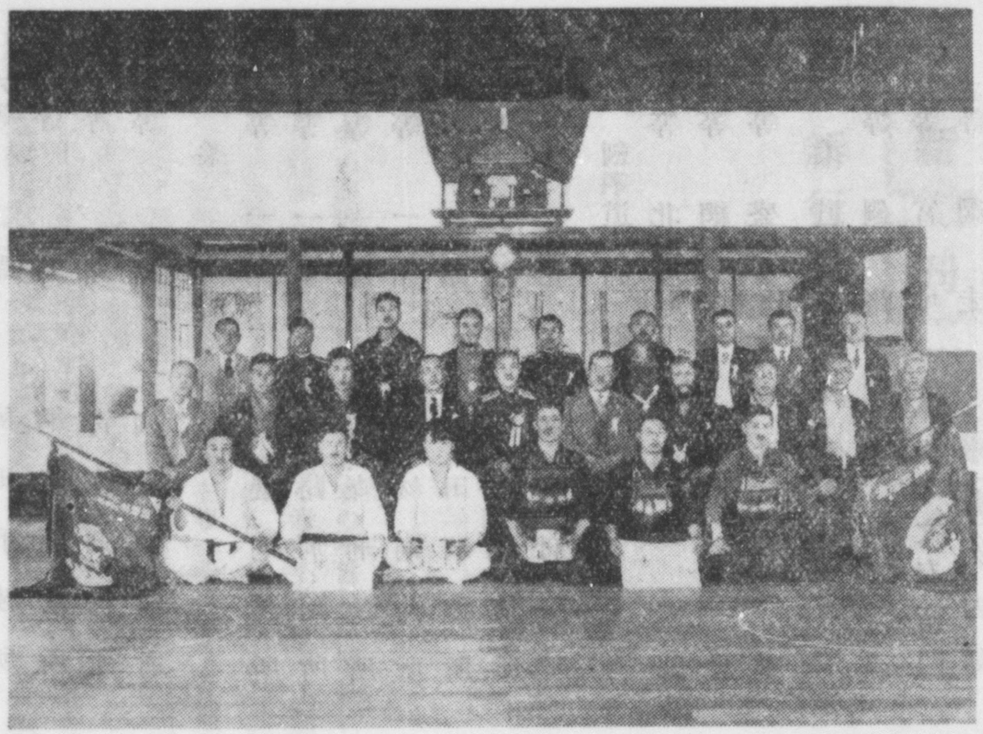
昭和十年七月六日青森刑務所演武場に於て第一區聯合刑務所第九回武道會を開催す。此日數日來の梅雨空尙晴渡らざるも幸にして當日は朝來陽光赫灼として潑溂たる氣分場の內外に溢れ、絳門の日章旗朝風に飜り正に本會を祝福するもの丶如く午前七時前後より出場選士は早くも三々伍々入場を始め、各胸奥秘かに必勝を期するもの丶如く意氣既に天に沖するの慨あり。

當日刑務協會より御臨席なかりしも、坂梨札幌刑務所長、高橋釧路刑務所長をはじめ區內各刑務所看守長七名並高瀨青森區裁判所監督判事、關川青森地方裁判所次席檢事、荒金青森憲兵分隊長、小野青森市助役其の他官公衙の長各中等學校長、武道關係者、新聞記者等五十餘名の來賓あり。午前八時三十分藤井青森支部長開會を宣し先づ來賓選士一同神殿に禮拜し、前回優勝の劍道宮城、柔道釧路兩刑務所優勝旗返還式を行ひ、次で藤井青森支部長は協會長に代り各選士の銳氣を皷舞すると同時に日本精神と武道の眞髓に就て一場の挨拶を試み、終て劍道審判員市川宇門同齋藤麗消兩氏の大日本帝國劍道型に始まり愈別紙組合表に依り劍道柔道同時に試合を開始せり。

各選士は何れも異常なる緊張裡に凜々たる意氣を發揮し豫て鍛鍊の秘術を盡して力戰奮鬪、雌雄を決するの光景は正に之れ武道の精華にして觀衆をして思はず手に汗を握らしむ。

斯くて午前十一時五十分柔道對抗試合は早くも終了を告げ、此の試合に對する優勝の榮譽は札幌刑務所之を荷ふ所となり、二等釧路刑務所、三等青森刑務所と決定す。一方劍道は四回戰を終りたるを以て休憩を宣し、選士及來賓等は各々所定の場所に於て晝食を喫したり。

午後一時再開、劍道は引續き試合を續行し柔道は藤田雅一、伊藤長次郎兩氏の講道館投の型及護身極の型に始まり高點試合に移る時、宛かも觀衆は益增加して場の內外に溢れ、各選士の奮戰活躍は彌々高潮に達し各渾身の勇を振つて力戰健鬪龍攘虎搏の壯觀は裂帛の氣合劍擊の冴へと相和して堂々場內を壓し、觀衆は期せずして固唾を飮み全く息詰るの狀を呈したり。斯くて柔道高點試合は對戰約一時間にして終り其の結果、一等釧路高橋正二二等宮城伊藤文左衛門、三等網走齋藤久四郎に夫々決定す。劍道は午后三時試合を終り優勝の月桂冠は之又札幌



刑務所の獲得する所となり、二等盛岡少年刑務所、三等宮城刑務所と決定す。終つて劍道高點試合に移り各選士の意氣更に一段の高揚を示し勇奮激戰約一時間にして終り其の結果、一等北海少年龍崎三郎、二等網走堀忠、三等盛岡少年並岡武雄に決定す。時正に午后四時、之を以て試合の全部を終り藤井青森支部長は優勝刑務所代表各選士に對し優勝旗、表彰狀及賞品を、個人優勝者に對し個人賞を夫々授與し終つて閉會の辭を述べ茲に盛會裡に本武道會を終了せり。終つて優勝記念撮影を行ひたる後選士、來賓、審判員、應援者等一同を慰勞すべく晩餐旁々小宴を催し、席上藤井支部長より謝辭を述べ次で坂梨札幌刑務所長來賓を代表して挨拶あり、一同歡を盡し六時三十分和氣靄々裡に散會せり。

當日の試合成績左の如し。

記

劍道

一等	二二點	札幌刑務所
二等	一六點	盛岡少年刑務所
三等	一四點	宮城刑務所
四等	一三點	北海少年刑務所
五等	一一點	函館刑務所

六等　一〇點　秋田刑務所
七等　九點　網走刑務所
八等　九點　青森刑務所
九等　四點　釧路刑務所

柔道

一等　一四點　札幌刑務所
二等　一三點　釧路刑務所
三等　一〇點　青森刑務所
四等　一〇點　宮城刑務所
五等　八點　秋田刑務所
六等　六點　函館刑務所
七等　二點　網走刑務所

劍道高點試合

一等　北海少年　龍崎三郎
二等　網走　堀忠
三等　盛岡少年　並岡武雄

柔道高點試合

一等　釧路　高橋正三
二等　宮城　根本文左衛門
三等　網走　齋藤久四郎

劍道

	北海少年	網走	釧路	宮城	青森	盛岡少年	秋田	札幌	函館	合計
北海少年		一	〇	一	二	一	一	一	三	一三
網走	二		一	〇	三	一	一	一	三	一四
釧路	三	二		一	三	一	一	一	三	一六
宮城	三	三	二		三	一	一	一	三	一四
青森	二	一	一	一		一	一	一	三	九
盛岡少年	三	三	二	三	三		一	一	三	一六
秋田	三	三	二	三	三	三		一	三	一七
札幌	三	三	二	三	三	三	三		三	一八
函館	一	一	一	一	一	一	一	一		八
合計	一三	一四	一〇	一四	九	一六	一七	一八	八	

柔道

	秋田	釧路	札幌	網走	函館	宮城	青森	合計
秋田		三	三	三	三	一	一	一四
釧路	一		二	三	二	一	一	一三
札幌	一	一		三	二	一	一	一三
網走	一	一	一		二	一	一	一二
函館	一	一	一	一		一	一	一〇
宮城	二	二	二	二	二		一	一〇
青森	二	二	二	二	二	二		一二
合計	八	一〇	一〇	一二	一〇	一〇	八	

新刊紹介

新行刑法學の建設へ

——「註釋行刑法規全書」讀後——

寺光忠

序

日本行刑界に、また、新らしい資料が加へられた。昭和十年七月二十二日、その新著を手にして……。

第一

『從來の罪刑法定主義は、罪なき者の不當に處罰せられることを防がんとした。また、罪ある者の不當に重く處罰せられることを防がんとした。これに對して、新らしい刑法の思想は、更に進んで、罪あるその者をさへその罪なき他の人々とおなじく正しき社會人たらしめんとする』。（牧野英一氏「刑法に於ける重點の變遷」第六八頁）

無辜にして牢獄に呻吟する者、或ひは、罪あつてなほ所謂「監獄に入れるべからざる者」に關して、近代刑事學のなした效驗はまことに偉大なるものがあつた。そこでは、罪刑法定主義はその一方的誇張から解放せられやうとしてゐるといはれ、罪刑法定主義の現代的意義が再認識せられつゝある。

しかるに、これに對して、「罪あるその者をさへその罪なき他の人々と同じく正しき社會人たらしめむとする」の思想は、かの四人に對する『人たるに値する生活』の保障といふ言葉に要約せられてゐるものであつて、それは、四人の法律的地位の確立、換言すれば、行刑に於ける法律的保障の構成をもとめる聲である。しかしながらそれは、罪刑法定主義の進化といはうよりも、われわれにとつては、應報刑論より教育刑論への變遷、即ち、自由刑の醇化といふ意味に於ける進化である。

自由刑の目的を應報的なものから教育的なものへ止揚するに於いて、必至的に要請せられたものが、四人の法律的地位の保障であつたのであると、われわれは、解しなければならない。『自由刑が教育であるといふ主張の結論は、要するに、犯人も亦人であるといふ意識の喚起である』（正木亮氏「法制上より見たる自由刑の本質」法學志林第三三卷第九號第六三頁）といはれる所以である。そこに、いはば行刑に於ける「罪刑法定主義」の誕生があつた。

その、國家と囚人との法律關係に關して、はじめて、フロイデンタールの勞作 Die staatsrechtliche Stellung des Gefangenen があらはれたのは一九一〇年のことであり、罪刑法定主義の主張は、行刑に於てはなほ漸く二十五年の年齒を有するにすぎないのであつて、行刑に於ける罪刑法定主義はより高次の展開を示し得るまでには立ち到つてゐないのである。われわれの急務は、囚人のマグナ・カルタを確立することにある。行刑の研究は今や、先づ、囚人の法律的地位の探究とその確立から始まらねばならぬといふことになつたのである。

監獄に關する規律が法律の形式を得た世界最初のものとしての我が現行監獄法は明治四十一年の制定にかゝる。しかるに、それは、形式に於いてこそ法律としてあらはれてゐれ、その運用に於いてまたその內容に於いて單に行刑官吏に對する一箇の訓令たるに過ぎないとものとせられて來たのである。今日に於いても、また、さうであるであらうか。

われわれは、この國の、特に最近數年間に於ける行刑の進展を見て來た。とりわけてその累進制の實施。そして、必然的にそれに伴ふ、囚人の法律的地位の向上、監獄法を中心として之を取卷く一連の法規は、今や、單なる行刑官吏への訓令たることから脫却してゐるものと信じ得るのところにある。たゞ、惜しむらくは、一畔の下に、我が行刑の現狀を知るのよすがを、世の理論的研究家は持ち得なかつたのである。

囚人の地位の法律的保障のために必要とせられる事項が三つある。第一に、形式的な要求として、行刑に於ける當事者の法律關係が法律によつて規定せられること、第二に、實質的な要求として、その當事者相互の權利及び義務が自由裁量の余地なきほどに十分明瞭に規定されること、第三に、右の形式的及實質的要求に對する訴訟手續による保障が全うされることである。(牧野氏「教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰第四三頁參照、行刑論集所收)。遺憾乍ら、我が行刑の構成は、右の三つの要求を完全に充足するまでには到つてゐない。そこにはなほ、多く、刑事政策學の此後の發達に負ふべきものが殘されてゐると共に、なほ、多く、今日の理論的研究の成果を實現するがためのその政治的な努力精進について期待せざるべからざるものがあるであらう。このためにも、亦、惜しむらくは、我が行刑の現狀について、法規の体系的なるものをわれわれは、持たなかつたのである。

いま、「註釋行刑法規全書」一卷が生れた。われわれの渴望は醫やされた。本書によつて、はじめて、われわれは、我が行刑の現狀を法規の上に殘りなく理解するの捷

徑を得たのである。本書は、監獄法を第一部とし、刑務所會計事務章程を第二部として、その各條下にそれぞれの關係法令を類別彙集せられ、その第一部と第二部と相俟つて、我が行刑に於ける法律關係を、一見、窺知し得るのである。(正木亮氏の本書の序文に曰く、『監獄法は教育法である。會計法は生活基準法である』)。その編纂方法は、法規の羅列とは凡そ緣遠いものであり、そこには註釋書の新形式が生みだされてゐる。

本書を飜いて、先づ胸を打つものは、赤裸々なる日本行刑の姿である。一讀過また一讀過、そこに、われわれは、日本刑事政策學の行方と日本行刑法學の行方とを指示せられる。新行刑法學は、今日以後に於いて、この精力的著書を一里塚として、この上に築かれて行くことであらう。

第二

本書の成る、その最大の目的は、しかしながら、日常行刑の實務に從ふ行刑官吏へのよき指南車たらむとするにある。編著者は序して言ふ、本書は『日夜激務に服し研究の余暇と適當なる註釋書を持たぬ行刑實務家諸賢の爲に』之をつくつた、と。實務家の本書によつて與へられるであらう便宜のほどは、本書を手にした者のみが知り得る。

本書は、第一編に監獄法の逐條的註釋を施し、第二編に刑務所會計事務章程の逐條的註釋を施したものであり、その註釋のための方法は、たとへば監獄法第十九條の下では、(本書第四〇頁乃至第四六頁)その本條に關係ある監獄法施行規則七ヶ條、訓令一及び通牒五(戒具使用上ノ注意、檢事廷ニ於ケル戒護、收容者自殺豫防方法、刑務所事故豫防取締方法、等)が擧げられ、他の一切の法規集を用ひることなくしてその內容が知られるのである。しかもそこには併せて、護送に關する各種の法規(勅令一、監獄法施行規則二ヶ條、行刑累進處遇令一ヶ條、刑事訴訟法一ヶ條通牒三、等)が擧げられてゐる。われわれはこれによつて監獄法第十九條を中心とするあらゆる規定を順序正しく且つ殘りなく理解し得るであらう。さらにたとへば、刑務所會計事務章程第九條の下では(本書第一七三頁乃至第一八四頁)、先づ會計法二ヶ條が擧げられ、次いで(一)契約と題して會計規則十三ヶ條、通牒一、質疑問答二と併せて、物品の購買及檢查方法に關する通牒三、告示一、典獄會議注意二を、(二)一般競爭契約と題して會計規則十四ヶ條、省令一、訓令一、通牒一、質疑問答二を、(三)指名競爭契約と題して會計規則四ヶ條を、(四)隨意契約と題して會計規則六ヶ條を擧げ、これによつて刑務所會計事

務章程第九條を中心とするあらゆる規定を順序正しく且つ殘りなく理解せしめる。

本書の第三編は重要なる關係法令（刑法、少年法、刑事訴訟法、裁判所構成法等）の全文を掲げて讀者の便に供してゐる。

さらに、附錄として、事務便覽が綴られてある。月別報告事項、毎月報告事項、臨時報告事項、認可申請事項文書處理規程改正要項、用字例等。そして、最後に、きはめて詳細なる事項別索引表が附せられ、われわれの知らむと欲する事項が寸時にして抽き出し得るやうに組立てられてゐる。

多くを云ふまい。とりわけて、われわれは本書の第二編によつて、入り難い刑務會計へのよき入門書を得たことをよろこぶのである。

編著者はその序文に於いて、『私は本書を以て……實務家に對する日常の指針……として役立たしめやうとする——幸に望蜀の譏がなければ望外のよろこびである』と謙遜の辭をならべてゐるが、われわれはむしろ、用意到り、しかも、微塵のケレンなき編著者の良心的態度をよろこばう。嚴密なる校正にもその良心的態度の一班がうかがはれるのである。

第三

「註釋行刑法規全書」は、掛樋松治郎氏の新著である。氏は、いま、司法省行刑局に勤務せられる官吏である。氏の二十年に近い尊い行刑實踐の成果が、本書となつて世に問はれてゐるわけである。正木書記官の本書に與ふる序文のうちにも、『かやうな法規通牒を類別系統的註釋書として一卷を編み出さうとするには相當な自信と明快な頭腦と勇氣とが必要なものである。わが掛樋君はそれには最もふさはしい人格の所有者であることを知るわたくしが、それだけで本著の成功することに些の疑をも持たなかつた』と謳はれてゐる。まことに、好箇のひとを得たわけである。氏の如き良心と精力とをもつ人を俟つてのみ、本書の呱々の聲を期待し得るのである。

われわれは、こゝに、たゞ、氏にむかつて二つの希望を傳へたい。われわれの希望は、第一に、數年を措いて更にその間の新法令を加へた新版をわれわれに與へるの勞を盡されたいこと、第二に、法令だけではなくその上更に二三の學說を適所々々に拔萃して、理論と實際とのギヤップをわれわれに教示するの勞を加へらるれば幸である。

「註釋行刑法規全書」（四六版六百頁、今や上梓せらる。即ちこゝに大方にすすめる所以である。

第七回行刑醫務講習會修了式

第七回行刑醫務講習會修了式は七月十六日午前十一時より刑務協會講堂に於て擧行、岩松刑務官練習所長以下、正木、岡、中尾の各司法書記官、谷内、椎名、岡部、吉田、東の各刑務所長、平川、三井、窪田、曾川、富田、柏木、近藤の各醫務主任及び次席保健技師、伊藤、大原の兩刑務協會主事列席、伊藤主事の開會の辭に次ぎ、岩松練習所長は、講習生に對し修了證書を授與し、次で左の訓示をされた。

本日第七回行刑醫務講習會修了式を擧行するに際し、諸君に對し所懷の一端を披瀝するを得まするることは私の光榮とするところであります。

顧みれば諸君が當講習會に參加されたのは今日より約二ヶ月前のことであります。この二ヶ月間諸君は東京帝大、傳染病研究所、慶應醫大、慈惠醫大等に於て各專門大家について臨床醫學の研究を遂げ、傍ら當講習會に於て、行刑醫務に關係深き行刑諸法規に關する講義を聽講され、その業成りて本日の輝しき日を迎へられたのであります。先づ以て諸君のために慶賀し、同時に斯界のために祝意を表する次第であります。

諸君が今春學窓を出でられ、司法省の醫務囑托とならられたのはツイこの間のやうにも思はれますが、諸君は曩にすでに二ヶ月間東京四刑務所に於て、各刑務所長、醫務主任及び次席保健技師の指導の下に行刑醫務の實務を修習され、今又この講習を修了されたのでありますから、前後を通じて四ヶ月の日子を經過してゐるのであります。この間諸君は精進勉勵、種々の煩累と困難とに打ち克ち、しかもよく健康を保持して一人も洩れなく本日の光榮を贏ち得られたることはまことに御同慶に堪えぬ次第であります。しかし諸君がこの四ヶ月間に修得されましたところは、これから實際社會に乘出して、實務に當るための一つの準備教育たるにすぎないのであります。將來諸君が實際に擔當しなければならぬ仕事は、刑務所内の衞生、檢診及び診療等多岐にわたつてゐますが、これ等の仕事は、諸君がすでに體驗されたやうに、戒護、作業教務と互に相待つて、行刑事務の根幹をなすものでありまして、刑務所の仕事としては極めて樞要なる地位を占むるものであります。從つて諸君は第一に人格の向上を期すべきは勿論、學校に於て修得せられたる學術を經とし、この準備教育時代に體驗せられたるところを緯として、自己の職責に精勵し、事務の改良刷新につとむるところがなければなりません。勿論學校教育並にこの四ヶ月間の準備教育は、圍碁道よりいへば、いはゆる定石の解說にひとしきもので、單に社會の實戰場裡に登場して活動するについての基礎たるにすぎないものですから、諸君はこれを以て滿足するといふやうなことなく、將來は各自に於て夫々修養を

矯正図書館

積み、學術の方面に於ても又技術の方面に於ても常に時勢に先んじて進むといふ覺悟を必要とするのであります。

諸君の赴任せらるゝ任地は夫々異つてをり、中には初めての土地もあることゝ思ひます。任地に在つてはその地の刑務所長、醫務主任等の先輩についてその指導の下に、實際事務の研鑽をなし、又入情風俗氣候風土の異つてゐることですから、社交や健康のことにも十分注意して、失態なきことを期せられたいのであります。一言婆心を述べて諸君の行を送る次第であります。

これに對し中里重雄氏は講習生總代として左の答辭を述べ、伊藤主事の挨拶にて正午閉式した。

答　辭

本日玆に生等ノ爲ニ斯クモ盛大ナ修了式ヲ擧行セラレタコトハ、誠ニ光榮トスル所デアリマス、顧ミルニ行刑ノ事ニ志シテ四ヶ月今ヤ此ノ講習ヲ終ヘントスルニ當ツテ實ニ感慨ニ堪エナイモノガアリマス、生等保健技手ヲ志望セントスル當初異常ナル決心ト抱負ヲ懷イテ應募シタノハ勿論デアリマシテ、其ノ間聊カモ不純ナル精神ノ介在ヲ許サナカツタノデアリマス。

抑々行刑ノ事タルヤ囚人ノ改過遷善ヲ唯一ノ目的トスルノデアツテ、其ノ局ニ當ル者ノ人格ガ、彼等ニ及ボス影響ノ如何ニ大ナルカヲ思フ時、生等不肖ニシテ聊カノ不安ナキ能ハザル狀態デアリマシタガ、此ノ四ヶ月人格高キ岩松局長閣下始メ各講師諸先生ノ御懇篤ナル御指導ノ下ニ、今ヤ暗夜ニ一點ノ光明ニ得タ樣ナ感ヲ深クスルノデアリマス、換言スレバ恐ラクハ生等ノ生涯ノ使命デアリ、又斯クアラネバナラヌ、此ノ事業ニ對シテ確實ナル指導標ヲ與ヘラレタモノデアルト信ズルノデアリマス。

思フニ醫學タルヤ日進月歩ノ學デアツテ、徒ニ舊法ニ甘ンズルハ醫學其ノモノヽ冒瀆デアリ、良心アル醫學者ノ採ル可キ態度デナイト思フノデアリマス、而シテ行刑醫務ハ純然タル診療ニアラズシテ他ノ分科トノ渾然タル有機的關係ニ於テ初メテ其ノ使命ヲ果シ得ルノデアルノミナラズ近年、行刑醫務ノ益々重視セラルヽニ當ツテ、生等ノ責任ノ愈々重大ナルヲ感ズルノデアリマス。今ヤ生等新任地ニ新生ノ第一歩ヲ踏ミ出サントスル時、社會ノ風波ノ如何ニ荒キカヲ自覺スルノデアリマスガ、幸ニ諸先生ノ御敎訓ヲ肝ニ銘シ、尙先輩諸氏ノ御指導ヲ仰イデ、初志ノ貫徹ヲ期シ、以テ御恩ノ萬分ニ報イタイ決心デアリマス、聊カ蕪辭ヲ述ベテ答辭トシマス。

昭和拾年七月十六日

第七回行刑醫務講習生總代

中里重雄

尙修了者の氏名は左の通りである

青山仁
森富士雄
本田源治
松田賢吉
高島實
中里重雄
菊地德治
柏木壽
前田政臣

第六回全國刑務所製作品々評會審査報告

(一)

審査委員

加納四十二氏

私は今回の刑務所製作品に對しては、東京府工藝學校の宮武敎授、大宮東京府技師と主としてこの三名で審査いたしたのでありますが、私はその中で、木製家具の出品物につき、審査の結果を御報告いたします。

家具類の出品は、總點數百四十個ありまして、その中約十六パーセントが入賞してゐます。昨年の入賞率は多分十パーセントだつたかと記憶してゐますから、成績は昨年に比し相當良好であるわけです。刑務所作品の進歩向上を示すものとしてまことに御同慶に堪えぬ次第であります。審査に當つては、材料、形狀、寸法、組立、塗仕上、張仕上等について審査いたしましたのですが、第一の材料は、木材を夫々の性狀に從つて巧に利用されるのを發見いたしました。殊に地方の特産、例へば杉や桐の如き、まことに上手に利用されてゐます。廢材の利用が實によく新潟出品の桐の火鉢がありましたが、廢材といふ感じは少しもなく、まことに優秀な出來榮えと拜見いたしました。その他の材料も、學的に見ても格別の無理がなく、一二多少研究を要するかと思はれる點もありましたが、大部分は至極結構なものでした。鏡に使用するガラスも結構でしたが、撰擇や取扱法に一層の御注意が願はしいと思ひました。金具は化粧臺に適用されたものを除いては、一般に十分とはいへないと思ひます。尤も金具は普通製品にも餘り感心したものはないのですが、刑務所としても、細心の御注意を御願ひしたいと存じます。材料が不十分なため、出來上つたものがみな不十分のものとなるのです。今後金具の製作者に對してよく御指導あらば、必ずや好結果を收め得ることゝ存じます。

次には形狀寸法ですが、これは塗仕上と共に、使用者の感情に影響を及ぼすもので、それだけなか〳〵六ヶしいものであります。一般には先づ無難の出來と拜見いたしましたが、當局の御趣旨としては、市場の品物と競爭して優るとも劣らぬものに迄躍進させたいとの御考へのやうにも伺つてをりますので、それならば一層の御努力が願はしいと存じます。尤も私としては多少考へもありますが、今日の狀態では先づこれ位が、各位の精一杯のところではないかしらと考へてゐる次第です。改良の具体的方法等については、他日又御話しいたす機會もあらうと

存じます。

次に組立は一般によく出來てゐると思ひます。尤も一二のものは相當に注意が行き屆いてゐるやうです。張仕上がわるいと折角の製作的效果が減殺されますので、その點遺憾に思ひます。

要するに以上四項目から見て、本年は出品點數の少ない割合には、成績が相當良好であることは、私共審査員としても喜ばしい次第であります。大体私共の考へとしては、刑務所の作品は、高級品で實用價値の少きもの、新案にすぎて需用率の判然しないもの、絶えず流行を追ふてゐるやうなものは成るべく避けて、大衆的、事務的の用品で、製作も亦餘り困難でないものを撰ぶべきかと考へてゐます。

その他金屬製品の相當出品がありましたが、寫眞腐蝕のエッチングの如きもの、は受刑者の仕事としては良い方面のものと思ひました。とかく金屬製品は、個性を出して製品價値を上げることは困難なものですが、機械的の工藝品で、寫眞腐蝕のスモーキングセットなどは大に結構だと思ひました。又機械類は、點數は少ないが將來は刮目して見るべきものがあらうと思ひます。機械は大工場組織の製品よりも、機械工具の如き手工による製品の方がむしろ適當でないかと考へられます。工具の一つであるサフエースゲーヂが入賞したのもそのわけでせう。外に農具も拜見し、何れも良好の出來でありますが、唯ハガネの燒入れ等の點に、もう一息といふところが感じられました。

職員各位の個人出品は、何れも粒々辛苦の跡が、一つ一つの作品を通じてありありとうかゞはれ、その努力に對して私共も一種の感激を覺えずにはゐられなかつたのであります。出來るなら出品者全部を表彰いたしたい位に考へたのであります。しかし當局の御指圖により、製品評價の序列に從つて、ともかく一、二、三等の等級を分つた次第であります。以上簡單ながら、製作品に對する所感の一端を申し述べた次第であります。

（二）

審査委員

明石猛繁氏

私は陸軍被服本廠の審査部長明石主計正であります。今回第六回刑務所製作品品評會を御開催なさるにつきまして、審査委員の職務につかしていたゞきましたことは、誠に私の光榮とするところであります。私の擔任いたしました審査項目は、縫製品、メリヤス製品、刷毛類、並に防具類でありますが、それ等の項目に關する審査の結果につき、その概要を左に御報告申し上げます。審査に當りましては、被服本廠に於ても、他の人達に夫々分擔をしてもらひ、その援助の下に相當愼重に取扱つたのでありますが、時間の關係上詳細のことは申上げかねますので、極く大體のところを御話いたさうと存じます。

先づ縫製品について申し上ぐれば、出品總點數二十二點の中一般出品は十五點個人出品は七點といふ割合で、その內譯を申せば、一般出品はモーニング二點、レーンコート一點、夏オーバー一點、背廣服五點、將校軍服一點、小學生服二點、青年訓練服一點、スキー帽一點であり、又個人出品の方は、モーニング一點、背廣服二點、ハンチングフロック一點、クツション二點、スキージヤンプズボン一點といふことになつてゐます。右の中、審査の結果優良と認めて一等に入賞しましたのは、將校軍服とモーニング、可良として二等に入賞しましたのは夏オーバー一點、良として三等に入賞したのがレーンコート一點でありまして、つまり二十二點の中審査の結果四點だけが入賞したことになるのであります。今回は主として製作品の外觀、技術の巧拙並に用途上の特質といふやうな點に着眼して審査を行つたのでしたが、その結果、縫製品については、概して出來が非常に優秀で市販品に比して大なる遜色のない誠に立派な出來榮えであるといふ結論に到達いたしましたのは御同慶に堪えぬ次第であります。しかし細かい點を申せば、一二感じた點がないでもありませんから、それを一言申し上ぐれば、第一が體裁であります。前面から見ると成程相當體裁もいゝやうに思ひましたが、背面から見ると、仕上りの釣合その他に多少不體裁のものが多いかに、見受けたのであります。それも、上衣、下着、ズボンと部分的に、個別的には誠に立派に出來てゐるのですが、それ等を組合せて一着の衣服として全體的に觀察することになると、どうも仕上りの格好が餘り感心しないといふ風に感じたのであります。その點に一層の御考慮が願へれば結構かと存じます。又各部分の形狀、寸法に於て多少調和を缺いてゐるやうにも思ひました。

次はメリヤス製品ですが、これは總點數が九點でして、內譯は、市販靴下一點軍用靴下一點、軍用手套一點、セーター類六點で、審査の結果、優良として一等

に入賞したのが軍用靴下、次の佳良かなくて、良として三等に入賞したのが軍用手套一點、セーター一點であります。メリヤス製品については、編方の巧拙、原糸の良否、伸縮適否、仕上の可否並に各用途に應じて夫々の特質を發揮するや否やといふことも標準として審査したのでありますが、その結果は、中でも軍用靴下が一番良く出來てゐるやうに思ひました。軍用手套も豫想以上の出來榮えであります。セーター類は、六點の中僅かに一點だけが入賞で、出來榮えは思つた程ではありませんでした。これは品種の少ない關係もあらうと存じますが、豫想した程の優秀率を示さなかつたのは遺憾に思つてゐます。

次は刷毛類で、總點數は十九點あります。内譯は羅紗刷毛九點、洗濯刷毛一點海軍絨刷毛二點、靴刷毛一點、甲板刷毛一點、鋼線刷毛一點、海軍用靴刷毛一點枝朶刷毛一點、船洗用刷毛一點、馬刷毛一點といふことになつてゐます。刷毛類はかやうに點數は多いのですが、その中で羅紗刷毛一點だけを良好と見て、三等に審査いたしました。羅紗刷毛については、毛質、纖維の良否、植毛の確否、材料木質の撰定、軍用市販品としての價値並に仕上げの良否等を眼目として審査を行つたのでありますが、大體から申すと、材料にはよく注意が拂はれてゐるやうに思ひますが、唯木質の選び方と毛の植付方に多少適確を缺く憾みがあるやうに思はれ、從つて入賞率も餘り香しくない結果になつてゐること、存じます。

次には革製品ですが、これは總點數六十三點、内譯は靴類四十三點、カバン類十七點、リュクサック三點といふ割合で審査の結果、十三點だけが入賞してゐます。卽ち短靴が一等一點、三等が二點、四等二點、深ゴム靴が二等一點、スキー靴四等一點、トランク二等一點、折鞄二等一點、洋服ケース三等一點、それに個品で短靴一等一點、二等一點、編上靴二等一點といふことになつてゐます。革製品は主として外觀、技術、材料、實用價値といつた點を標準として審査いたしましたが、元來刑務所製作の革製品は堅牢なのを特色とするといふことが一般の通念になつてゐますが、本年分の出來榮を拜見しますと、堅牢な上に更に流行といふことも或程度考慮に入れられ、體裁上にも相當進歩の跡を見せてゐることは誠に結構なことだと存じます。今回私共の審査した製作品の中では、革製品が一番よく出來てゐるやうに考へられます。唯リュクサックだけは、出品點數は僅に三點にすぎませんが、出來榮え等からいつて、尙相當研究の餘地があるかのやうに拜見いたしました。

次に防具類について申しますれば、總點數二十六點、入賞二十六點といふ百パーセント合格であります。出來榮えは何れも良好と見受けました。内譯は銃劍術用具四組、擊劍用具十一組、竹刀五本、木刀一個、木銃一個、胴當一個、乘馬用胴一個、劍道衣一組、柔道衣一組で、入賞は、銃劍術具四組の中、三等三組、四等一組、擊劍用具十一組の中一等一組、二等四組、三等三組、四等二組、五等一組、竹刀五本は三等、木刀一個二等、木銃一個二等、胸當一個三等、乘馬用胴一個三等、劍道衣一組二等、柔道衣一組三等といふことになつてゐます。審査の着眼點は、外觀、材料、技術、觸感、仕樣寸法等が主なるものです。刑務所の防具類製作は、逐年進歩向上して、今年の如きは大へん良く出來てゐると思ひます。尤も被服本廠からかつて刑務所に提出いたしました見本と較ぶれば多少の缺點はありますが、しかし全般的には良好の出來と見うけました。尤も銃劍術用具の材料技術は、擊劍用具のそれと較べて若干劣つてゐるやうに思ひました。

最後に審査に當つて私共の感じたことを一言申し述ぶれば、今回は先刻會長閣下の御話のやうに、刑務所出品としては出品點數が少いやうに思ひます。特に軍需品が少いやうに思ひます。將來は、品種點數共に大に奬勵されて、成るべく多數出品さるゝやうになされば結構かと思つてゐます。次に刑務所の製作品は、堅牢で手抜きがないといふことが特色となつてゐると存じますが、從來はその方面に餘りに重きを置きすぎたゝめか、とかく出來上りがゴツ〳〵して、體裁上どうかと思はれましたが、今回の出品を拜見しますと、從來の特色は特色として少しも失はれずに、更に體裁上の技術をも加味され、頗る良好の成績を擧げてゐらるゝかに御見受けいたしました。私共も審査をしながら非常に氣持良く感じた次第でして、誠に御同慶に堪えぬ次第であります。

◉滿洲國刑務官練習生の實務修習

（口繪說明）

滿洲國司法部刑務官練習生四十七名は刑政科長上田茂登治氏、典獄佐濱田泰次郎氏、敎務主任河本黃海雄氏引率の下に六月二十日午後六時大連關東刑務所に到着、訓練所を宿舍として翌日より實務講習を受けた。

敎習内容は庶務、戒護、作業、會計、醫務、敎務の各六科に分ち、各係長之が擔任となり、文書上の整理、取扱の概念より逐次實地につき指導訓練を受け、戒護の如きは指導員と共に夜勤工場見張門衞等の諸勤務に從事した、尙ほ別に白玉山、二〇三高地、衞戍刑務所、高等法院等の見學をなし、多大の收穫を收めて二十七日正午講習を終了した。

米國に於ける受刑者の處遇、假釋放、假釋放委員會及び保護觀察について

米國エール大學教授
ジエローム・デビス博士
通譯　牧野虎次氏

デビス博士の御講演に先立つて、私から一寸、同博士の經歴について各位に御紹介したいと思ふ。同博士は京都で生れ、十二歳まで同地で育つた人で、御自分でも、自分は日本の第二世であるといつてゐられる。今回三十一年ぶりで、生れ故郷の日本へやつて來られたのである。博士の御父さんのジエー・デー・デビス博士は、かの新島襄先生と一緒に京都の同志社を創立された一人である。新島先生は同志社創立後十五年目に此世を去られたのであるが、デビス博士は創立以來三十餘年間に亙り、新島先生の志をついで、熱心に學生の教育につとめられたのである。恐らく當時、デビス博士の教へを受けた學生は何千とあらうが、何れも、忘れることの出來ない最も尊敬すべき精神教育家として、博士を禮讃し且つ追慕してゐる。不肖私の如きも、當時同志社に於て七八年間、親しく博士の薫陶を受けた一人であるが、博士の流風餘韻は、今日と雖も尚私共の胸奥を去來するを覺える。

尊敬すべき教育家を父として京都に生れたジエローム・デビス博士は、父君の歿後、本國の米國へ歸られたが、各大學で勉學にいそしまれ、歐洲へも屢次行かれた。殊に歐洲大戰の末期、米國のY・M・C・Aが、ロシアの救護事業——帝制時代の末期に於ける敵國の俘虜主として獨逸の俘虜を救護するもの——に對し救護班を送つた際など、博士は約二年間、熱心にその事業に從事されたのである。だから博士は、刑務所といふものに對して、相當の意見と同情とを有つてゐられる。博士はその後も數回にわたつてロシアを見まはれた。その間博士は、いろ〳〵な仕事をやられたのであるが、わけても博士の終世の事業ともいふべき社會事業に對しては、實に幾多の智識と經驗とをつまれたのである。ひとりロシアに於てばかりではない、遠くニューファウンドランドや、北海の

エスキモーの救護事業に對してさへも、博士は人知れぬ尊い體驗を有つてゐられる。博士は米國のオベリン大學やコロンビア大學で勉學されたのだが、その間の濫觴と、上述の如き實際的體驗とを提げて、數十年前からエール大學で、社會事業に關する講義を受持つてゐられる。そして米國では斯界のオーソリチーとして知られてゐる。

今年は同志社創立以來恰も六十周年に當るので、何か記念講演を開催しやうといふことになり、その第一回の講師として、創立者と最も緣故の深い同博士を特に米國から招聘することゝなつたのであるが博士の快諾を得たので、今回お迎へしたわけである。講演は連續講演であるが、博士はその間の數日を割いて上京され、視察を兼ねて各所で講演されてゐる。本日は特に正木書記官の御斡旋によつて、この刑務協會でこゝに掲げた演題の下に一場の講演を試みらるゝことゝなつた次第である。尚ほ博士は現在エール大學所在地のカネクチカット州で、監獄改良委員會の委員長をつとめてゐられるので、その關係から、特に正木書記官の御要求に從つて、演題の如くに米國に於ける囚人處遇、假釋放並に事前、事後の保護狀況に關し御話をされ、以て各位の御參考に供されることになつたのであるといふことを一言附け加へて置きたい。

牧野虎次

(一)

私は現在米國のウルスター町でだいぶ長い間開業してゐるベリー博士と至つて心安くしてゐる。御承知かもしれぬが、ベリー博士は、明治初年に貴國に來て、當時の内務卿大久保利通公に一篇の意見書をたてまつて日本の監獄改良問題に對し先鞭をつけた人である。又私は、貴國のすぐれたる監獄故有馬氏について、いろ〳〵な人から、年久しく何かと聞き及んでゐる。私は刑務所の問題については素人とはいへないであらうが、しかしそれにも拘はらず、この席に立つて、各位に對し刑務所に關する御話をすることにつき、少からず臆病になつてゐる。それは外でもない、日本はこの點につき、今や非常な進歩發展を遂げてゐることを知つてゐるからである。私はいろ〳〵な場合、いろ〳〵な人からこれを聞いて、よくそのことを知つてゐる。米國の監獄制度は、多くの點に於て貴國のそれに比し遜色がある。それ故私は、惠まれたる機會ではあるが、各位の前に立つて表題の如き御話をすることを頗るおこがましく感じてゐる。臆病になつてゐる所以である。

御承知のこと、思ふが、米國には四十八の州があるが、立法、行政、司法の各機關を各自別に有つてゐる。從つて刑務所の問題も州によつて區々であり、統一がない。到底貴國のそれの如く、全國的劃一的に進歩發達を遂げたのと比すべくもない。貴國の如くあらうとしても、米國では容易に實現出來ない。事前の保護、事後の保護共に、米國では、州によ

つて夫々異つた取扱ひをしてゐる。例へば、ニユーヨーク州では、エルマイラ刑務所の如き、囚人の九十九パーセントまでは假釋放で出所する。ところがそれがペンシルヴアニア州となると、假釋放の恩惠に與るものは全囚人の僅に十二パーセントにしかすぎないといふ有樣である。ニユーヨーク州とペンシルヴアニア州とは隣同志の間であるのに、かくも囚人の取扱がちがつてゐる。假釋放の點ばかりではない、その他の取扱ひもちがつてゐる。米國には、各州とも、大體プリズンとジエールとこの二通りの刑務所がある。プリズンは州に屬し、一年以上の刑期、卽ち比較的長期の囚人を收容する。ところが州の中に更にカウンチー(郡)といふ行政區劃があつて、カウンチー毎にジエールが設けられてゐる。ジエールには一年以內の短期刑のもの、並に被告人を收容しておく。かやうに州にプリズンあり、郡にジエールありといふわけであるから、從つて州の中には、數多のジエールがあることになる。そして州によつてプリズンの處遇がちがつてゐるやうに、郡によつて、ジエールの囚人處遇振りも、多少手心を異にしてゐる。無論假釋放は、ジエールに於ては殆んどやつてない。だが、州のプリズンでは、前にもいふ如く、刑期一年以上のものを收容するので、假釋放を行つてゐる。ところでその假釋放は何人がこれを決定するかといふに、パロール・コムミツチー(假釋放委員會)といふ、事後の保護に關する一つの委員會があつて、この委員會で、その許否を決めるのである。委員會は州知事の依託を受けた委員達によつて組織される。ところが不幸なことには、その委員達は、往々政黨政派の關係で推薦される。むしろさうした場合の方が多い。從つて米國では、假釋放の許否に對してさへも、政黨政派の力が及んで來るといふ甚だ好ましくない現象を呈する。私の住んでゐる州、卽ちエール大學の所在地であるカネクチカット州の例でいへば、この州の委員會は、假釋放の許否に對しては全會一致の議決を要する。委員の中の唯の一人でも「否」といへば、他の委員達の意向の如何に拘らず、假釋放は否決されなければならない。かうした八ヶ間しい制度の下で、しかも委員達が政黨政派に關係あるものとすれば、一囚人に對する假釋放すらも、時としては容易に行はれにくい。ところがそのカネクチカット州では假釋放を許可されなかつた囚人が、移されて一度フロリダ州へ行けば、ここの委員會は、寬大の人達が多いから、容易に假釋放の恩惠に浴し得るといふやうな場合がある。いろんな意味で米國の假釋放問題は、區々に取扱はれてゐるし、感心出來ない點がある。委員會の委員は、純然たる名譽職で、無報酬である。一年に三回程委員會が開かれ、それに出席する位のものであるから、委員といつても格別仕事があるわけでない。尤もニユーヨーク州の委員會だけは、委員達に對して一定のサラリーを支拂つてゐる。それだけ委員達も、この仕事に力を注いで、常に打合せや、協議や、研究やを行つてゐる。だからこゝの委員會

は、他の名譽職の委員會に比し遙かに好い成績を擧げてゐる。

(二)

假釋放が問題にせられるのは、貴國では刑期の三分の一經過後と聞いてゐるが、米國では刑期の三分の一乃至四分の一を經過してからである。兩者の間に多少の相違はあるが、刑期の幾分を經過してからといふ精神に至つては同一である。尤も假釋放の刑期を三分の一と限定したその根據が果して何處にあるか私には分らない。四分の一、五分の一、若くは十分の一としてはいけないのであるか。さうした假定は果して間題にならないのであるか。私見としては、それ等は隨分考慮に値する問題であるやうに思はれる。無論いかなる場合にも大切な問題は、假釋放後、かれが果して社會に於て適當な仕事を得られるかどうかといふことである。それについては私は、米國に於けるが如く、一般の市民から委員會を組織するといふやうなことをせずに、貴國に於て見らるゝやうに、刑務所の役人が、この問題について適當なる考慮をめぐらし、夫々の職業に、推薦するといふ形式を取ることの方が遙かに道理にかなつてゐると思ふ。アラバマ州ではこの假釋放を許可することについて數字上の統計をつくつてゐる。それによると、囚人の一割一分は、かれ等が刑を受けた間題につき、尙ほ考慮の餘地あるものとされてゐる。或はかれ等は、むしろ無罪の關係におかるべきものではないかといふ點から、假釋放の問題を特に考慮したといふことになつてゐる。更に又一割一分は、年齡の若いことが、假釋放に處する考慮の重なる點となつてゐる。それによると、囚割一分は、檢事の意見に基き假釋放を適當なりとするといふ點からこのことが考慮せられてゐる。更に一割は、もうこれだけの刑を受けたからそれで十分だらうとの見解から假釋放が許可されてゐる。更に五分は、健康狀態が假釋放を適當とするといふ點から考慮せられてゐる。更に三分は、かれ等が罪を犯したのは精神薄弱に因るものであるといふ理由で假釋放を許してゐる。更に又三分は、刑の宣告が少し重過ぎたといふ見地から假釋放を受けてゐる。その他、共犯者との關係で、これは放免する方がいゝとの考慮から、假釋放の恩典を受けたものが三分ある。假釋放に關し、貴國の考査、取調の方法の非常にすぐれてゐることを思へば、かやうなことを申し上げるのは實は私共の恥である。米國の假釋放委員會は、その點で屢次非難を招いてゐる。假釋放委員會は、益をなすよりもむしろ害をなすものであるといふ非難さへも受けてゐるのである。

假釋放については無論、刑務所內に於けるかれ等の日常の行狀がどうかといふことが大部分の問題となつてゐる。言ふまでもなく、假釋放を許すべき第一の理由は、かれ等が刑務所內に在つてすべての點に於て最高位のマークを受けてゐるといふことである。尤も私個人としては、假釋放を考へるについて、刑務所內に於けるかれの行狀を主眼點として考へることは、聊か考へ過ぎではあるまいか

との疑問を有つてゐる。日本でも同樣であらうと思ふが、米國に於ても假釋放については刑務所内に於ける行狀に餘りに重きを置きすぎてゐるやうに思ふ。刑務所内に在つては、囚人は多くの場合、心とうらはらの行狀を見せる。殺人强盜といふやうな兇惡な犯人は、刑務所内では巧に猫を被つてゐて、出所したら、もう一つ大仕事をやらかさうと内に企んでゐる。或は又、大きい組織を有つ集團的な生活をしてゐる場合には差支ないが、一人で自由にすると、間違ひのない生活をすることがムヅケしくなるといふ種類の人間がゐる。私は昨日小菅刑務所へ行つて、この點に關し、同所では非常に行き屆いた調べをしてゐることを知つた。しかしこれは、刑務所内の内部的關係に於てばかりでなく、外部との關係——警察や又家族、若くは友人等との關係にわたつても、詳しい調査をしておくことが同時に必要であらうと思ふ。

(三)

最も重要なる問題は、假釋放を受けてゐる間の期間ではなくして、假釋放の期間を經過した後の殘生をいかに送らしむべきかの問題である。日本でも米國でもさうであるが、主として問題となるのは假釋放の期間のことで、期間終了後のことが閑却されてゐるのは甚だ遺憾であると思ふ。ニユージヤー州の如きは、今は多少良くなつたが、以前には假釋放を受けてゐる人間が千人もゐるのに、これを監護し又は助力するために、係りの委員がたつた一人任命されてゐたといふやうな頗る無理な立場に置かれてゐたこともある。ニユーヨーク州では、大體三百人の假釋放者に對して、一人の係員が置かれてゐるのであるが、言ふまでもなくニユーヨーク市といふ大都市を控へてゐるために、その働きは非常に六ケしい。貴國と同じく米國でも、假釋放者の保護團體は、有志家の手によつて所々につくられてゐる。米國で、救世軍や天主教の團體がその方面の仕事に活動してゐるのは、恰も貴國で各宗教團が、同樣の仕事にたづさはつてゐるのと略ゞ相似てゐる。無論假釋放の期間中に反則の行はれた場合には、本人は直に逮捕されるのであるが、假釋放中に逃走したものを捕へることは、米國では容易のことでない。他州へ逃げ込んでしまへば殆んど手のつけやうがなくなる。

貴國と同じく米國に於ても、假釋放の期間は大體に於てかれの受くべき刑期の殘りの期間とひとしいといふことになつてゐる。だがこの問題についても非科學的だと思ふことは、例へば囚人によつては、かれの刑期が終了したとしないとに拘らず、かれの人物が全然の自由を許すに値するかどうかといふことは、全くこれを別個の問題として考慮すべきであると思はるゝやうな場合が多いのでも分る。假釋放後に於けるかれの環境や生活狀態とは別に、裁判所が單獨に宣告した刑期が、かれの假釋放後の行爲を保證すべく、最も適當に決定せられたる最後の標準であるとは考へられない。貴國のことは知らないが、米國では、裁判官が

或一人の犯人に對して刑を宣告した場合に、これは少し寬大にすぎたと思ふときは、その次の刑事被告人に對して、今度は少し重くしてやれ、といふやうな氣持に誘はれる傾向がある。

假釋放から問題をかへて、次に事前(プロベー)の保護(ション)の問題に移らう。事前の保護については、米國では大人にだけこれを認めてゐる州もあれば、又未少年者に限つてこれを認めてゐる州もあるといふやうに區々になつてゐる。無論何れの州にも事前(プロベー)の保護(ション)はあるが、その取扱ひを異にしてゐるのである。從つてこの事前の保護に當るプロベーション・オフイサー(日本でいへば保護司か)は、或場所では有給であり、或場所では無給である。又或場所では人數が多く、或場所では人數が少いといふやうに區々になつてゐる。かやうに米國では、刑務所に於ける取扱ひと同じく、保護に關する取扱ひにも統一がない。無論事前の保護については、かれの環境、かれの友人仲間といつた關係が十分考慮されなければならない。學校へ行つてゐるなり、職業についてゐるなり、何れにしても、一々間違ひなく、その狀態を報告することに定められてあり、殊に罰金刑の場合には、かれが罰金を間違ひなく支拂ひ得るや、否やを仔細に調査する。私共の考へでは、この事前の保護は、一人の保護司で十人以上のものを受持つといふことは殆んど不可能であるから、これは是非五十人以内に限らなければならないと思ふ。私の住んでゐるカネクチカット州では、三十人五十人のものを保護司一人で受持つてゐて、從つて被保護者一人に對して、一年一回の訪問をなすのがせいぜいである狀態である。この割當を定めるについても、別に學術的根據があるわけではなく、唯裁判所が大體の見當をつけて決定するにすぎない。從つて學術的見地からいへば頗る心許ない割出方で、米國ではこの大切な保護の問題が片付けられてゐるのである。

事前並に事後の保護の問題については、更に進んで、囚人に對する取扱ひの問題を徹底的に考慮する必要があると思ふ。私はこの問題に關し、こゝで詳細の說明を試みる時間がないから、私が委員長をつとめてゐる委員會の報告を各位に御示しすることにする。報告はこゝに二通り持ち合せてゐるが、一つは三年前に作成され、一つは昨年十月に作成されたものである。この報告は、カネクチカット州に於けるカウンチー・ジエールについての取調に基くものであるが、各位が若し御希望ならば、州政府へ申込まれれば絶版でない限り、無料で御送りすることになつてゐる。米國では、この種の問題を考慮するために、カウンチー・ジエール(郡刑務所)の調査の方が、ステート・プリズン(州刑務所)のそれに比し、遙かに必要である。といふのは、ステート・プリズンでは、囚人はワリに少いが、カウンチー・ジエールは、短期刑若くは被告人を收容してゐるので、何千といふ多數の囚人がゐるからである。ところが不幸にして、カウンチー・ジエールは、ステート・プリズンに比し、一般の注意を

奪くことが少いがために、何等改良の方法が講ぜられてゐない。このカウンヂー・ジエールの中には、時として、無罪として放免せらるべきものまでが、長期に亙つて拘禁されてゐたり、又時としては、年少の小供までが、長い間所内で苦しんでゐたりするといふ狀態である。私共學徒としての見地からいへば、カウンチー・ジエールにしても又ステート・プリズンにしても、囚人の取扱ひ方が頗る非科學的で、何等學的根據を有つてゐないといふことが痛感されるのである。米國では昔は、病人の肉體から血を出して病毒を除去するといふ意味で、腸チブスその他大抵の熱病、傳染病等は、病人から血を絞り出すといふ荒療治を行つてゐたものであるが米國に於ける囚人の取扱ひは丁度それに似てゐる。私は別な意味で刑務所は恰も病院の如きものであると考へてゐる。といふのは、囚人といふものは、病院の患者が夫々の病症に對して、夫々の醫療を受けるやうに、その罪を犯すに至つた夫々の原因に對して夫々適當の處置を受くべきもので、從つてその處置は、一人々々別々に受くべきものであると考へらるゝからである。一番大切な問題は、いかにしてかれが罪を犯すに至つた原因を取り除くべきかといふことである。犯罪の原因は非常に複雜で一概にはいへない。殊に米國では、社會組織の複雜さと、個人主義が極度に發達してゐる關係上、犯罪の原因に對する取扱ひは實に容易の問題ではない。都會の場末等にあるいはゆる細民窟の如きは、言はゞ一種の犯罪地區であつて、それが罪を犯す種々様の人種が密集し、群居してゐて、一種特別の犯罪的空氣を醸し出してゐる。無論細民窟と犯罪の原因との關係は非常に複雜錯綜してゐて簡單には言ひきれないが、第一に考慮さるべき點は犯罪の經濟的原因である。貧困に追ひ立てられて犯罪に走る場合は多い。次には隣近所の狀態及び本人の家庭的關係が多くの場合、最も大切な犯罪の原因となつてゐる。更に本人並にその周圍の教育狀態も犯罪の原因として見逃してならぬ問題である。本人の精神的並に生理的狀態も、十分考慮を要すべき有力な犯罪原因である。その他生物學的の原因もあらうし、又一般社會狀態も、犯罪に對し或程度の影響を與へずには置かないであらう。かくも種々な原因に對して、いかにこれを見分け、いかにこれを取扱つて行くべきかは、勿論非常に困難な問題ではあるが、しかし大體に於て、先刻も話したやうに、病院の患者を取扱ふやうな考へで取扱つて行くべきであらうと、私共は考へてゐる。

(四)

私はカネクチカット州に於ける囚人の問題を調査するために、州政府から五萬弗の經費を出してもらひ、第一に囚人の健康狀態、更にその精神的並に生理的狀態の調査を始めた。無論本人の素性を調べるためには、本人は固より學校、教會、勤先、友人、親類等全般の關係に亙つて詳細に調査した。私の調査によれば、州内の各ジエールに收容されてゐる人員の約一割九分までは初犯である。未だ一回の拘留處分にすら遭ふたことのない純然たる初犯である。そこでそれ等のものに對し、適當なる科學的處置を施すとしたらどうしたらよいかといふことについて私は考へて見た。又私の調査によれば、收容者の約四割五分までは、境遇上の誘因によつて犯罪に陷つたものであることが判つた。即ちそれ等のものは、本人自身といふよりもむしろ外部的關係——家庭、勤先、友人、若くは周圍の狀態といつた外部の關係が犯罪の動機を作つてゐるのである。この場合、本人をいかに取扱ふべきかの問題は、本人自身よりも、その外部的關係の改善に努力すべきであつて、從つてこれは社會事業家に相談すべき問題である。一つの例をあげて言はう。私の住んでゐるカネクチカット州に一人の醫學生がゐた。かれは州外の或學校で勉學中であつたが、成績も素行もよく、又實際家庭も良かつた。たま〳〵クリスマスの休みでカネクチカット州の家庭へ歸つて來たが、或日、友人に誘はれるまゝにカフエーに行き、珍しくひどく酩酊して、勘定が高い安いの論判が因で、カフエーの主人を毆りつけ、それがとう〳〵裁判沙汰となつた。裁判官は事件を吟味した後、かれを十一ヶ月間ジエールに拘禁することを宣告した。裁判官のこの宣告は、かれの平素の素行とか、學業の成績とか、家庭の事情とか、及周圍の狀態とかとは全く關係なしに、単にかれの犯罪行爲のみを對象として爲されたのである。私共の立場からいへば、かやうな事件は勿論本人に反社會的の素質があるわけではなく、たまたま自分が身を置いた境遇に引きづられて誤つて罪を犯したといふにすぎないのであるから、起訴猶豫か若くは執行猶豫かに處すべきが當然で、何も十一ヶ月もの間、本人を苦しめたり、又公費をつかつたりする必要はないのである。いはゆるかれの「境遇（スチュエーション）」を考へて、適當に處置すべき問題であると思ふ。

境遇的處置（スチュエーショナルトリートメント）を爲すのが適當と考へらるも一つの例を附け加へやう。これは貴國の友情に適ふかどうか知らぬが米國の或青年が結婚して家庭をつくつた。生れも育ちもいゝ青年であるから、家庭も申分がなかつた。ところが或事情で姑が一緒に住むことゝなつてから家庭に紛爭が生じた。姑といふのは細君の母親であつたが、青年はその母親との折合ひがうまく行かないので、一人で別居することゝし、母親と細君とが同棲してゐた。しかし、夫婦仲は別に惡くはないので別居してゐる夫は、折々細君の許を訪れて、可愛い子供等の顔を見るのを樂しみにしてゐた。或日夫は子供等を連れてドライヴに出かけやうと思つて、自分の自動車を細君の住居へ馳つた。細君は生憎外出してゐたので、夫はそつと子供等を連れ出すべきが當然で、何も十一ヶ月もの間、本人を苦しめたり、又公費をつかつたりする必要はないのである。いはゆるかれの「境遇（スチュエーション）」を考へて、適當に處置すべき問題であると思ふ。

境遇的處置（スチュエーショナルトリートメント）を爲すのが適當と考へらるも一つの例を附け加へやう。これは貴國の友情に適ふかどうか知らぬが米國の

出て行け」とどなつた。主人公も思はずかつとなつて、よし！とばかり、直に自動車を動かした。その結果姑は大怪我をしそれが原因で、間もなく死んでしまつた。青年の夫は無論加害者としてその場から引立てられたが、裁判の結果十五ヶ年の刑を受け、刑務所へ收容された。ところで私の考へでは、かゝる犯罪は、全然境遇の結果か若くは境遇上の出來事にすぎないのであるから、これに對して十五ヶ年といふやうな長期の刑を科し、かりに假釋放にするとしても、少くも十五ヶ年の三分の一といふ長い間、他の泥棒や何かと一緒に刑務所内に閉ち込めておかねばならぬといふ根據が果して何處にあるか、殆んど了解に苦しむのである。政府は先づそれがために夥からぬ經費を必要とするであらうし、又本人は社會に於て正當なる職業を有ち、立派に妻子を養つてゐたのであるから、その主人公の入所によつて妻子は直に生活の方法を失ふことになる。その結果は、かれ等は何處かの保護を受けねばならぬことにもなるであらうし、又何人にどんな迷惑を及ぼすことになるかも測り知れない。更に悪いことは人間的素質に於て善良な一人の青年が、ジエールの中で、漸次に反社會的の空氣を醸し、又その空氣に染つて行くであらうことである。要するにかやうな事件に在つては、本人を長く刑務所内に拘禁しておくことは、すべての點から見て、損失のみで利益はない。境遇の結果か若くは境遇上の出來事と認むべき犯罪に對しては、刑期の三分の一經過といふやうなことに拘らず、假釋放の問題が十分考慮せられて然るべきものではあるまいかと私は考へてゐる。

(五)

又私の調査によれば、全體の百分の三までは、肉體上の缺陷が原因で、罪を犯すに至つたものである。それ等のものは、その肉體上の缺陷さへ治してやれば、それで十分假釋放に値するものであると思ふ。入院患者が、病氣が治つた後にも、何年間か退院を許可しないと規定してゐる病院があつたとしたら可笑しなものであらう。それと同じく犯罪の原因が取り除かれて、社會に於て再び罪を犯すの心配がなくなつてからも、尚ほ何年間かの刑期に服さなければならぬとは常識では一寸考へ得られないことである。更に一割七分は、精神病といふ程ではないが、多少精神に異狀があつて、從つてその犯罪の原因は、心理學的の取扱ひを受くることによつて取り除かれ得るであらうと思はるゝ人々である。かれ等は精神病者でもないし、狂人でもない、が、一寸ヘンである、普通人と一寸ちがふ、一寸變態的の心理を有つてゐる、囚人の中にはかうした種類の人間が往々にして見受けられる。この種の囚人は、醫者から精神病者としての取扱ひを受けずとも、心理學者から特別の取扱ひを受けることによつて、その犯罪の原因が取り除かれ得る筈である。これに反して囚人の中には反社會性の罪質を有つてゐて、何處まで行つても、社會に對して反抗の氣分を失ひ得ないものがある。この種類の囚人は、一度刑務所を釋放されて社會へ出ると更に大きな悪事をやつて退けやうと常に企んでゐる。私の知つてゐる極端な例をいふと、米國には七十五犯といふ犯數を重ねてゐる囚人がゐる。一人の人間で、限られたる生涯に於て七十五回も釋放されて七十五回も逮捕されるといふやうに、同じことを巻き返し繰返してゐるのは、いかにもつまらぬことであり、愚かなことである。この種の人間になると、反社會的といふことがかれの人生觀であり、又生活態度であるかもしれない。だからこの種の人間は、かれのその頑な人生觀なり生活態度なりを抛たない限り、いかなることがあつても、再び社會へは送り出さないことにするのが適當であらうと思ふ。しかしかういふ人間に限つて、米國では、とても機敏に立ち廻るので、一つの州で釋放されるとすぐ他の州へ逃げ込んで、常にその行跡を晦してゐる。それ故裁判官もその前科の有無を知る由もなく、遂には七十五犯といふやうな思料の外の犯數を累ぬることにもなるのである。かれ等の犯罪は相當兒

悪で婦人に對する暴行犯が多い。他州へ逃げ込み、累犯を隱して初犯として輕刑を受け、そして釋放後は更に他州へ行つて悪事をするといふ實に手におへぬ連中である。

更に二割五分の囚人は、いかにしても或る人の監督若くは監視の下に置かなければならぬ種類の人間である。かれらは自由の境涯に在ると、とかく間違ひを生じやすい。同時に一定の場所で、團體生活を營むことにも適しない。常に何人かの監督監視を受けてゐなければならぬのである。いはゆる習慣性的犯罪傾向者か、アルコール中毒性のものに多くこの種類の人間を見受ける。かれ等に對しては、他人の監督、監視か若くは或程度の拘禁生活が必要である。さもなければ、かれ等はわけもなく犯罪に誘はれてしまふであらう。

(六)

右の如く犯罪の原因にはいろ〳〵あつて、從つて私共の考へによれば、囚人の取扱ひは、その犯罪に至りし原因を一人々々について取調べ、夫々それに對し適當なる處置を施すべきであつて、裁判官が、犯罪そのものゝみを考慮して決定した刑期を根本的のものとして、それから割出して一切の取扱ひを決めるのでは不十分であると思ふ。犯罪の原因、本人の素性等を一人々々について取調べることは勿論裁判官一人の手で出來ることではなく、これは夫々の專門家、社會事業家等大ぜいの協力に待つべきものである。刑期に拘泥し、そこから出發して一切の取扱ひを決定するのは頗る無理であらうと思ふ。この問題を更に十分に考慮するためには、犯罪者と他の良民、卽ち一回の犯行もなき良民と比較研究して見る必要がある。詳しくいへば、警察、刑務所等と何等の交渉、關係もない善良なる市民の生活も、そして同じ囚人でも初犯者のそれと累犯者のそれと、少くもこの三つの場合を、互に比較研究して見ることが必要である。働きぶりを標準としていへば、良民ならば一〇〇パーセントの割合で勤勞に從事する。これに對して初犯

者は働きの率が五〇パーセントであり、累犯者は更に降つて一六パーセントといふ割合である。又學校の成績についていへば、初犯者はともかく一六・七パーセントといふ成績を示してゐるが、累犯者となるとずつと降つて僅に六パーセントである。そこで私がいひたいのは、假釋放をいかに取扱ふべきかの問題は、本人の境遇その他實際狀態に適合してなさるべきものであるといふことである。本人の仕事の仕振りが百パーセントであり又學校に於ける成績が百パーセントであるならば、それは良民と見做してよいもので、恐らくかれが罪を犯すに至つたのは、何等か外部的の他の事情が挿入して來た結果にすぎないであらうから、これは直に放免しても差支ないものである。これに反して、犯罪そのものは大したものでなくとも、かれの平素の行狀や、家庭の事情や又學校の成績等が二十五パーセント若くはそれ以下である場合には、容易に假釋放を許すべきでないと考へるのである。これについては誤解があつてはならない。といふのは、假釋放の問題を考慮するためには、私が今述べた境遇上の條件だけで、外に考慮すべき條件がないといふのではない。各位の現に採用されてゐる考査の方法、それは無論必要である。それ等の點を十分考査した上、更にその外に、犯罪以前に於けるかれの仕事の仕ぶり、家庭の事情、又學校の成績等の條件をも考慮に入れて、それが九十パーセント以上の高率を示してゐる場合には、假釋放に對してかれは良き地位に置かれてゐるものと認むべきであり、茅しそれが二十五パーセント以下であれば、他の條件の如何に拘らず、假釋放の問題は更にもう一ぺん考へ直さるべきであると思ふのである。要するに、私が先刻述べたやうに、州のプリズンに於てなり、又郡のジェールに於てなり、病院の患者に對する取扱ひを手本として、囚人を個人的に取扱ふことが適當な方法であるとするならば、ひとり刑務所内に於けるる成績のみでなく、かれの素性や境遇から判斷して、出所後はいかなる生活をなすであらうかといふことに對し、多くの考慮が拂はるべきものであると、私は言ひたいのである。

（七）

遺憾なことに米國では、たゞに委員連中のみならず、刑務所の役人までが政黨政派の關係によつて屢次更迭されるので、かゝる問題に關しては至つて熱意を缺き、又智識もない。貴國ではその點よく整つてゐて、夫々專門の人々が熱心にその道にたづさはつてゐられ、又良き役人を養成するために定期の講習會をも開催されてゐるのを見て、私は實に感心もし、又羨望に堪えない。

米國の刑務所から政黨政派の勢力を驅逐し、それによつて、贈賄問題や瀆職問題の發生を防ぎ得るものならば、米國では當然不定期刑を實施すべきであると考へてゐる。刑期の何分の一を過ぎると假釋放を行ひ得るといふやうを規定を設くることなしに、囚人の一人々々につき、その履歴、境遇、教育等を考慮し、適當の場合に、當局の見込一つで放免してやるいはゆる不定期刑が、少くも米國では實施せられなければならぬと考へる。

先刻もいふ如く、米國ではかゝる問題につき、最近に至つてやつと科學的研究を始めたといふ狀態であるのに、貴國ではすでに全體的に統一した、組織的、進歩的方法を早くも採用してゐられる。だから、私から各位に御話するのではなくて、私こそ各位から、各位の御研究の結果をうかゞひたいのである。この講演の終了後、各位によつてさうした機會が與へられゝば幸である。

最後に私は刑事被告人に對する取扱ひ方についても多少の考へを有つてゐる。多分貴國でも、この問題は容易でないことゝ想像されるが、米國では拷問といふかそれに似た方法で白狀を强いる習慣がある。これ等も、更に適當な科學的處置が講究せらるべき問題と思ふが、時間が許さぬので言及しない。

敍任及辭令

死亡　看守長　長內庄之助（金澤）
（六月廿一日）
鹿兒島　同　木下右京（沖繩）
岩國少年　同　主稅鐵雄（鹿兒島）
沖繩　同　三重野繁馬（岩國少）
金澤　同　渡邊勝己（横濱）
横濱　同　菊池卯吉（名古屋）
免本職兼支所長　公文勇（宮津支兼舞鶴支）
職名古屋　看守長
宮津支所長兼舞鶴支所長　看守長　金子典（福岡）
福岡　同　今里末作（市谷）
看守長（市谷）　看守　茂木義次（宇都宮）
（六月廿七日）
正七位　所長　典獄補　高橋健（釧路）
同　支所長　典獄補　仁科正次（浦和支）
從五位　所長　典獄　關川重雄（高知）
（七月一日）
函館　看守長　齋藤長介（青森）
免本職　支所長　看守長　靑原鶴吉（弘前支）
弘前支所長　看守長　高谷健雄（岐阜）
免本職　支所長　看守長　長谷文一（御嵩支）
岐阜
御嵩支所長　看守長　飯田忠直（長野）
長野　同　古林豐四郎（秋田）
看守長（秋田）　看守　小林一郎（宇都宮）
免本職　支所長　看守長　船山市太郎（大曲支）
釧路
大曲支所長　看守長　藤下伊一郎（釧路）
（七月六日）
死亡　看守長　三浦平三（函館兼汐見町）
（六月廿九日）
保健技師（廣島六級　石橋無事
（七月十五日）
勳八等　看守長　白倉通雄（宇都宮）
同　支所長　看守長　土橋惣太郎（尾道支）
同　看守長　小澤義親（横濱）
同　南條正已（福島支）
（七月十一日）

刑政第48巻第8号
矯正図書館

刑政雜記

司法制度調査會愈々具体的活動に入る

司法制度の全般にわたり之を再檢討し、裁判の敏速化、訴訟の經濟化、檢察の適正等時代の進運に伴ふ改善を爲すため、小原司法大臣の發案に係る司法制度調査會は、二日の閣議で設置の件の決定を見、更に四日、委員及び幹事の任命を見たが、九日午後四時十分より司法大臣官邸に於てその初總會を開き、茲に愈々具體的活動に入ることゝなつた。當日は小原會長以下委員三十三名出席、劈頭小原司法大臣は調査會設置に關し

一、我國の司法に關する制度は主として條約改正の急に應ずる必要上、深く諸般の事情を究むる遑なくして制定せられたもので、爾來時に從ひ必要と認められるゝ幾多の改正が行はれたのではあるが、未だ完璧の域に達してゐない。加之、時世の急激なる推移、內外の切迫せる情勢、文化の長足の進歩等に鑑みるに、我司法部に於ける現在の裁判檢察、行刑各方面に亙る實務に付て、一層適正と敏速と徹底とを期するため對策を講ずるの必要を感ずること特に痛切なるものがあるのである。

一、實務の改善は現行司法制度の下に於ても固より爲し得るところであり、現に爲しつゝあるのであるが、如何に努力して見ても、現行制度の下に於ては諸般の事が大體行詰つてゐるのではあるまいか、卽ち現行司法制度の全般に亙る根本的調査を行ひ、新たなる組織若くは特別なる手續を案出するにあらざれば十分なる改善が困難なのではあるまいか、從つて今日は司法制度の各般の事項に亙つて再檢討を加ふることが特に必要であるかと考へられる。

一、この趣旨により、去る第六十七議會に司法制度の調査に要する經費の協贊を求めたるところ、通過を見たので所要の手續を了し、茲に本會の開催を見るに至つたのである。

一、司法制度の改善は、獨り朝野法曹の問題たるに止らず、國家根本の重要問題であり、直接民人の權義に關すること至大であるから、各方面の人士の意見を徵するの必要ありと信じ、今般各位を煩はすに至つたのである。

一、本會の方針としては、現時最も必要にして且實現可能なる事項を擇んで諸問案とし、國家財政の現狀をも顧み、出來得る限り少額の經費を以て賄ひ得る方策を審議採擇したい。議事規則等に付ては、特に規程を設けず、凡て慣例に則り努めて形式を離れて、各位の腹藏なき意見を承ることを主眼とした

い。

旨の挨拶あり、右了つて小原會長より左の諸問案が提出され

議題案

一、豫審制度に關し考慮すべき點如何

一、未決拘禁制度に關し考慮すべき點如何

一、民事訴訟手續の運用に關し考慮すべき點如何

之に關し、岩村刑事局長、岩松行刑局長、大森民事局長よりそれ〳〵簡單なる提案理由の說明あり、今後の審議方法、範圍等につき協議し午後六時散會、直ちに小原司法大臣の招待晩餐會に臨んだ。尙ほ次回は七月下旬小原司法大臣が北海道視察より歸京の上開會される筈である。

委員及び幹事の顏觸は次の通りである。

△會長司法大臣小原直氏△委員【貴族院】貴族院議員子爵渡邊千冬氏、同男爵四條隆英氏【衆議院】衆議院議員牧野賤男氏(政友)、同八並武治氏(民政)【辯護士會】東京辯護士會長河合廉一氏、第一東京辯護士會長平松市藏氏、大阪辯護士會長梅山惠氏、日本辯護士協會理事田阪貞雄氏、帝國辯護士會理事有馬忠三郎氏【實業界】三井信託監査役三澤忠彥氏、三菱合資理事舟田一雄氏【官吏並ニ學界】法制局長官金森德次郎氏、東京帝國大學教授法學博士穗積重遠氏、同小野淸一郎氏【部內】大審院長林賴三郎氏、同部長池田寅二郎氏、同泉二新熊氏、檢事總長光行次郎氏、大審院次長檢事木村尙達氏、東京控訴院長靑川治廣氏、同檢事長金田季逸氏、大阪控訴院檢事長吉益俊次氏、名古屋控訴院長立石謙輔氏、東京民事地方裁判所長豐水道雲氏、同刑事地方裁判所長鬼頭豐隆氏、同檢事正猪俣治六氏、政務次官原夫次郎氏、事務次官長島毅氏、參與官舟橋淸賢氏、民事局長大森洪太氏、刑事局長岩村通世氏、行刑局長岩松玄十氏【幹事】大審院判事宮城實氏、同島保氏、同檢事池田克氏、東京控訴院次席檢事德永恭氏、東京刑事地方裁判所上席豫審判事兩角誠英氏、本省人事課長坂野千里氏、會計課長黑川涉氏、調査課長齋藤悠輔氏、民事局書記官關宏二郎氏、刑事局書記官船津宏氏、行刑局書記官正木亮氏

內務省防犯課發表の最近八年の犯罪統計

一檢擧より豫防へ」で、犯罪の事前防止の實踐化對策を練つてゐる內務省防犯課では、犯罪の傾向と性質を大正十五年より昭和八年までの八年間に亙り、騷擾、放火、通貨僞造、有價證券僞造、賭博、傷害、殺人、嬰兒殺し、强盜、詐欺、竊盜の各犯罪につき、一ヶ月に亙つて精密な調査を遂げた結果、別項の如き犯罪相が現れたので、廿五日發表したが、それによると

一、犯罪は逐年增加の傾向にあり
二、檢擧件數は向上しつゝあるが檢擧率は犯罪數の增加率に及ばず
三、增加傾向の著しいのは詐欺、僞造等所謂智能犯で、檢擧率は低下しつゝあり
四、殺人は最近特に迷宮入り多く、その方法も複雜化しつゝあり

といふ、あまり朗かならざる數字を示し、特にこゝ三、四年の傾向として全體にギヤング的性質がふえて行くといふのが看取されるので、防犯課では犯罪を原始犯罪と科學犯罪に二大別し、特に後者を重視してギヤング性の有無、犯罪手段、犯人の知識の程度、都會地的犯罪等々、近代犯罪相をあらゆる角度から照明して、映畫張りの犯罪を事前に防止すべく科學犯罪カードを全國的に作成することに決し、全國警察部に通牒を發するさうである。

△刑法犯發生並檢擧件數

	發生件數	檢擧件數
大正十五年	七一六、二八六	六七四、六一五

△增加傾向著しき犯罪の增加指數並に檢擧歩合

	增加指數	檢擧歩合
大正十五年	一〇〇	○•一六八
昭和　二年	一三三	○•二四六
同　三年	一八二	一•八四五
同　四年	二〇八	○•二〇八
同　五年	一三七	○•二四三
同　六年	二〇九	○•七一八
同　七年	二一〇	○•四三三
同　八年	一九九	○•四〇八

三、竊盜罪

	增加指數	檢擧歩合
大正十五年	一〇〇	○•七二六
昭和　二年	一〇五	○•七三六
同　三年	一一三	○•七三〇
同　四年	一三九	○•七五三
同　五年	一四八	○•七四六
同　六年	一六〇	○•七七九
同　七年	一八三	○•七七一
同　八年	一九五	○•七七五

	昭和　二年	七四八、一三三	六八九、六四六
同	三年	七六六、一四六	七三三、四三〇
同	四年	九二三、二四五	八五七、八六八
同	五年	一、〇四九、九八六	一、〇三五、九八一
同	六年	一、一八一、七〇五	一、一三六、三三五
同	七年	一、二九八、三九七	一、二四七、五一七
同	八年	一、五五三、〇三九	一、五〇三、六六一

四、殺人

	增加指數	檢擧歩合
大正十五年	一〇〇	●二六〇
昭和　二年	一〇三	●一八六
同　三年	一〇九	●二五七
同　四年	一三三	●二〇六
同　五年	一五七	●三六
同　六年	一八八	●二四
同　七年	一八九	●二九〇
同　八年	二九一	●〇〇〇

△司法官と警察官の人的融和を圖る

刑事訴訟法が改正された大正十年以來しば〳〵論議されて來た司法警察獨立問題か議會で流產した後を承け、今秋の府縣會議員改選、來春の總選擧を前にして從來兎角圓滿を缺いてゐた檢事局と警察との關係を根本的に建直さうといふ注目すべき運動が東京地方檢事局と警視廳當局者との間に起り近くその具體案が實施されやうとしてゐる。從來屢々報道されて來た事ではあるが、近年東京地方檢事局の取扱件數は非常なもので、平均一年六萬件といはれてゐるが、內五萬件は警察から送られて來たものであり、而もその半數二萬五千件は不起訴處分になる程度のものといふ結果に對し、從來檢事局側は警察官の法律知識の不足を鳴らし、警察側はまた檢事局側の手不足による取調の不備に不滿を持つ者あり、圓滿な事務の進行を害する結果は不當の拘留、處分の引延し等徒らに民衆の迷惑を釀してゐたので、かねてから同檢事局の猪俣檢事正、平田次席檢事、安部次席檢事代理及び警視廳小栗總監、高野刑事部長等が檢察事務の進行、指導、監督等の方法につき檢討協議を行つてゐたが、結局兩者の人的融和、結合を圖ることが根本であると意見の一致を見、具體案としては

△每月少くとも一回各署司法主任を檢事局に招致し法律上の知識、技術を指導すると共に實地についての意見を交換すること

△警視廳管下各署を十班に分ち一班に檢事二三人を擔當せしめて現狀を巡察せしめる

の二點を先づ實行することゝし、その結果如何により更に細かい問題に移り延いては全國的にこれを實施することゝなる模樣である。

司法警察指導に司法省が積極的乘出し

文官分限令の改正によつて一般文官に身分保障を與へられて以來全國の警察陣容は大いに改善されたが、司法當局ではこの好機に乘じて犯罪搜査の完璧と人權蹂躙の非難一掃を期するために司法警察の實地指導に積極的に乘出すことになつた、卽ち司法省案によれば

一、年一回各府縣の刑事課長を本省に招集して會議を開かせる
二、各地方檢事正をして年一回管內各警察署の司法主任を招集せしめ指導的會議を行ふ
三、各地方並に區裁判所檢事をして管內の各警察署を巡視せしめ搜査事件について實地指導をなさしめる

といふのである。

刑政第48巻第8号
矯正図書館



讀者の頁

◎自治精神涵養の急務

高知野村生

つら〳〵吾國現狀を瞥見するに、世道人心の頽廢未だ今日の如きはあるまい。彼の政界教育宗教界といはず、官廳といはず、議政機關といはず、選擧場裡實業界といはず、社會の各方面の綱紀の荒頽官紀の紊亂言語に絶するものがあり、眞に慷して慨すべきである。或新聞社說に社會の經綸を評して曰く、綱紀官紀の頽廢眞に言語に絶す、卽ち惡潮滔々として天に沖し、人は皆名利に狂奔し名利以外何物もなく「黃金重く天下輕き」こと唐末の詩人を俟ひ來らずとも、誰か浩嘆を禁ぜざるものがあらうと、眞に穿つた評言である。惟ふに今日國家官紀の紊亂も、社會綱紀の弛緩も、一に自治制の不備と各人自治觀念の缺乏に起因せざるものはあるまい。卽ち國民にして自ら治むるの觀念あらば、そこに何うして之程の犯罪の發生を見よう。彼の瀆職收賄の多きことよ。然らば如何にして之を根絶すべきか。勿論惡事に對する制裁を峻嚴にし、勸善懲惡司法の公正に俟つ外なしと雖、先づ各人を警醒して自治思想を植付けるの必要なるは異議なきであらう。抑も吾人刑務官は綱紀を擴張し肅正を圖り、收容者の師表となり身を以て範を垂れ、行刑の効果を收めねばならぬ。さるが故に身を持する廉潔端正事に當り情實の弊を排し、公私の別を明かにし嚴正公平を旨とし官務を執掌せざるべからざるは、爰に貴重の紙面を借りて述べ來りたる處である。若しそれ現今刑務界に惡潮浸潤し居らざるやと問ふ者あらんか、否と言下に斥ける事を誰しも渴望するであらう。然るに動もすれば隨處に鐵面皮漢ありて、阿漕が浦に引く網も、度重なれば何とやら、刑辟に觸れるものあるを如何にせん、中には刑辟に觸れぬと雖も、名利に奔走し自己以外何物もなく只自己の地位の保持にのみ汲々とし、深く研究する處なくして空粗な自己の判斷を以て、輕率總括的に他の處置を誹謗牽制し、或は智に進み德に遲れ奸商に私語を交へ、恬として君子人を氣取り、矯正感化善への指導的職分と地位に留るものあるは世の不思議とするに足る。古語にも火の無き所に煙りは立たぬとある、其の煙が果して火の煙であるか、土煙であるか、濃霧であるか判然せずとも、煙つてゐる事丈は事實とすれば公憤を禁じ得ないであらう。故に今日の急務は各人を警醒し自治の精神涵養の必要に迫られてゐるであらう。わたくしは最後に各人が之に對する自覺と眞劍味と、當局の愼重なる考慮とを渴望して止まぬ。

◎行刑と裁判及び檢察

横濱鈴木一郎

數多ある國家機關には、互に守るべき權限があり、各機關がそれ〴〵自己の權限內の仕事にその機能を集中してこそ、近代的文化國家の行動は完全を期待し得る。從つて、社會の安寧秩序を維持することについても、檢察、裁判、行刑と分化したことはもとよりあやしむに足らない。

だが、かくの如き機關の分化は、決して、各機關が、ばら〳〵に存在することを意味するものでなく、況んや各機關が相衝突する行動を採ることを是認するものではない。

こんなことは、頗る平凡明白で、何人と雖も知つてゐることであるが、靜かに現代國家諸機關の行動を諦觀するとき、そこに數多の矛盾と衝突とが絶えず繰り返へされてゐることを看過するを得ないのである。なかんづく、社會の安全防衞を目的とする檢察、裁判、行刑にこの矛盾乃至衝突現象の甚しきを覺ゆる。

卽ち之を行刑と裁判との關係について見れば、その間に於ける根本的なる矛盾、指導原理の不一致は容易に發見するを得るのである。例へば、刑の量定に關して之を見るも、裁判所は常に、爲されたる非行の結果に着眼する爲め、その裁判を實踐する行刑當路の者が、犯人を完全に改善するにつき、或は刑期の不當に短きを歎じ、或は無用に長きを感ずるのである。この不一致は「不定期刑」の問題として夙に學者の論破したところである。

次に行刑と檢察とは考察するとき、更に甚しい衝突を見ざる得ない。行刑が犯人を改善敎化すると言ふ崇高なる職務に邁進しても、釋放後のことについては、殆んど警察と保護團體に一任するのである。而してその中、保護團體のことについては暫くおき、警察のことについて見るに、警察は實際上、檢察事務の重要なる部分を行ふのであるが、その職務遂行に方り果して釋放者の保護を考へてゐるであらうか。單に檢擧數の多きのみを誇らんとしてはゐないか。もとより檢察は犯人を檢擧することにより社會の安全を保護するにあらうけれど、その爲め釋放者を惡化せしめる行動を愼しまねばならぬ。無理解なる檢察機關の行動により自暴自棄となつた累犯者の多きを惟ふとき行刑と檢察との衝突現象を痛感せざる得ない。

私は決して理念と實踐とを一致せしむる困難を知らぬのではない。檢察、裁判、行刑をよく調和することは、幾多の困難を免れぬであらう。然し乍らこの困難あるが爲めに現狀を以て甘んずべきではない。三機關の有機的結合とその間に存する矛盾の排斥とは、社會の安全保護の爲めにこのまゝに放任するを得ないと思ふ。

◎受驗感

石卷有馬豐治

待ちに待つたと言ふよりも、今數日慾しかつたと言ふ七月十五日、吾等の憧れ

の的であり又大關門たる練入試驗の日だつた。午前八時勇躍として臨海電車の人となり本所へ向つた。東北須磨の稱ある野蒜海水浴場も松島灣に點在する島々の風景も今日に限り何の感應もせぬのだ。それは試驗場の事や、問題は如何なるものか？　と心はそれからそれへと試驗の事にのみ走つてゐるからだつた。

コツ／＼と約半歲以上に渉る受驗準備はしたものゝ只だ不安に戰のき心臟の時ならぬ鼓動をどうすることも出來ぬ自分だつた。「試驗場へ臨んだら武士道的態度に精神の統一を圖れ、そして答案は苟も奉る文として十分に書くこと」等々S部長殿の心からなる深切なる激勵の御言葉を賜り感謝と感激の涙に自らを勵まし受驗場へと臨んだ。

午後一時所長殿は儼かなる一場の訓示を終つてから頭丈な金庫より取出された封書？　問題如何にと一同片唾を呑んで凝視する。これこそ吾等受驗生の運命の鍵を秘める封筒なのだ。所長殿は徐ろに封を切つて讀み上げられた一字一句も逃さずと筆記する。是が終ると「是から始めます今恰度一時五分だから四時五分までに答案を提出すること」と宣告された。一瞬時皆精神統一を圖り「アッ！　意外な問題？」此の問題が出ようものならあの邊を今少し見て置けばよかつたそれは少しは書けるぞ」「うん……これならば少しは書けるぞ」と內心微笑まれた者もあつたらうし各々な心境錯想裡にサラ／＼ペンの音が聞え出した。大體構想も出來原稿を一通り推敲したる時は最う一時間四十分も經過してゐた。愈々淸書に取り掛かる。和紙に萬年筆の惡インクだけに染みると夥しい。まご／＼してゐればなほ浸みる、そんな事にタイムは遠慮せずに進む。「もう三十分！」の宣告は下さる。仕方ない、原稿を寫しかゆるも殘念と一瀉千里に淸書した。時間前四、五分時にやつと書終へた。一通り讀み返したのみで提出の止むを得ぬに至つた。些少心殘りがあつたがされど答へんとする事は言ひ盡したかの感に退場、ホット安堵の胸を撫下して午後五時卅分電車の人となり歸途に就く。來る時は目にも心にもさして感じなかつた電車の窓より見る松島灣の島々や東北須磨の明眉な風致は夕景と共に層一層美景を增して恰も繪に見るそれの如く心に映ぜられた。……

◎吾等の制服制定に就て

岡山　吉田生

最近警察官吏の服裝問題が眞劍に考へられ新聞の報道によれば肩章の改正や合服の制定がその注目をなし、來春之を實現するとのことであるが、同時に此警察官と同等の地位に措かるゝ刑務官に對しても相當御考慮を相煩しみらるゝことゝは思料するも恊か愚見を述べ御參考の一助ともならば幸甚とするものである。

行刑の目的が應報威嚇の殼から脫して改北遷善、卽ち敎化善導を目的とする敎化主義に方向を轉じ、是迄の樣に一つの型により威壓屈伏せしめて、其場限りの秩序を保持する爲めに豫後の觀念なしに彼等を敎養すると言ふことは問題にならぬ程度に於て、少くとも敎育し訓練し、社會適格者として善處し得る眞實の人物を造り上げると言ふ原理に向つて進みつゝある以上、行刑は强制の敎育なりと言ふも敢て過言ではあるまい。

されば之が、敎育を生かして行く吾々刑務官吏は此の文化の進展につれ、時代に適應したる能力養成と常識向上を計らねばならぬ現時に於て、若しそれ、敎育者の適任者を得ざりしとせんか！　嚮ては犯罪亡國の結果を招來しはせぬか？　とハラ／＼憂ふるものであると同時に一面刑法の威力は行刑の如何により發揮さるや否やの分れ目に立つものであると極言することが出來る。卽ち行刑が應報的觀念を蟬脫し、社會適格者の敎養なりとせるとき高潔眞摯、最も優秀なる刑務官吏の要望こそ、現代行刑の骨子にして之が要求を果さんとせば勢ひ待遇問題の厚薄の影響大なるものにして、恰かも水の低に付くが如く必然的であり、物質上の優遇は言ふまでもなく形式的の優越性を備ふることも又、新進氣鋭の有意の刑務官吏を求むる所以ならずやと思考するものである。けれども私は敢て特別の優遇を要求する譯ではない。又今日の待遇をより以上に向上せられたいと言ふのではない。又そのことを切實に感じないでもない。要は行刑上に責任が重くなればなるほど必然的に要望、刺戟、喚起、は人情の然らしむる希望と光明と意義とが存することの妥當なることを主張せんとするものである。

卽ち社會的敎化聖職に對する淸新潑溂たる氣分を溢らせ吾々の任務に一層の活を入れることは行刑全般の成績をしてよりよく向上せしむる最善の方策であると信ずるものである。

嘗て、私は或一級者より聽かされたことがある。「霜降の服や縞の着物を着ると氣分明朗に、一躍、謹愼勉勵せずにはゐられない。」の語は寔に、吾等に合服制の心理を如實に物語るものではあるまいか？　卽ち合服制定の必要なる所以である。

尙又、吾々の制服の外形が類似してゐることを以て？　社會の一部の人々は警察官に對照し著しく蔑視的に今尙、牢番！　救世軍！　を口にする者さへあるは轉た痛嘆に堪へない。

併し私はその侮蔑視されることや輕視されることを消散せしむる爲に敢て合服制を叫ぶものではない。又、徒らに警察管を對照物として引張り出して彼是不平を唱へ、盲目的に望むものではない。要は收容者の儀表となり、典型となり、警察官同等の官吏なれば前述の必要性により、合服制定は結局社會の認識を新にする素地となり形式的の優越性を備へることになるであらうと言ふに過ぎない。

刑務所だより

◆第二回花まつり」及「奉祝花まつり音樂の集ひ」

松本支所

一、趣旨

世界三大宗教の一なる佛教の開祖、大聖釋尊の說示にかゝる其の教法の最も廣く且つ深く文化に浸潤せるは日本を措き他に無く、從て近年各地に於て釋尊降誕の宗教的行事卽ち「花まつり」が都鄙共に逐年盛大に行はるゝに至れり。當所に於ては累進處遇令集會の條に基き少年受刑者二級以上に限り、昨昭和九年に第一回花まつりを擧行し、受刑者の宗教的思念を高め其の成果を收め得たるに付玆に本年五月十二日午前十時より少年區運動場に於て第二回花まつりの行事を行へり。

二、參列員

山本支所長外幹部職員一同
少年一級者八名、二級者十八名、計二十六名、

三、概況

「花まつり」の會場にあてられたる運動場には、釋尊の降誕を世界萬國民が謳げるが如く萬國旗を以て張り巡らされ、純白に輝く大白象は微笑を湛へて場の一隅に悠然たる姿態を現はし恰も少年の祝賀を迎へるが如し。定刻午前十時、山本支所長先導となり、誕生佛、供奉者、幹部並職員之に續き、供華、供御、燭臺等の順序にて、式場莊嚴の具は、一級者各々之を捧持し、教誨堂前を右折、嚴肅に途中行列をなし式場へ進む。

やがて誕生佛は大白象の背の花御堂へ安置し奉り開帳せられ、佛前が莊嚴せらるゝや、堂を取り卷く藤の花、禮讃カード等、折から若葉の薫りを吹き寄する微風に搖られ、釋尊誕生のルンビニ園も斯くやと偲ばれたり。一同着席、司會者の開會挨拶に續き總員起立嚴かに國歌齊唱而して支所長より聖代の感謝と釋尊降誕の意義に亙り、懇切なる告諭を爲し、第二部灌佛式に入る。誕生佛に向ひ總禮拜一分間默想の後、支所長進み出で灌佛、敬白文を奉讀し、次いで千野看守長の祝辭に依り、一同は釋尊の偉大なる人格と信念を回想し、之に續いて職員並に收容者代表灌佛、導師登壇、讀經、花まつり讃歌の齊唱を以て第二部を終る。第三部は釋尊降誕に因む意義ある法話に初まり、收容者代表の心からなる感謝の辭ありて職員及び收容者一齊に所歌を合唱し、玆に莊嚴なりし「花まつり」の式典を閉づ。

第四部「奉祝花まつり音樂の集ひ」は午後一時三十分少年區教誨堂に於て、支所長より奉祝音樂の集ひの趣意を述べ、訓示を兼ねたる開會の挨拶ありて、劈頭釋尊降誕讃歌の合唱を以て初まる。次いで新訂小學唱歌「兒島高德」を、音聲豊かなテナー波多腰協氏が獨唱すれば、場内は水を打ちたるが如く一語も聞き洩さじと肅然となる。「櫻ノ幹ニ十字ノ詩」の

あたり切實な高德の忠節に胸迫る。續いて同じく獨唱「廣瀨中佐」の「杉野ハ何處、杉野ハ居ズヤ」と身邊に飛び來る彈丸をものともせず勇壯にして悲痛なる中佐の叫びと、次第に沈み行く其の船體とが、獨唱者の眞劍な態度及び旋律によつて目のあたり展開され眼頭自ら熱くなるを禁じ得ず心身引締る。其の名からして懷しい「故郷」は縣下に令名をうたはるゝピアニスト井出茂太氏の伴奏に一層强調せられて、邪心なき幼時の姿に立歸り、思ひは當時の山、川に走り、「如何ニイマス父母、ツヽガナキヤ友ガキ」の歌詞に至れば、急に鄉里の父母慕はしく、友の安否が氣づかはれ更に「志ヲ果シテ」の一節にかゝれば過去の非行に良心はかきたてられ、悔恨と慚愧に胸塞がり、誰一人として獨唱者に對し正視できず、私かに袖で淚を濕さぬものはなかりき。

以下曲目の順序に從ひ、ヴアイオリンピアノ、獨唱等十二曲、前後を通じ約一時間半、微妙な音樂に身も心も全く吸ひ込まれ、時の經過も打忘れる程いみじき樂の音に恍惚となり「非常時日本ノ歌」「二人ノ兵士」で終りは飾られ、最後に一同國歌齊唱を以て此の音樂の集ひを結び、斯くて「花まつり」一切の行事は滯りなく終了せり。

◆青森よより

(一) 林間教誨の催

青森刑務所では春陽五月十三日構内櫻樹、松樹十數本、さては築山等しつらえる四圍外壁にて取かこめる庭園を利用し書間休憩時間を午後に繰延べ午後二時半より、此庭園内に四級以上の者を集合せしむ。

眺むれば周圍八重の櫻は松の綠を背景として今を盛と咲き香ふ。地上に敷詰めたる蓆に一同靜座するや藤井所長は築山に立ち「小雀自由鳴窓外」と記せる一片の帖を揭げて曰く

「私は毎朝五時に起床する、その頃には何時も軒に小雀がさえづるのを聞くがそれにつれて皆祿の事を憶ふのである。小雀さへも自由に靑空に驅け廻り獨立して生活せるに拘らず、萬物の靈長たる皆が、過去の罪禍とは言ひながら拘禁せられ一樹一朶の櫻花も自由に之を觀賞する事が出來ぬとは……それを憶ひ本日は丁度この庭園の櫻花滿開なるを好機とし、此所に臨時の林間教誨を催す云々」と述べ那須教務主任は所長趣旨を敷衍し、終りに「斯かる催は他刑務所では稀有のことで、昨年現所長の創意されたその時の皆さんの感想錄をみると如何に大なる慰安と喜悅を得しかを知る。本來ならば免業日に催すべきだが、夜半の嵐に散らぬ間に觀賞させたい爲の心盡し、そのつもりで心行くばかり眺め將來は小雀に劣らず自由の世界に花を眺め得る身とならねばならぬ」旨を諭し、終つて一同寬ぎ幔幕の四隅にしつらえる團子茶其他を券に

て貰ひ、レコードの演奏に花を仰ぎ、喫ひ且つ茶を喫し、櫻木をクルリ〳〵と花見して今日の集ひを終れり。

(二) 集團散歩

雪中行軍殉難勇士の墓地へ

陽春五月第一第三の免業日總集教誨を終りて後、第壹級十名を第壹班として第一の免業日に、同じく十二名を第二班として第三の免業日に、揃の小倉服を着し藤井所長以下數名の職員引率し、麗かな春光を浴びながら正門を出發雪中行軍殉難勇士百九十九名の英靈を埋めたる陸軍墓地に到着す。

墓地の廣さ一町一反程正面入口の兩側より周圍築堤をめぐらし堤上には松樹竝び堤内に五十餘株の櫻花今を盛りと咲き匂ふ、左右に墓碑をはさんで正面、高さ丈餘の石塔には、畏くも明治大帝が殉難凍死の勇士をしのび給ひし御製

「埋火にむかへど寒し、ふる雪の
下にうもれし人を思へば」

猶、昭憲皇太后の御歌

「うづもれし人を惜みて青森の雪
をいかにといはぬ日ぞなき」

と刻みある御筆の跡を拜し又中央に「凍死軍人英靈」その左右に「南無釋迦牟尼佛」伯爵東郷平八郎書之、「南無八幡大菩薩」子爵齋藤實書と刻める石碑に禮して後、教務主任より殉難當時の狀況につき委曲說明をなし、終りて三々五々低徊してその當時をしのびたり。

(三) 衞生週間

青森刑務所にては時節柄所内の衞生思想普及と實施を企て去る四月廿一日より一週間の間を衞生週間と定め工場舍房事務所その他要所に「ポスター」をはり職員收容者より募集選拔せる「張切る健康不斷の衞生」ほか九種の標語を各所に揭げ全員の胸間には衞生と記せる「マーク」を付け週間初日には教誨堂に一同を集め藤井所長が衞生週間の目的と之れが實施に關する心得を說明次いで、橋本醫務主任の病氣に對する豫備智識と衞生等有益なる講演をなし左の事項を嚴守實行につとめ一般衞生上、すこぶる有意義な効果を收めたり。

一、衞生週間中の獻立は可成營養價に富めるものを用ひ調理の變化に留意すること、

一、廳舍事務室各倉庫工場牛馬豚舍を始め舍房炊場洗面浴場便所は大掃除を施し、藥液消毒を施すこと。

一、患者は每日診療を施し一般收容者の糞便檢査を行ひ、職員の健康診斷を行ふこと。

一、獨居拘禁者工場就業者は平日運動の外午前中に卅分間ラジオ體操を行はしむこと。

一、事務所工場房舍の採光照明換氣並に被服寢具類の洗濯乾燥を勵行すること等外數項。

◆秋田刑務所春季運動會實施狀況

一、日　時　昭和十年五月十九日

二、場　所　當所構内運動場
三、開始時間　午後一時
四、終了時間　午後三時三十分
五、競技種類　球送り競技、障碍物競爭、デツトボール、二人三脚リレー、綱引、
六、競技參加級別人員
　一二級者百五十四名、
七、實施狀況

五月十九日、天氣晴朗、暑からず寒からず正に絶好の運動會日和だ。午後一時春風靡く萬國旗の交錯鮮かに、曉々たる行進曲のメロデーはいやが上にも運動會氣分をそゝり立てつゝ百五十四名の一、二級者既に腕を撫し欣喜の情切なるを暫し胸奥深く潛め、時の來るを待つ、斯くて累進處遇令施行以來第二回目の春季運動會の幕は切り落された。

午後一時十分一同着席戒護主任開會を宣し所長より累進處遇令による運動競技會の趣旨を訓諭しスポーツ精神を高揚し元氣潑溂たる氣慨を以て雌雄を決する様最後迄努め決して卑怯なる行動に出でず純心無垢なる童心に還りて正々堂々と戰ひ以て本會をして意義あらしめる様せられ度旨の訓示を與へ、國旗揭揚式に移る折から莊重なる「君が代」の前奏が場の一角より起り滿場肅然として聲なく森嚴の氣に思はず襟を正す、忽ち起る齊唱の聲和して天へも轟くばかりその音調に乘つて、一級代表者の手により悠揚として昇り行く國旗を見送る一同の眼には只感激の涙の露が光つて居る。この涙こそ眞に國民的感激の涙であり大和魂のシンボルなのであらう。

斯くて嚴肅なる式典は一轉して和氣藹々たるラヂオ體操に移る。伴奏レコードの輕快なるメロデーに連れて百五十有餘の全員一齊に氣分も輕く晴れやかに踊る。やがて待望の競技のプログラムに入る。忽ち轟く銳聲の音、紅白の球送り競爭は始つた。百米障碍物競爭、二人三脚、デツトボール等囘を重ぬるに連れ競技は益々白熱化し健闘亂れ飛び肉彈相搏ち、紅白入り亂れて先陣勝負を競ふ、斯くて最後のゴールに入り全員の綱引競技の佳境、所長自ら陣頭に立つてフレー〳〵の應援並居る各職員の聲援も亦夥しく、紅白一勝一敗順調に進みたるプログラムも以上を以て終了す。

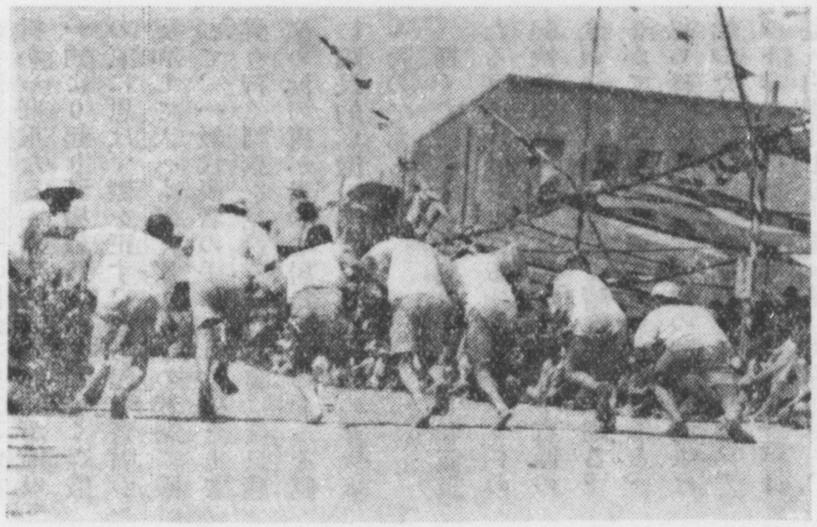
斯くしてはるか南方の皇居を拜し所長の發聲に唱和して聖壽萬歲を奉唱し嚴肅なる國旗降納の禮を最後として戒護主任の閉會の辭に滯りなく意義ある本年第一囘目の運動競技の幕は閉された。時正に午後三時半、これより全員に對し茶菓を配布し渴したる咽喉を潤ふし得たるを最後を飾るの喜びとして和氣藹々裡に閉會した。

◆大阪刑務所第二回所内聯合運動會實況

施行月日　昭和十年五月二十日（十九日第三日曜の免業日施行豫定の處天候の都合により昭和九年五月十七日行甲第一四二〇號に基き變更す）
所要時間　自午前八時　至午後四時計八時間

参加受刑者員數　第一級　一九二人
　　第二級　六八二人
　　計　八七四人

參加職員　所長、典獄補、看守長、教誨師、保健技師同技手、作業技師同技手
看守部長　看守
會　場　所内第四區體操場
施行狀況　會場は周圍一六〇米楕圓形トラック中央より數條の萬國旗を飾り、トラックの外周には天幕張の各區出場者休憩所を、場の東南隅に役員席、賞品授與席、臨時救護所を設け、尚競技に一段の爽快味を加ふる爲、擴聲器によりレコード放送の設備を爲す、比の日前日來の密雲全く霽れ絶好の運動日和なり午前七時三十分、各區出場受刑者は管區長に引率せられて入場するや戒護主任の號令により一同東面し整列す此のとき副會長津久井典獄補開會を宣し且つ懇々注意する所あり、時恰も初夏の陽光輝き今日の催を祝福するもの〻如く、一同歡喜緊張す、時に各區代表者（紀律維持希望開陳委員）中央に設けたる旗竿の下に集合、大國旗の揭揚を始むれば、オルガンの伴奏に職員と收容者共に國歌を齊唱して嚴肅裡に國旗揭揚を終へ、次で前年の優勝區たる第三區代表者より優勝旗の返還ありて後、戒護主任より競技方法、應援の態度並に用語等に付き說明あり左記順序により競技を開始し、各競技毎緊張裡に進行し、此間何等紀律に背するものなく嘻々として童心其のもの〻如く斯くて午前十一時三十分休憩を宣し會場に於て晝食を喫せしめ少憩の上、正午競技再開其間職員も數種の競技に參加し、午後四時何等の事故なく和氣藹々裡に競技終了、採點の結果第三區優勝に付き、再び優勝旗を第三區代表者に授與、團體競技優勝區へ賞狀を授與し終て、辻所長より講話を兼ね運動競技の精神に就き訓示を與へ後ち、陛下の萬歲を三唱し、副會長川添典獄補閉會を告げ、各區長は出場者を引率退場せり。



尚和歌山支所に於ても、五月二十六日本所の例に做ひ、第一級者十名第二級者十八名計二十八名に職員も參加し、運動會を催し本所より所長、津久井典

獄補出席し最後に、辻所長より講話を兼ね運動精神に付き訓示を與へ、陛下の萬歲を三唱し無事閉會を告げたり。

◆奈良より

（一）第九回集團散歩概況

青葉繁る五月十九日（第三日曜）に第九回の集團散歩が施行せられた。五月晴の空に一點の雲なき淸朗の午後零時三十分一行十五名は玄關前に整例文書主任より本日の集團散歩は聖武天皇御陵に參拜致す旨を告げ直に出發誓くにして由緒ありて名高き佐保川堤に出た。前夜降雨が爲に流水も可成り多く川の薰暢びく狹き川尙狹められ下流に魚を釣る子供のいぢらしき姿等も眼に映じた。街裏に至れば菜花散落し麥浪の靑く連る中に農夫は畑を耕す省線を眺めた時、彼等の中には同樣出所後は此の樣な姿となりて精進せんとする者もあらうと思はれた。行く事數分にして御陵前に到着、參道は淸淨な玉砂利敷きつめ兩側には千數百年を經たる喬木今も昔も其の綠色變らず肅然と植付けられ其の中を進む事約一丁餘前方の高所、奈良朝七世七十代の文化を、御擴め給ふた、神鎭る聖武天皇、光明皇后兩御陵に參拜し次で敎務主任より　天皇御在世の數々の御偉績を偲び奉る簡單なる說明あり一同は　天皇の御事績、御高德を偲び宏大無邊の御仁慈に感激し裏山路傳へに松杉雜木の繁茂せる自然美を嘆賞しつゝ午後二時無事歸所す。

（二）等十回集團散歩施行狀況

六月十六日第拾回一級者の集團散歩が施行せられた。梅雨季に入りても尙降りそうもない旱天續きである午前十時二十分氣溫は既に八十度を越して居る。一行十名は戒護主任の途中の法意と興福寺南圓堂に參拜致す旨を告げられ表門を出て坂を下る途中左手には光明皇后の御創建と云はれる癩患者救濟の爲設けられた北山十八間戸の遺趾が見える。又路傍幾多の辛い世相も眼前に展開する。釋放も切迫せる彼等も所内に居る時の覺悟を一段と深められた樣な感があつた。嬉て十數分にして雄大なる公園に入れば靑芝は一面に綠の毛氈を敷きつめた如く其上には三々五々遊覽客に餌を需めんとする神鹿の群が樹木を縫ふて散見する。斯くて午前十時四十五分九番の札所南圓堂に參拜すれば興福寺より案内の爲に係の僧が來られ東金堂並に南圓堂の内陣を拜觀一々詳細なる說明を受けた。

（三）少年テニス試合施行狀況

當所は昭和十年六月十六日少年受刑者待望久しかりし「テニス」試合を所内に在るテニスコートにて工場對抗の方法にて行つた。

この日天氣快晴にして風なく絶好のテニス日和なり。午後二時所長代理戒護主任より開會の辭ありて二時二十分いよいよ試合開始となり審判員が發する一聲毎に戰況は花々しく變轉して行く後衞者よく戰へば前衞者惜くも破れ前衞者妙技を

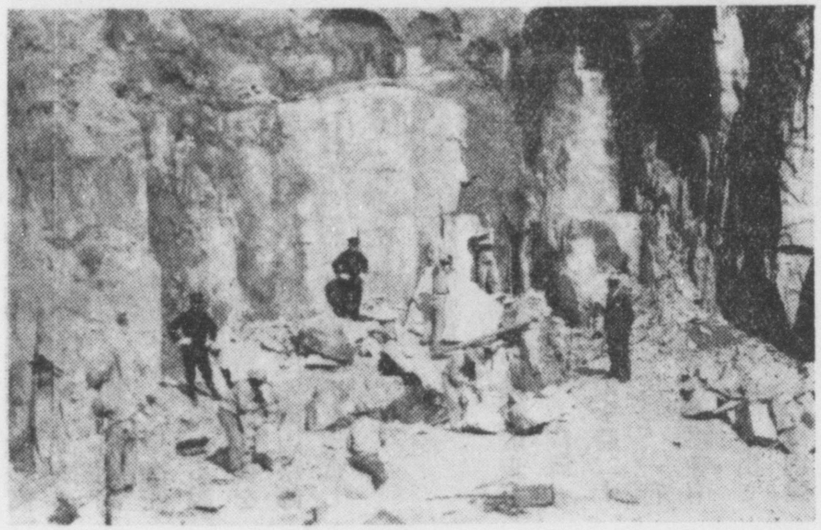
發揮すれば後衛者ネットに暴打して慘敗するなど素人テニスの珍影を描きながらも何れも終始一貫力闘す。

午後四時十分テニス試合終るや續いて少年全員のデットボール競技に移る。攻撃精神旺盛なる少年の行動は實に勇ましく砂塵に煙られながら非常時國民的勇壯活潑な姿を現出するのであつた。斯くして五時に至り全競技終了し所長より優勝チームに對して優勝旗を授與し閉會の辭を以て解散した。

◆採石作業の實況

岡崎少年刑務所

曩に京都に於て開催されし、明如上人三十三回忌法要記念本願寺主催の全國刑務所製作品即賣會には當所より石製品多數出品せし處忽ちにして賣約濟の好成績を收め、尚又先般行はれし東京府中刑務所に於ける全國刑務所製品展覽會に於ては當所より出品中の石燈籠に對し成績良なるを以て賞狀を戴き加之、原政務次官閣下よりは石燈籠の特別の御注文の光榮に浴せしは誠に名譽とする所なり。



當地方は有名なる石材の產地にして當所に於ける石工は創設以來長き歷史を有し年々益々發展し來り現在之に就業せる者四十餘名なるも註文殺到し到底その需要を充す能はざるの盛況にあり。本作業は地方的特色を有するものにして職業訓練上誠に適當なるものにして三浦技手指導の下に日夜奮闘しつゝあり。

採石場は當所より約一里を隔つる山中にあり、毎日數名之に出役し地下數間の岩石を採掘し之を當所へ運搬の上加工するものにして、寫眞は採石場に於ける採石作業の光景にして當所獨特のものと云ふべし。

選句所感

素川君の句を今月は第一番に推すことにした。これは驟雨の晴れ際の寫生である。雨はまだ勢ひよく降つてはゐるが、空の雲には薄れが出來て一面に明るくなつて來た。そして前栽の青桐は風に搖れ出したのである。空の明るくなつて來たのは、やがて止まうとするしるしであるが、その上に風も出て來ていよいよ雨も止み際であることを知らせる。一天かき暗く白煙となつて見えるまでに物凄く降る雨から、空が明るくなつて來たのを知るだけでも解放された氣持になるのだが、更に眼前に綺麗に洗はれた青桐の大きな繁葉に生れて來た風は、今までの暑氣が一掃された快さそのものの如くに見えるのである。實際驟雨のあがり際の感じは氣持のいゝもので、全く生き返つた氣持である。その氣持を何等說明せずに、青桐に生れた風を以て表現したところは手柄である。說明したのではいくら巧にやつてもこの感じは出て來ない。いや、說明すればする程、實感からは離れてゆくも

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天

明り來て驟雨止む風や青桐に　小倉素川

地

微吟して月下の涼を一人かな　高知圓月

人

日盛りやたまたま瓜の花落ちる　旭川痩松

秀逸

徹くさき講談本や梅雨ごもり　青森一

夏木立せせらぎの音こもりけり　水戸耕陽

二階より見ゆる隣の晝寢かな　大曲呑洋

萍を動かす鯉の頭かな　大曲大鵬

庭竹のそよぐ穗先や星契る　市谷峨房

佳作

風の道見えて青田の廣さかな　福岡翠松

のである。寫生が實感を活かす妙味は此處にある。寫生であつて同時に作者の主觀の具象化である。尚この句に注意すべきはその表現が何處となく清新な點で、それは下五の措辭にある。「かな」を以て結ぶか或は名詞を以て結ぶかするのがおのづからに定つた形式であるが、そのいづれにもよらず「青桐に」として、青桐の搖れるさまを眼前に與へたまゝの形で、反つて印象的となつてゐるのである。これで全體が立體感を持ち生動的になつて來たのである。

◇

圓月君の句は、新意あり創意あるものではないが、複雜なところをよく單純化してある。月に出でて涼をとる人の微吟といふことで、その月が非常によい月であることを思はしめる。明らかな月に對ふとおのづから何か謠ひたくなる、つまり月に誘はれる。そして極めていゝ月であることを言外の餘情として、その月下の涼を獨占してゐる快適なるさまを下五によつて言ひ据ゑてゐるのである。中七から下五への續き具合は短詩形の省略方を會得したものであつて寸分の隙もない緊密な表現である。卽ち「涼を」の下には「擅にするものは」の詞があるべきところだが、そこを下五の「一人かな」に含めて省略したものであつて、この「涼を」と言ひさしにして轉ずるあたりは老巧の技であると云はなければならない。中々に出來ないところである。此の句はこの言ひさしから下五に息もつかせず見事に轉じて、下五をすつぱりと言ひ切つたところに氣分が深く蓄へられて生命を得てゐる。これで月下の涼を擅にしその清快さに思はず微吟を洩らしてゐるさまが讀者にも如實に感じられる。巧なる表現といふべきである。

◇

瘦松君の句は萬物息づくも苦しきやうな日盛りの中に、あの濃黃色の瓜の花が音もなくほろり〳〵と下地にこぼれ落ちるさまのむしろさみしいものであるところに詩感が湧いたのである。印象を一點に集中してゐるのでそこにおのづから作者の覩つた自畫の靜寂感が出てゐる。

山徑やうねりうねりて青芒　金澤　綠峯
蚊火焚くや居ながらに湖の見ゆる家　松本　長田
水打てば葉蘭に風の起りけり　同　同
揚花火横顏白き女かな　三重　總來
一望の蓮田續きや朝の風　名古屋　春汀
血ぶくれし蚊を叩きたる裸かな　飯田　中洲
明けきらぬ山の深さや時鳥　名古屋　明峯
蚊柱や泥沼に沿ふ草の中　大曲　華白
蟬の聲夢に入りけり三尺寢　大曲　月舟
佩劍の儘の寢ひや扇風機　市谷　蛾房
眞直な道一つある青田かな　同　同
巖上の松に風あり苔清水　大曲　雲峰
棕梠の葉の青さ鋭し日の盛り　同　同
朝顏の鉢ならべゐる二階人　青森　柴淵
校庭のポプラに暑き蟬の聲　同　同
子を抱いて日傘にあまる暑さかな　旭川　角仙
打水や玉石しける大玄關　市谷　上洲
行水や遠く去りたるはたゝ神　同　同
いたづらを叱られし子の晝寢かな　岡山　杏城
瀧飛沫及べば百合の香に立ちぬ　小菅　櫻草子

芦の葉の水漬くところや水すまし　大曲　船風
あどけなき子の手に散るや紙花火　横濱　超仙
さざ波と戲る兒等や夏の海　函館　白楊
橋の上に寄り合ふ人や夏の月　仙臺　木星
打水や客待つらしき大玄關　名古屋　南沼
湯上りの肌にほふなり夕涼　甲府　夕雨
飛行機の音かすかなり雲の峯　名寄　旭峰
水門に碎くる影や月涼し　三重　素茶
白百合に露しとゞなり蜂の聲　青森　愛溪生
高く干す投網の數や夏霞　飯田　五風
朴の花高くにほひて山暮るる　盛岡　覺治
橋涼み肩たゝき行く人のあり　三重總　山月
傾ける水車の小屋や花あやめ　室蘭　彩月
橋落ちて代る渡しや夏の川　京城　雄心
時鳥蘆間潛ぎゆく夜釣の灯　大曲　刀羅象
水筒に受けて立ちけり岩清水　三重　佛西
風鈴や水打ちて立つ夕の風　栃木　えにし
參道につゞく新樹や朝の風　大曲　庵茶
バス下りる夜の人や手に葱玉　八王子　培風子
浴衣着て肩のいかれる女かな　三重　宗右
うすものや風に吹かるる裾さばき　巢鴨　月峯



海外異聞錄

◇「見えざる」指紋の發見に成功

指紋は犯罪人搜査の上に缺くべからざる手掛りとされてゐるが、從來の方法では單にガラスとか塗物とかの平滑面に殘されてゐるもののみが利用され得るに過ぎず、從つて犯人が犯行中手袋を使用したり或はハンケチ等で注意深く自己の指紋を拭ひ取つて了ふ以上は問題とならない。加之犯人の手が敷布や枕やカーテンやテーブル掛等の布地に觸れたとしても、これは指紋搜索の範圍外とされて來た。ところがこれ等布地に殘された「見えざる」指紋を發見し、犯罪搜査上に一大革命を齎さんとする實驗が目下ニューヨーク警察部でルイス・J・ヴアレンチン氏の下に續けられて來たが遂に完成したとのことである。

この新しい指紋發見法の理論は、布地等に人間の手が觸れると眼では見えぬが、極めて微量ながらいはゆる「肉體蠟」即ち鹽分が指紋狀に殘るが、これを硝酸銀の化學作用を應用して現出せしめるといふのである。既にこの方法を用ひて米國指紋研究家として有名なE・M・ハドソン博士が例のリンデイ二世の誘拐事件の際犯人ハウプトマンが梯子に殘して行つた指紋を發見するに成功した。

前述の實驗に成功した同警察部の實驗所では、手袋を通して物品の上に殘される指紋の發見及び手袋内に殘される指紋の現出なる劃期的實驗に着手することになつた。いづれにしてもこの成功は犯罪搜査上に於ける、一大進歩として注目すべきであらう。

◇匈牙利が「共稼ぎ法度」の發令

ハンガリア政府は、政府に雇はれてゐる女事務員で既婚者は全部馘にするに決定、法令を公布したといふ。その理由は婦人が雇はれてゐることは反面男子の失業を增加し、結婚を減少させるものだといふにある。この法令は私立の會社等にも强制的に適用されることになるらしい。

◇世界の名物「乞食學校」廢止

乞食といふものは西洋でも昔ほど多くないが、それでも尙ヨーロッパでは一つの「生業」として考へられてゐる。その一つの證據として先般、チエコスロヴアキヤはモラヴイア地方のブルノといふ所で珍しい乞食學校が警察の手によつて發見された。

この乞食學校では、文字通り乞食の「子弟」を集めて「如何にせば一人前の乞食になることが出來るか」を教授する。特に乞食獨特のメイキヤップの仕方をはじめ、不具を裝ふ法、物乞ひの時の哀れつぽい聲の出し方等々念入りに授ける。このために古參の二人の乞食が代る〳〵「講師」として「授業」をし、月謝を貰つてゐるが、生徒は全部で十四人であつた。

この乞食學校が發見されるや、その噂は忽ち方々に擴まり、數人の乞食の子がこゝへ「勉强」に來たのだが、警察では國の名譽を維持するために、この學校を斷然廢止したさうだ。

◇皿の洗ひ方が氣に食はんと料理番を殺した男

ブラジルのサンパウロ市の小さな下宿屋に住むマリオ・デ・ドミニシスといふ男は大變な衞生家、每日食事の際出される皿がいつも綺麗に洗はれてゐないといつて文言を言つてゐたが、或日たうとう堪忍袋の緒を切らし、料理場へ押しかけて行き、ナイフを揮つてコックを突き刺してしまつた。警察へ引張られたマリオ君「僕は自衞權を行使しただけです」とは、とんだ潔癖家である。

◇パリの乞食新聞

乞食學校があるかと思へばまた乞食新聞もあるとは、世界は廣いと言ふべきだ。その乞食新聞なる珍妙な新聞は、何ンと花のパリに存在するのである。ところで、この乞食新聞はなんでも全パリ乞食組合（？）の機關紙なるものださうで、兎に角規則的に發行されてゐる。編輯長はとみると、その昔公證役場の書記をやつたとかいふが、今ではしがない乞食業を渡世とするインテリルンペン氏。新聞はちやんと一人前に社說もあり、政治、社會の出來事をも報じてゐる、が痛快なのは所謂三行廣告欄で、曰く「地方富裕都市の繩張を讓る」とか「××附近、繁榮なる寺院の入口。收入日に二十五フラン以上。△△の條件にて讓りたし」と、およそ斯ういつた具合だ。そして新聞の性質が性質だけに、社說なるものは愛讀同業者の團結を計るを旨とし、彼等の生活を護るため不正な競爭者や素人の闖入に對しては極力闘ふものだと主張してゐるといふ。

◇交換嬢の天下

日本では電話交換嬢を怒鳴る人が隨分多いやうだが、英國ではうつかり「馬鹿野郎！」などゝ怒鳴ると金百七十圓の罰金か、一ヶ月の懲役に處せられることになる。これは英國議會で審議中の新遞信法案で「卑猥なる言葉を吐き崇高なる交換嬢の人格を無視する者は世の害虫たり、從來「電話の不正使用」の法文に照し二ポンド（三十四圓）を課し來つたが、新遞信法案は斷然十ポンド（百七十圓）又は懲役一ヶ月の制裁を與ふべし……」と言ふにある。

◇曝し首も同然の自動車珍刑

ロサンゼルス警察では、最近自動車事故が餘りに多いので一策を案じ出し、交通規則を無視した者に對しては、罰金の外にその後一ヶ月間、違反者所有の自動車の窓ガラスに「交通違反者」とペンキで大書することにした。この新規則の皮切りに引懸つたのがホリウツドのスターロレツタヤングの妹で同じく女優のサリー・ブレーンだつた。ホリウツド目抜きの通りサンセツト・ブルヴアールを時速四十二マイルでかつ飛ばしてゐた所を捕まり、早速事に「交通違反者」と極印をつけられた。

◇喰ひちぎられた鼻代

これはパリの話——ヴイクトール・ランザ君はパリに住むイタリー人だが、細君と出先で會食中、所構はず夫婦喧嘩を初め、手の早い細君がいきなりヴイクトール君の顏をサーツと引掻いたからたまらない、逆上したランザ君いきなり細君の鼻に食ひついて、無殘にもその鼻の先端を喰ひちぎつてしまつた。カン〳〵になつた細君は早速傷害罪で裁判所に訴へた結果、婦人の容貌の生命線ともいふべき鼻を破壞したのは兇暴の至りとあつて罰金十一萬二千五百フラン、懲役四年といふひどい判決が下つた。

刑政第48巻第8号
矯正図書館

訓令及通牒

□思想犯收容者ノ感想錄等送付方ノ件

（司法省行刑局　行甲第六九九號　昭和十年五月二十二日）

標記ノ件ニ關シテハ昭和八年四月行甲第五四三號ヲ以テ通牒致置候ニ付テハ感想錄上申書其ノ他手記等ヲ送付セラルル場合ハ右通牒ヲ遵由スルハ勿論ノ義ニ候得共從來提出セルモノニハ之ヲ認メタル年月日ノ記載ナキタメ思想的變化ヲ生シタル時期不明ニシテ調査等ヲナス場合不便不尠ヲ以テ今後ハ前記書類送付ノ際ハ必ス其ノ文書ヲ認メタル年月日ヲ記載セシムルコトトシ若シ數日ニ渉リタル時ハ最終日ヲ記載セシムルコトニ御取計相成度候

□勾留更新決定ノ效力ニ關スル件

（司法省行刑局　行甲第七〇九號ノ一　昭和十年五月二十三日）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ通照會有之候ニ付乙號ノ通回答致置候

（甲號）

刑發第四二五號
昭和十年五月十三日

市谷刑務所長　佐藤乙二　殿

司法省行刑局長　岩松玄十

新法施行前發布シタル勾留更新決定ニ因リ勾留再始ノ場合ニ於ケル取扱ニ關スル件

新法施行前發布シタル更新決定ニ依リ勾留中新法施行前保釋責付、執行停止等ニ依リ釋放シタル者ニ對シ新法施行後其ノ取消ニ依リ勾留ヲ再始スル場合ニ於テ前釋放時ニ於ケル殘期間ノ效力ハ新法施行當日ヲ規準トシテ刑事局長秘第四〇四號通牒ノ趣旨ニ依リ定ムヘキヤ將タ勾留再始ノ日ヲ規準トシテ其ノ效力ヲ定ムヘキヤ若シ前段ノ解釋ニ從フトキハ新タニ勾留狀ノ發布ヲ必要トスル場合モ生スヘク取扱上聊カ疑義有之候條何分ノ御回示相仰度

（乙號）

（司法省行刑局　行甲第七〇九號ノ二　昭和十年五月二十三日）

司法省行刑局長　岩松玄十　殿

市谷刑務所長

勾留更新決定ノ效力ニ關スル件

五月十三日刑發第四二五號ヲ以テ御照會相成候標記ノ件ニ關シテハ勾留再始ノ日ヲ規準トシテ其ノ效力ヲ定ムヘキモノト思

考致候

□府中刑務所附屬西巢鴨事務所開設ノ件

（司法省行刑局　行甲第七三八號ノ一　昭和十年五月三十一日）

府中刑務所ニ於ケル製品販賣其他ノ事務ヲ處理スル便宜上東京市豐島區西巢鴨ニ標記事務所ヲ開設スルコトニ決定相成リ六月一日ヨリ事務開始ノ筈ニ候間御了知相成度候

■國勢調査特別區域調査手續制定ノ件

（司法省行刑局　行甲第七五八號ノ一）

刑務所
少年刑務所
少年院

昭和十年四月閣令第一號昭和十年國勢調査施行細則第九條ニ依リ司法省所管昭和十年國勢調査特別區域調査手續別紙ノ通相定ム

右訓令ス

昭和十年六月五日

司法大臣　小原直

司法省所管昭和十年國勢調査特別區域調査手續

第一條　本調査ハ昭和十年十月一日午前零時ニ於ケル刑務所收容者及少年院在院者並ニ構內（外塀內）ニ在ル官舍等ニ現在スル者ニ付之ヲ行フ

第二條　左ニ揭クル者ハ十月一日午前零時ニ於ケル收容者又ハ在院者ト看做ス

一、取調其ノ他ノ事由ニ依リ一時警察署其ノ他ニ引渡中ノ被疑者、刑事被告人、受刑者、勞役場留置者及携帶乳兒ニシテ十月一日午前八時迄ニ復歸シタル者

二、當時泊込構外作業ニ出役中ノ者

三、當時護送中ニ在リタル被疑者、刑事被告人、受刑者、勞役場留置者及携帶乳兒並ニ當時同行中ノ少年院在院者

四、收容又ハ在院中逃走シタル者ノ中十月一日ヨリ四日ノ內ニ復歸シタルモノ

前項第一號及第二號ニ該當スル者ハ原刑務所又ハ原少年院第三號ニ該當スル者ハ移送ヲ受ケタル刑務所又ハ少年院第四號ニ該當スル者ハ收容刑務所又ハ少年院ノ調査人員ニ加ヘテ申告スヘシ

第三條　調査ノ時期前ニ釋放又ハ退院事由生シタルモ調査ノ時期ニ未タ釋放又ハ退院セサル者ハ收容者又ハ在院者トシテ申告スヘシ

第四條　監獄法第四十三條ノ規定ニ依リ當時病院ニ移送中ノ者ハ收容者ト看做サス

第五條　刑務所收容者及少年院在院者ニ在リテハ一構內ニ在ル者全部ヲ以テ一世帶トシ國勢調査特別申告書樣式ニ依リ調査スヘシ

第六條　刑務所收容者及少年院在院者以外ノ者ニ在リテハ昭和

十年四月十三日内閣告示第二號ノ國勢調査申告書用紙様式ニ依リ調査スヘシ

第七條　調査ニ要スル各國勢調査申告書用紙ハ之ヲ配付ス

第八條　各刑務所少年院ニ調査委員長及調査委員ヲ置ク調査委員長ハ刑務所長又ハ少年院長ヲ以テ之ニ充テ調査委員ハ左ノ標準ニ依リ典獄補看守長又ハ課長ノ中ヨリ所長又ハ院長之ヲ命ス但シ判任官以上ノ職員ニテ所要ノ定數ニ滿タサル場合又ハ判任官ノ配置ナキ場所ニ於テハ看守ニ對シ之ヲ命スルコトヲ得

一、收容者又ハ在院者並ニ構内ニ在ル官舍等ニ現在スル者四百人未滿ニ付一人

二、同上四百人以上ナルトキハ四百人ヲ增ス毎ニ一人ヲ加フ其ノ端數四百人ニ滿タサルトキ亦同シ

第九條　調査委員長ハ調査ニ關スル事務ヲ掌理シ調査委員ヲ指揮監督ス

調査委員ハ調査委員長ノ指揮ヲ承ケ調査事務ニ從事ス

第十條　刑務所及少年院ニ於ケル調査手續ハ左ノ如シ

一、調査委員ハ國勢調査申告書ヲ作或シ指定ノ箇所ニ署名捺印シ調査委員長ニ差出スヘシ

二、調査委員長前號ノ申告書ヲ受取リタルトキハ之ヲ檢査シ申告書欄外指定ノ箇所ニ夫々必要ナル記入ヲ爲シ檢印スヘシ

第十一條　刑務所及少年院ノ構内ニ在ル官舍等ニ於ケル調査手續ハ左ノ如シ

一、調査委員ハ調査委員長ヨリ國勢調査申告書用紙ハ之ヲ配付ス九月三十日迄ニ之ヲ各世帶ニ配付スヘシ

二、調査委員ハ十月一日各世帶ヨリ國勢調査申告書ヲ蒐集シ之ヲ調査委員長ニ差出スヘシ

三、調査委員長前號ノ國勢調査申告書ヲ受取リタルトキハ之ヲ檢査シ申告書欄外指定ノ箇所ニ夫々必要ナル記入ヲ爲シ檢印スヘシ

第十二條　調査委員長前二條ノ手續ヲ終リタルトキハ一特別調査區域毎ニ送致目錄ヲ作成シ國勢調査申告書ト共ニ十月二十日迄ニ之ヲ司法大臣ニ進達スヘシ

第十三條　天災其ノ他ノ事由ニ因リ十月五日迄ニ完了スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ速ニ司法大臣ニ報告スヘシ

第十四條　國勢調査特別申告書及特別調査區域送致目錄様式ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條　樺太ニ於ケル刑務所ニ付テハ同廳令及訓令ノ定ムル所ニ依リ調査ヲ爲シ札幌刑務所調査委員長ヨリ樺太廳ニ之ヲ送付スヘシ

■特別區域國勢調査ニ關スル件

司法省行刑局　行甲第七五八號ノ二

昭和十年六月五日

司法次官　長島毅

刑務所長
少年刑務所長
少年院長
御中

特別區域國勢調査ニ關スル件

標記ノ件本日訓令相成候ニ付左記ノ通御處理相成度候

記

一、構内（外塀内）官舍居住者ノ調査ニ付テハ豫メ所長（院長）ヨリ其ノ地市區町村長ニ調査區域ヲ通知シ調査ノ重複又ハ脫漏セサル樣注意スルコト

二、泊込構外作業場及拘留場ハ一特別調査區域ト爲サス所屬刑務所ノ調査人員ニ加ヘ調査スルコト

三、調査日ニ於ケル刑務所收容者、少年院在院者及構内官舍居住者等ノ見込數ヲ調査シ調査手續第八條ニヨリ任命スヘキ調査委員ノ數ト共ニ至急報告スルコト

四、調査手續ニ關シ疑義アルトキハ速ニ本省ニ經伺スルコト

◇◇◇　行刑統計　◇◇◇

昭和十年六月中入出監竝月末在監人員　（△ハ減）

Prison Population during the Month of June 1935

		越員	入監	出監	現員	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者		49,818	5,349	5,262	49,905	87	3,551
被疑者		155	1,196	1,148	203	48	△ 71
刑事被告人		4,791	3,527	3,379	4,939	148	△ 911
勞役場留置者		818	1,002	1,040	780	△ 38	△ 61
兒		5	—	1	4	△ 1	△ 6
總計	男	54,623	10,817	10,560	54,880	257	2,503
	女	964	257	270	951	△ 13	△ 1
	計	55,587	11,074	10,830	55,831	△ 244	2,502
備考	受刑者現員中＝朝鮮人				男 2,647人 女 12人		

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレバ下ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國男	88	—	2	2	92
露西亞男	3	—	—	—	3

東京帝國大學教授　法學博士　牧野英一　先生著

改訂日本刑法

菊判上製全一冊
金六圓五十錢
送料　內地三十錢　滿鮮七十五錢

五十六版發賣

本書は博士が汎ねく各國の立法例竝に內外諸家の學說及び判例を引證して現行刑法の全編を最も簡明に解說せるものにして斯法上の難問疑義は悉く論斷されてゐる。本版は最新の學說、判例、立法例、刑法改正案等の新事實に依る改訂を施されたるものにして、之を前版に比すれば、內容著しく詳細となり、紙數も一千頁を超える大冊となつた。

重訂刑事訴訟法

菊判上製全一冊
金四圓五十錢
送料　內地二十錢　滿鮮六十二錢

二十版發賣

本書は前數回に亙る增訂に依り實に六百頁の大著となれるものにして、今回は其の後の研究に成る學說及判例を參照し、また昭和七年一月より實施せられたる刑事補償法の說明を補足し讀者の參考に資す。刑事補償法は刑事訴訟法の附屬法として最も重要の新法規である。博士は特に此の新法に對して其要旨を簡潔に論じ、之を本書の卷末に加へて發賣せる重訂版である。

東京神保町田町　有斐閣　振替東京三七〇番

刑政第48巻第8号
矯正図書館

法曹會雜誌

第十三卷　第八號　司法省
昭和十年八月一日發行　構内　**法曹會**
定價　金五十錢　振替口座東京一五六七〇番

○シイプレエの原則……長崎地方裁判所　永井壽吉
○自助共同緣組……判事　辯護士　藥師寺志光
○保安處分論(二・完)……横濱地方裁判所　佐瀨昌三
○名判官物語(四)　○板倉重宗(その一)……判事　小山松吉
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○判例要旨　○新法令　○雜報

犯罪學雜誌

第九卷　第四號
昭和十年七月發行
金澤醫科大學法醫學教室內
犯罪學雜誌發行所
振替口座金澤八三二八番

論說
○催眠劑の裁判化學的證明法に就て(二)……松倉豐治
○死刑囚の「トーテンマスク」其の腦及體構の觀察其の五　死刑囚骨格の觀察(二)……小林龍雄
○南洋郡島クサイ島土人(ミクロネシア人)の血色素含有量並に血壓、脈搏、體溫、體重、身長に關する調査成績……椎名順二
血液型
○汎血球凝集原新生のM・J及びN菌の比較研究……中村德治郎
○「リチン」中に含有する汎人血球凝集素に就て……兵頭生一
○B型の亞型(B1 B2)に就て……中館久平　鶴見好文　本田良夫　桑木樹　正信　島直　木尾　關立　井深　榮雄

犯罪研究

○搜査資料　犯罪ノートの中より(十一)……安東禾村
○犯罪搜査實話　(一九)信用組合の十六萬圓犯人は内か外か……永山長三郎
法醫鑑定
○屍蠟の創傷……久保忠夫　草地英一
法醫學講座
○第六講　人血液の個人性……古畑種基
史料
○我國行刑の略沿革(二・完)……白井勇松
○檢視史資料類纂……山崎佐
抄錄
○メンデル氏遺傳法則に從ふ人血液型に關しての三胎兒例　○母乳及人乳痕に於ける型的物質の證明に就て
雜報

歩けない大男等相ついで檢擧の食べ方で人の性格が判る福岡縣警察部に「法醫學教室」が設けられ變死體の檢案に當る

法學協會雜誌

第五十三卷　第八號
八月一日發行　東京帝大　**法學協會發行**

論說
緊急狀態の本質……法學士　瀧川幸辰
比較法研究所創設の要望(一)……東京帝國大學教授　杉山直治郎
判例隱居法拾遺(二)……東京帝國大學教授　穗積重遠
資料
同姓不婚(二・完)……法學士　戴炎輝
ナチス世襲農場法關係法令(三)……法學士　西村勉
紹介
正木亮著、監獄法概論(小野清一郎)——田村豐稿、英國の刑事訴追に就いて(小野清一郎)——八木清信著、勞働契約の研究(川島武宜)
判例研究
民事訴訟法判例批評(一五六)……東京帝國大學名譽教授　加藤正治
民事法判例研究錄(昭和十年度・三)……吾妻光俊——我妻榮——兼子一——菊井維大——山田晟——齊藤秀夫——川島武宜——福井勇二郎——有泉亨——東季彥
雜報
法理研究會記事「比較法の將來」

法學論叢

昭和十年八月號
八月一日發行　京都帝國大學法學會
第三十三卷第二號　發賣所　東京　**有斐閣**

論說・資料
和議管財人の權利……齋藤常三郎
共犯と身分……佐伯千仞
——其の問題史的概觀——
破產差押に關する一考察(上)……小野木常
再び近世訴訟に於ける管轄及審級について(一)……小早川欣吾
批評と紹介
ヘルツ「國家の同一性」……須貝脩一
奥平武彥氏著「朝鮮開國交涉始末」……尾上正男
雜報
〔民事法〕
法定代理人の代理行爲と民法第百十條の適用……石田文次郎
合資會社の無限責任社員の相續人の責任……近藤英吉
株主の死亡と失權手續……大森忠夫
支拂命令に基く强制執行と異議申立、管轄違に因る事件の移送と執行方法異議事件……中田淳一
打擊の錯誤と結果の擇一關係……宮本英脩
戶數割の課稅標準たる資力の算定……瞿谷峻嶺
〔刑事法〕
〔公法〕
研究會記事

司法書記官 正木亮先生序
司法省 刑事局 掛樋松治郎先生編著

註釋 行刑法規全書

1 行刑執務上最も重要なる「監獄法」及び「刑務所會計事務章程」の基本法に最近迄の關係諸法令、訓令、通牒、質疑回答、刑務所長會同の注意事項等一切を逐條的に網羅し、基本法と關係諸法令との關係を明確にす。

2 行刑の實務に携はる人、行刑の理論を探究せむとする人のその始めに繙くべきものは本書である。本書を用ゐずして論述される學理と實際には往々誤解が伴ひ易い。

3 行刑に關する凡ゆる書式一切を各條下に掲げ實際取扱上の便に資し、尚ほ諸報告期日、認可事項、文例等の附錄を附し事項別索引表をもつて讀者の檢索に便せり。

四六判 總布製 六〇〇餘頁 定價二圓
直接注文に限り 特價一圓八十錢

……◇正木先生本書に序して曰く◇……

法規通牒等を類別系統的註解書として一卷を編み出そうとするには相當な自信と明快な頭腦と勇氣が必要である。我が掛樋君はそれには最も應しい人格の所有者であることを知る私はそれだけで本著が成功することに些の疑を持たなかつた。……苟くも行刑學、刑事學等を研鑽されんとする諸先生、學生諸君、裁判檢察、行刑の實際に携はられつゝある諸賢に必携せられんことをすゝめる次第である。

東京市神田區錦町一ノ十四
松華堂書店
電話神田(25)二三一〇番
振替東京二一一九四番

編輯餘錄

□ 編輯子が正木先生の警告的論說を得てやつと編輯を終らんとするとき全く偶然にも在京刑務所の一級受刑者が逃走をして讀賣新聞の如きはそれが累進處遇令に對する晩鐘であるとさへ書き立てた。

□ 編輯子は累進處遇令が出來て以來始めての出來ごとだけに痛嘆久しうすると共にまた一面に於てよくもこの種の事件が今までに起らなかつたものであるとさへ感じたことであつた。しかし、他面に於て他囚のうける不信用の莫大なるべきことを意識しながら逃げ行く彼逃走囚の利己的行動——やはり犯罪は利己主義と深い關係のあるものなることを否定することが出來なくなつた。

□ 正木先生はその所論に於て利己主義教育即ち個人的教育學を痛罵して今日の累進處遇がそこに墮して居るなきやを杞憂するといはれたが、まさしくそれが杞憂でないといふ一端があらはれた。刑務官諸君！この事件で累進處遇を殺してはならぬ。しかし同時に更に眞の教育方法、囚人分類の眞諦に觸れることに全力を擧げねばならぬ。

□ 大きな刑務支所が假釋放に關していよ〳〵獨立することになつた。さきに作業に於て獨立して今また假釋放に付て獨立したことに付き支所の諸君は當局の眞意の奈邊にあるやを知らねばならぬのである。行刑は地位や格式にこだわるよりも實をとらねばならぬ。改悛した囚人を釋放するに本所を經由するの愚を避けるところに敎化の眞情のあらはれて居ることを忘れてはならぬ。

□ いよいよ八月十六日より第十一回國際會議がベルリンで開催される。わが國より參列される佐藤司法書記官の勞苦に敬意を表すると共に、刑罰思想の錯綜せる今次の會議の所産が興味深くまたれる。

昭和十年七月二十五日
——あき羅——

定價 一冊(稅共) 金二十五錢
六冊(稅共) 金一圓五十錢
十二冊(稅共) 金三圓
廣告料 一等一頁 金五十圓 二等一頁 金四十圓 普通一頁 金三十圓
注文規定 ●●御注文は總て前金のこと ●●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十年八月一日印刷納本
昭和十年八月六日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市飾葛區小菅町一二八四番地
印刷人 竹田益平
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京二五〇五九番

刑政第48巻第8号

矯正図書館

48e Année N° 8 Août 1935

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Masaki, A. — De l'excursion en groupe des prisonniers au point de vue pedagogique.

Aoki, S. — De l'officier pénitentiaire et la caractère.

Ogawa, T. — Des problèmes de la sociologie criminelle.

Takase, Y. — Du cinéma comme moyen éducatrice des prisonniers.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice